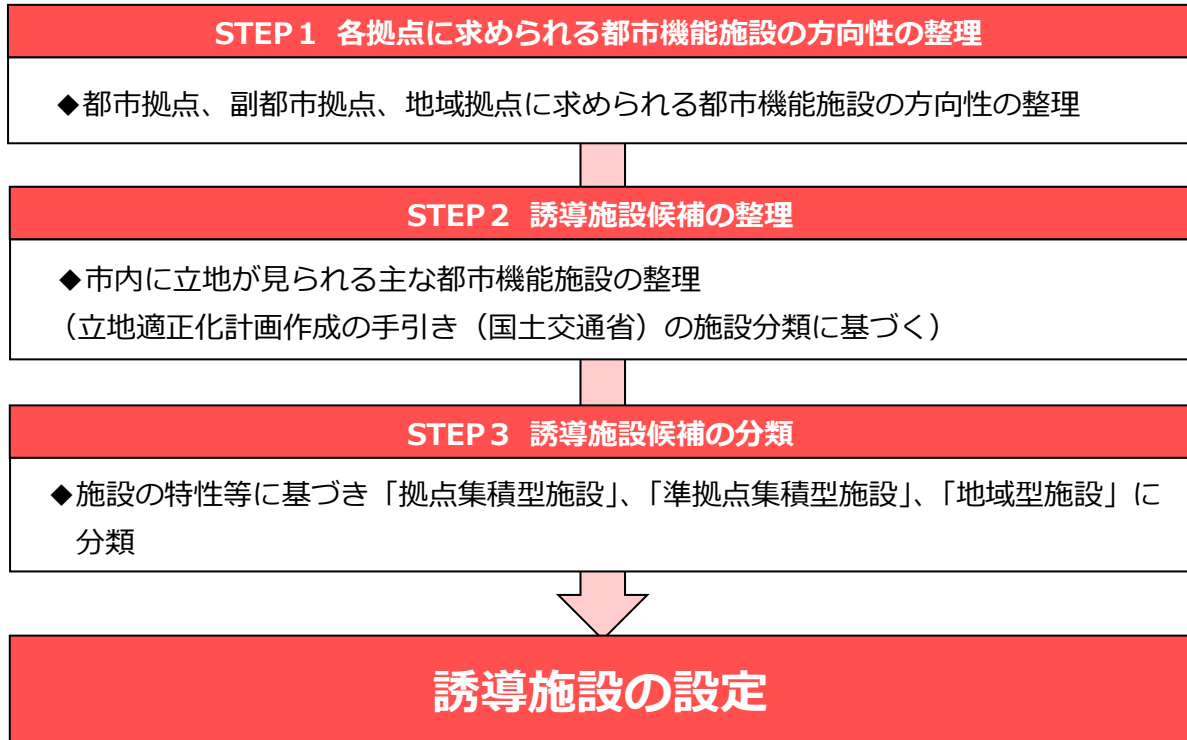


7 本市における誘導施設の設定

(1) 本市における誘導施設の設定フロー

「6-(2)想定される誘導施設のイメージ」を踏まえ、以下の流れに基づき本市の誘導施設を設定しました。

《本市における誘導施設の設定フロー（案）》



(2) 各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理（STEP 1）

都市機能誘導区域を設定する都市拠点、副都市拠点、地域拠点において、誘導を図る都市機能施設の方向性は以下のとおりです。

《各拠点で誘導を図る都市機能施設の方向性》

拠点区分	拠点名称	誘導を図る都市機能施設の方向性
都市拠点	熊谷駅周辺	・広域からの利用が想定される高次都市機能の維持・充実 ・各種都市機能施設の維持・充実
副都市拠点	籠原駅周辺	・日常生活で利用頻度の高い都市機能施設の維持・充実 ・子育て機能の維持・充実
地域拠点	妻沼地域 江南地域	・将来にわたり日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実

(3) 誘導施設候補の整理 (STEP 2)

「6-(2)想定される誘導施設のイメージ」で示した拠点ごとに想定される誘導施設のイメージに基づき、市内での立地状況を踏まえ、誘導施設の候補とした施設は以下のとおりです。

《誘導施設候補》

機能	施設名称	役割
行政	市役所	◆市の中核となる行政機能 ◆日常生活で利用するための行政窓口機能
	行政センター	
	出張所	
高齢者福祉	地域包括支援センター	◆高齢者福祉の拠点となる機能 ◆日常の介護や看護のサービスを受けることができる機能
	通所系施設	
	訪問系事業所	
	小規模多機能施設	
	入所系施設	
子育て	保育所	◆様々な保育ニーズに応えることができるサービスを提供する機能 ◆子育て支援の拠点となる機能
	認定こども園	
	地域型保育施設	
	児童クラブ	
	子育て支援関連施設	
商業	百貨店	◆集客力があり、まちのにぎわいを生み出す機能 ◆日常生活に必要な生鮮食品・日用品等の買い回りができる機能
	大規模小売店舗	
	スーパーマーケット	
	コンビニエンスストア	
医療	病院	◆総合的な医療サービスや日常的な診療を受けることができる機能
	診療所（休日夜間急患）	
	診療所（内科又は外科）	
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	◆対人窓口による金融サービスを提供する機能 ◆日常的な現金の引き出しや振り込み等のサービスを受けることができる機能
	JA・郵便局	
文化	文化ホール	◆市民の様々な活動や学習、レクリエーション活動を支える機能
	図書館・図書室	
	アリーナ	
	スポーツ施設	
	コミュニティーセンター	
	公民館	
	（仮称）北部地域振興交流拠点	◆県北地域の地域振興・産業振興を支える機能
教育	幼稚園	◆主に子どもや若年層を対象とした教育の中心的な役割を担う機能
	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	専修学校	
	大学	

(4) 誘導施設候補の分類 (STEP 3) と誘導施設の設定

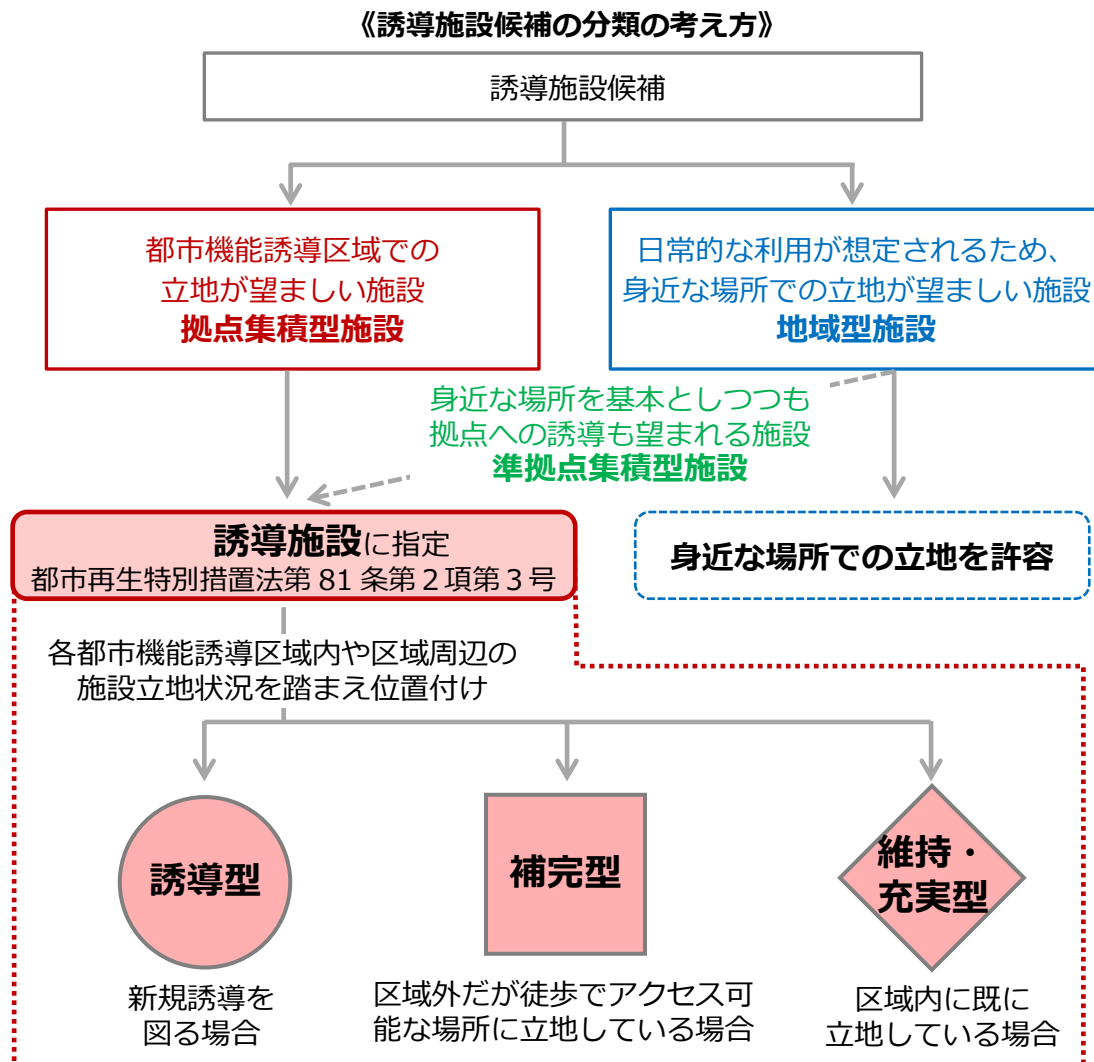
誘導施設の候補とした施設を、施設の特性等に基づき、「都市機能誘導区域での立地が望ましい施設（拠点集積型施設）」と「日常的な利用が想定されるため、身近な場所での立地が望ましい施設（地域型施設）」の2つに分類します。

その上で、「**拠点集積型施設**」及び「**身近な場所での立地を基本としつつも拠点への誘導も望まれる施設（準拠点集積型施設）**」については、立地適正化計画における法定の「**誘導施設**」に設定し、各種制度の活用も見据えながら、施設の立地誘導を図ります。

なお、現況で当該都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る場合は「誘導型」誘導施設として位置付けます。

ただし、「誘導型」に分類される場合においても、都市機能誘導区域からの徒歩圏（都市機能誘導区域から800m圏内）に立地している場合については、「補完型」誘導施設として位置付け、当該誘導区域内では機能が充足されているものとして扱い、「誘導型」のような積極的な立地誘導は促進しないものとします。当該施設の将来的な建替えの際においては、都市機能誘導区域内での立地を促進するものとして取り扱います。

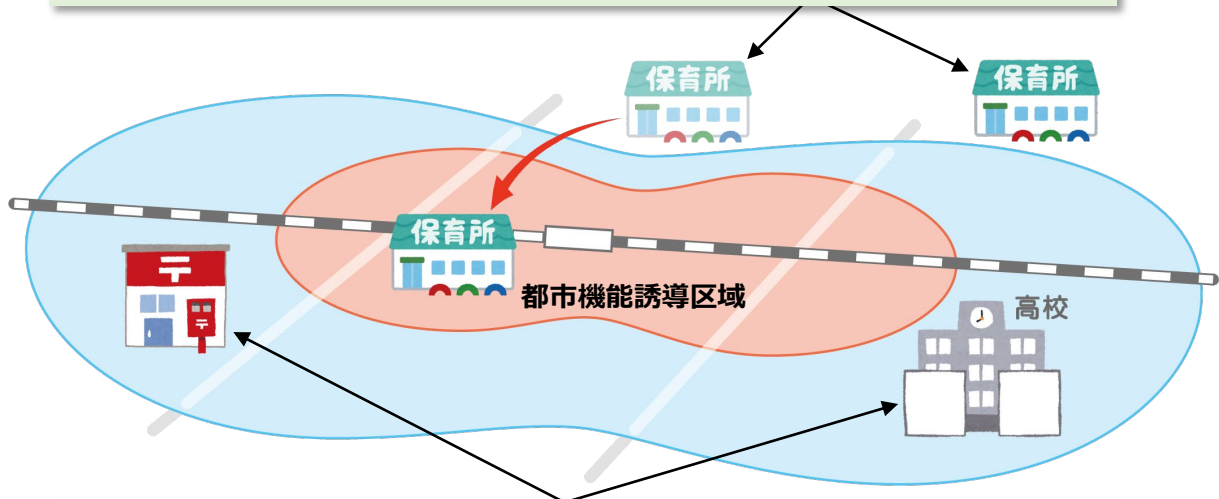
当該都市機能誘導区域内に既に立地している場合は、利便性を確保することを目的として、その維持を図るため、「維持・充実型」誘導施設として位置付けます。



《準拠点集積型施設と地域型施設のイメージ》

準拠点集積型施設

- ◆身近な地域での維持を図りつつ、都市機能誘導区域内へ誘導・集約も図る



地域型施設

- ◆都市機能誘導区域内への誘導・集約を行わず、身近な地域での維持を図る

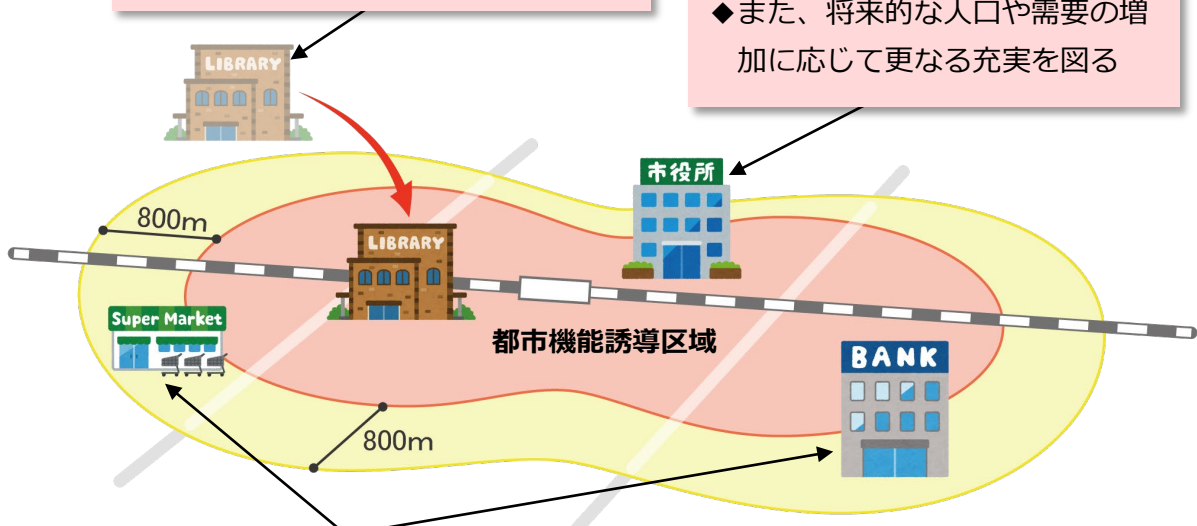
《誘導施設のタイプ別イメージ》

誘導施設（○：誘導型）

- ◆都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る

誘導施設（◇：維持・充実型）

- ◆都市機能誘導区域内に立地しており、将来にわたり維持を図る
- ◆また、将来的な人口や需要の増加に応じて更なる充実を図る



誘導施設（□：補完型）

- ◆都市機能誘導区域内から 800m 圏内に立地しており、施設の建替え等の際に区域内への誘導を図る

《本市における誘導施設設定の考え方》

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
行政	市役所	全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーする必要があるため、交通利便性の高い都市拠点での維持を図る ▶ 拠点集積型施設
	行政センター、出張所	少数で広範囲をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、副都市拠点、地域拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
高齢者福祉	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、医療など、さまざまな面から支える総合的な相談窓口であり、各施設で担当地区が定められているため、 地域型施設 とする
	通所系施設	これらの高齢者福祉施設は、日常的な利用が想定され、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう 地域型施設 とする
	訪問系事業所	
	小規模多機能施設	
	入所系施設	
子育て	保育所	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、働く若い世代を支える施設であるため、交通利便性が高く、多くの需要が見込まれる都市拠点・副都市拠点においても立地を図る ▶ 準拠点集積型施設
	認定こども園	
	地域型保育施設	
	児童クラブ	日常的な利用が想定されるため、 地域型施設 とする
	子育て支援関連施設	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、子育て中の親子の交流の場や育児不安等についての相談、育児情報の提供など、多様なサービスを提供しているため、交通利便性が高く利用がしやすい都市拠点・副都市拠点においても維持を図る ▶ 準拠点集積型施設
商業	百貨店	広域的な集客力を持ち、交流やにぎわいを創出する施設であることから、交通利便性の高い都市拠点・副都市拠点での維持を図る ▶ 拠点集積型施設
	大規模小売店舗	
	スーパーマーケット	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、生鮮食品、日用品等を扱い日常の暮らしを支える重要な施設であるため、各拠点においても維持を図る ▶ 準拠点集積型施設
	コンビニエンスストア	日常的な利用が想定されるため、 地域型施設 とする
医療	病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、全市民や市外からの利用も想定されることから、利用者のアクセス等を考慮して、各拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
	診療所（休日夜間急患）	休日や夜間などの緊急時に対応する施設であるため、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
	診療所（内科又は外科）	市民の身近な医療施設として、日常的な利用が想定されるため、 地域型施設 とする

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	日常生活における現金の引出しのほか、決済、融資等の窓口業務を行う施設であり、駅前や商業・業務地に立地する傾向が見られるため、各拠点での維持を図る ▶ 拠点集積型施設
	JA・郵便局	現金の引出しや振込等の日常的な利用が想定され、市内全域に点在しているため、 地域型施設 とする
文化	文化ホール	公共施設等総合管理計画に基づく取組と連携を図る
	図書館・図書室	全市民による利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、各拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
	アリーナ	広域的な集客が想定され、交流やにぎわいを創出するとともに、市のシンボルとなる施設であることから、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
	スポーツ施設	市民の健康増進等に資する施設であり、日常的な利用が想定されるため、 地域型施設 とする
	コミュニティーセンター	コミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域（エリア）単位又は校区（コミュニティ）単位に基づき 地域型施設 とする
	公民館	
	（仮称）北部地域振興交流拠点	県北地域の地域振興・産業振興を支える施設であるため、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る ▶ 拠点集積型施設
教育	幼稚園	日常的な利用が想定されるため、 地域型施設 とする
	小学校	
	中学校	
	高等学校	市内から多くの利用が想定され、市内に点在しているため、 地域型施設 とする
	専修学校	若年層が集い、まちのにぎわい創出に資する施設であり、駅前周辺に立地する傾向が見られるため、都市拠点・副都市拠点での維持を図る ▶ 拠点集積型施設
	大学	若年層が集い、まちのにぎわい創出に資する施設だが、市内での立地状況を踏まえ、 地域型施設 とする

《本市における誘導施設の設定》

機能	施設名称	都市拠点	副都市拠点	地域拠点	
		熊谷駅 周辺	籠原駅 周辺	妻沼 地域	江南 地域
行政	市役所	◇	—	—	—
	行政センター、出張所	—	□	□	◇
高齢者福祉	地域包括支援センター	—	—	—	—
	通所系施設	—	—	—	—
	訪問系事業所	—	—	—	—
	小規模多機能施設	—	—	—	—
	入所系施設	—	—	—	—
子育て	保育所	◇	◇	—	—
	認定こども園	◇	○	—	—
	地域型保育施設	◇	◇	—	—
	児童クラブ	—	—	—	—
	子育て支援関連施設	◇	◇	—	—
商業	百貨店	◇	—	—	—
	大規模小売店舗	◇	◇	—	—
	スーパーマーケット	◇	◇	◇	◇
	コンビニエンスストア	—	—	—	—
医療	病院	◇	□	○	◇
	診療所（休日夜間急患）	□	—	—	—
	診療所（内科又は外科）	—	—	—	—
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	◇	◇	◇	◇
	JA・郵便局	—	—	—	—
文化	文化ホール	公共施設等総合管理計画に基づく取組と連携を図る			
	図書館・図書室	◇	○	◇	□
	アリーナ	○	—	—	—
	スポーツ施設	—	—	—	—
	コミュニティーセンター	—	—	—	—
	公民館	—	—	—	—
	（仮称）北部地域振興交流拠点	○	—	—	—

○：誘導型 □：補完型 ◇：維持・充実型

《本市における誘導施設の設定》

機能	施設名称	都市 拠点	副都市 拠点	地域拠点	
		熊谷駅 周辺	籠原駅 周辺	妻沼 地域	江南 地域
教育	幼稚園	—	—	—	—
	小学校	—	—	—	—
	中学校	—	—	—	—
	高等学校	—	—	—	—
	専修学校	◇	◇	—	—
	大学	—	—	—	—

○：誘導型 □：補完型 ◇：維持・充実型

(5) 誘導施設の定義

本市の誘導施設の定義は以下のとおりです。

《本市における誘導施設の定義》

機能	対象施設	定義
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	行政センター、出張所	地方自治法第155条第1項に規定する施設
子育て	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	地域型保育施設（小規模保育事業、事業所内保育事業）	児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設
	子育て支援関連施設	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
商業	百貨店	一般社団法人日本百貨店協会の加盟店
	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む）
	スーパーマーケット	生鮮食料品を販売している店舗で、店舗の用に供される床面積が1,000㎡以上の商業施設
医療	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
	診療所（休日夜間急患）	内科・小児科を診療科目として、日曜日・祝日・夜間（22時頃）においても診療を行う診療所
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	銀行法第2条第1項に規定する銀行 信用金庫法第4条に規定する信用金庫 労働金庫法第6条に規定する労働金庫 中小企業等協同組合法第9条第8項に規定する信用組合
文化	図書館・図書室	図書館法第2条第1項に定める図書館であり、熊谷市立図書館条例第2条に定められた図書館
	アリーナ	延床面積3,000㎡以上であり、スポーツを観戦するためのスタンド（傾斜がある階段状の観客席）を有する施設
	（仮称）北部地域振興交流拠点	コミュニティひろばにおいて県北地域の地域振興・産業振興の拠点となる施設
教育	専修学校	学校教育法第124条に規定する専修学校

第6章 防災指針

第6章では、居住誘導区域内を中心とした防災の取組を示します。

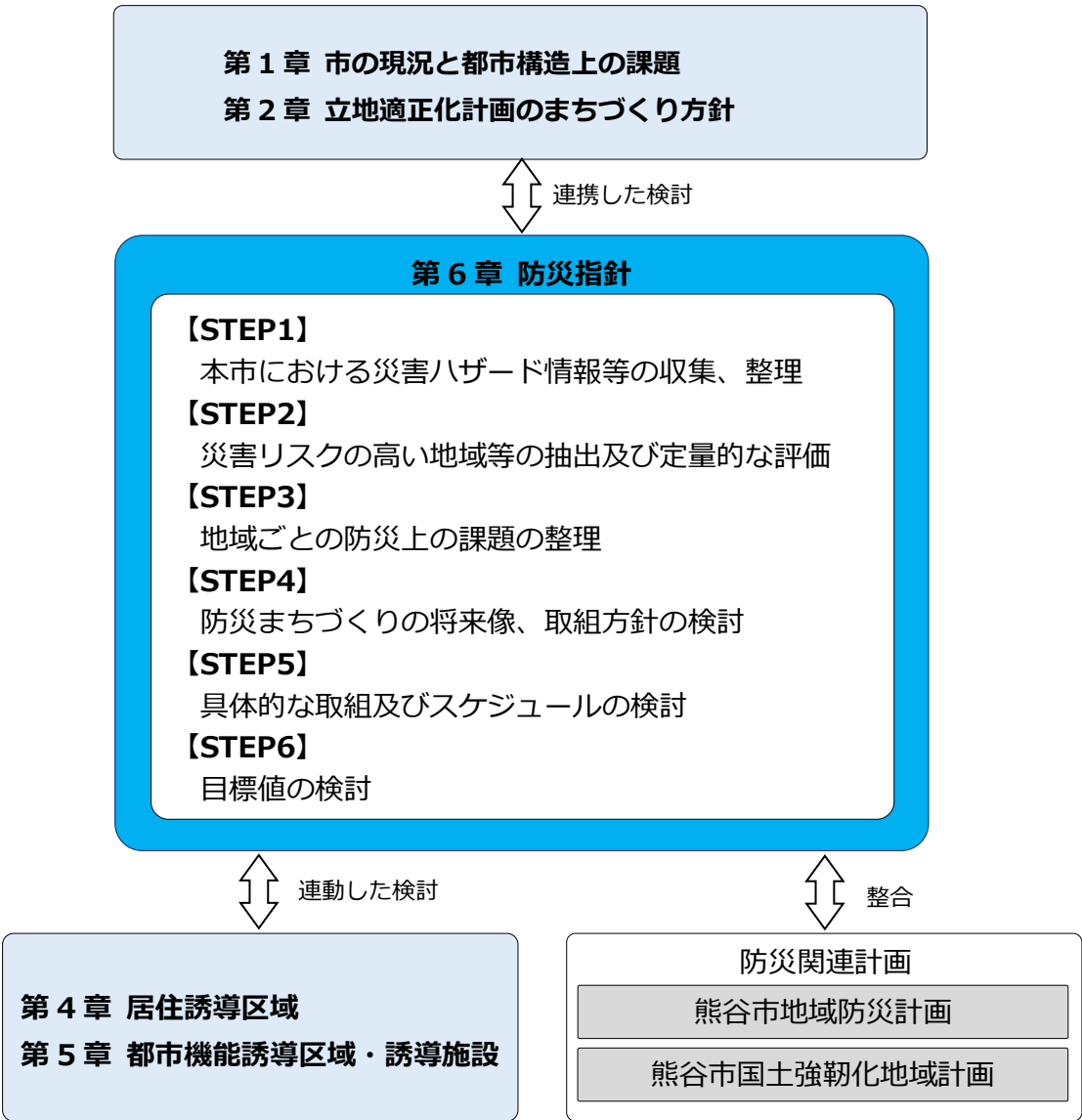
1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、防災指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるものです。

防災指針の検討結果は、「第4章 居住誘導区域」、「第5章 都市機能誘導区域・誘導施設」と連動することにより、詳細な災害リスクを考慮した誘導区域設定を行うとともに、「第1章 市の現況と都市構造上の課題」、「第2章 立地適正化計画のまちづくり方針」とも連携を図っています。

また、防災指針は防災に係る計画である「熊谷市地域防災計画」や「熊谷市国土強靱化地域計画」と整合を図りながら検討を行いました。

《防災指針の検討フロー及び他項目等との連携》



2 本市における災害ハザード情報等の収集、整理

居住誘導区域や都市機能誘導区域等における災害リスク分析を行うにあたっては、発生するおそれのある災害ハザード情報を網羅的に収集・整理することが必要となります。

本市では、洪水、雨水出水（内水）、土砂災害等に係る災害ハザード情報の収集・整理を行いました。

なお、洪水浸水想定区域には 1,000 年に 1 度程度の降雨を想定した「想定最大規模」、30～200 年に 1 度程度の降雨を想定した「計画規模」を基に作成した 2 種類のデータがあるため、それぞれの算出条件を以下に示します。

【計画規模の算出条件】

- ①荒川流域（荒川流域の 72 時間総雨量 516mm）
- ②利根川流域（利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 336mm）
- ③吉野川流域（吉野川流域 24 時間総雨量 217.1mm）
- ④市野川流域（市野川流域の 48 時間総雨量 573.3mm）
- ⑤小山川流域（小山川流域の 24 時間総雨量 238mm）
- ⑥石田川流域（石田川・蛇川流域の 24 時間総雨量 193mm）
- ⑦中川流域（中川流域の 48 時間総雨量 355mm）※
- ⑧福川流域（福川流域の 24 時間総雨量 238mm）
- ⑨和田吉野川流域（和田吉野川流域の 48 時間総雨量 325mm）

【想定最大規模の算出条件】

- ①荒川流域（荒川流域の 72 時間総雨量 632mm）
- ②利根川流域（利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm）
- ③吉野川流域（吉野川流域 24 時間総雨量 690mm）
- ④市野川流域（市野川流域の 48 時間総雨量 819mm）
- ⑤小山川流域（小山川流域の 24 時間総雨量 636mm）
- ⑥石田川流域（石田川・蛇川流域の 24 時間総雨量 658mm）
- ⑦中川流域（中川流域の 48 時間総雨量 596mm）※
- ⑧福川流域（福川流域の 24 時間総雨量 671mm）
- ⑨和田吉野川流域（和田吉野川流域の 48 時間総雨量 870mm）

※市内では、新星川及び一級河川星川が流域に該当

【参考】熊谷市ハザードマップと施設整備計画（河川整備計画等）での降雨確率の違い

平成 27（2015）年 1 月に国土交通省が示した「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」では、基本的な枠組みとして以下の考えが示されました。

「新たなステージ」に対応するためには、「想定外」の事態をなくすべく不断の取り組みを行っていく必要がある。そのためには、地震・津波対策と同様に、洪水対策等においても「最悪の事態」を視野に入れて備えていくべきである。具体的には、**洪水等についても最大クラスの外力（大雨等）を想定して対策を進めることが必要**である。

しかしながら、**そのような外力に対して施設によって守りきることは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではない。**

国民生活の安定を図るため、一定程度の発生頻度の外力に対して安全を確保していく必要があり、これまで進めてきているように、**「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超えるような降雨等に対しては、施設では守りきれないことを認識して取り組むことが必要**である。

「新たなステージに対応した防災・減災」においては、住民、企業をはじめとする社会の各主体が、**最大クラスの外力に対しては「施設では守りきれない」との危機感を共有**し、それぞれが備え、また協働して災害に立ち向かう社会を構築していくことが重要である。

その際には、**ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とすべき**である。

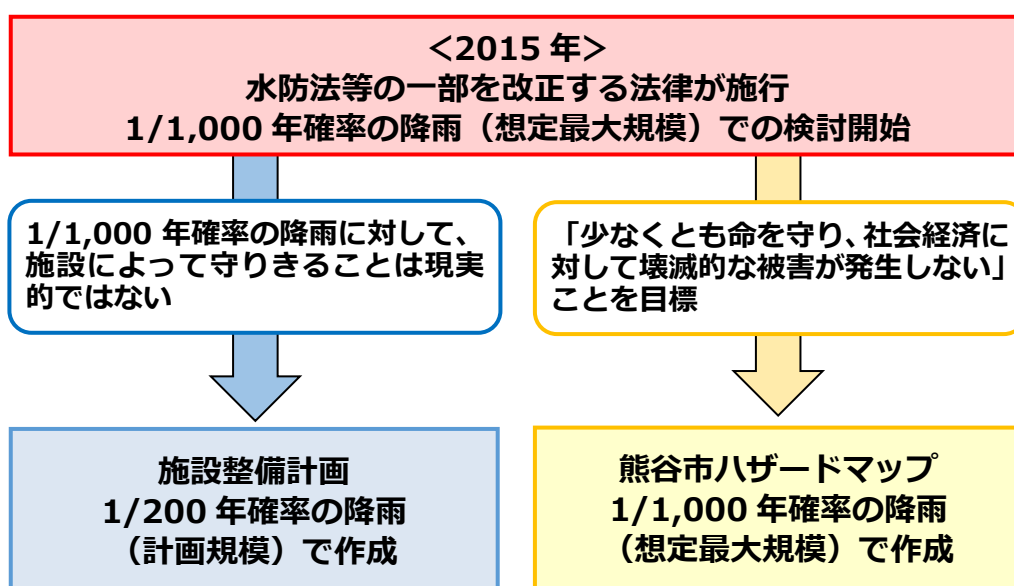
近年、水害等の分野においては、「最悪の事態」はもとより危機的な状況に遭遇した経験がほとんどなく、地震・津波災害と比べても社会全体として危機感が希薄であり災害への備えも不十分である。

このため、まず「最悪の事態」として何が起こるのか、最大クラスの外力とそれによる被害を想定した上で、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要である。

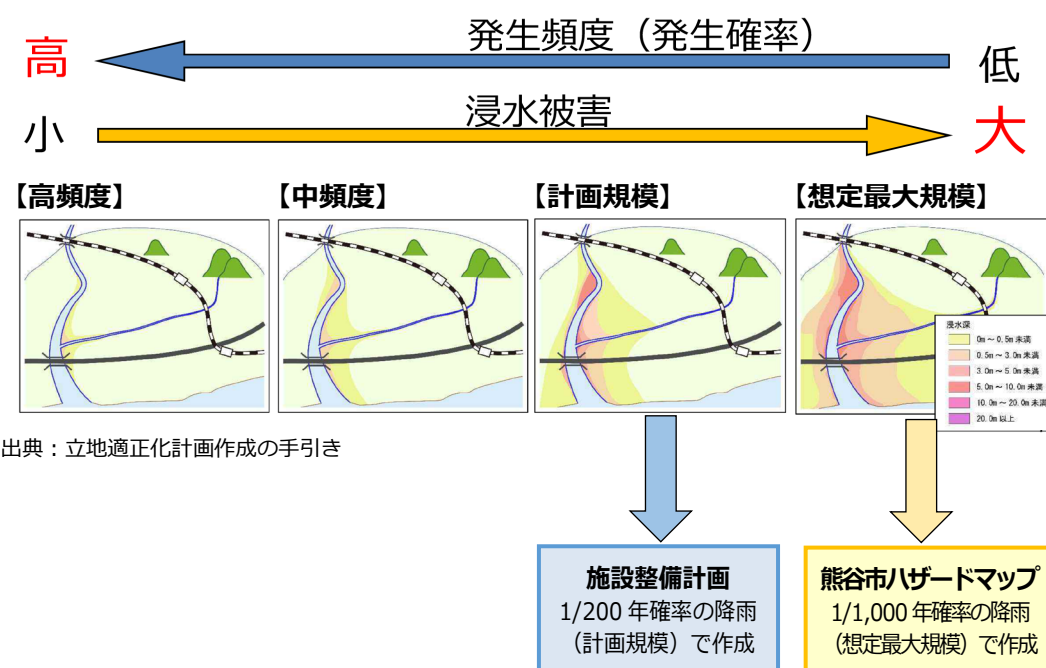
この背景を踏まえ、平成 27（2015）年 11 月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、ハザードマップ作成において「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画規模）」に加え、「想定しうる最大規模の降雨（想定最大規模）」も対象となりました。

そのため、上記の法改正の後に作成した熊谷市ハザードマップは、1/1,000 年確率の降雨を想定した「想定最大規模」を採用しています。

《熊谷市ハザードマップ及び施設整備計画の降雨確率の関係性》



【参考】洪水の発生頻度と浸水被害の関係性



出典：立地適正化計画作成の手引き

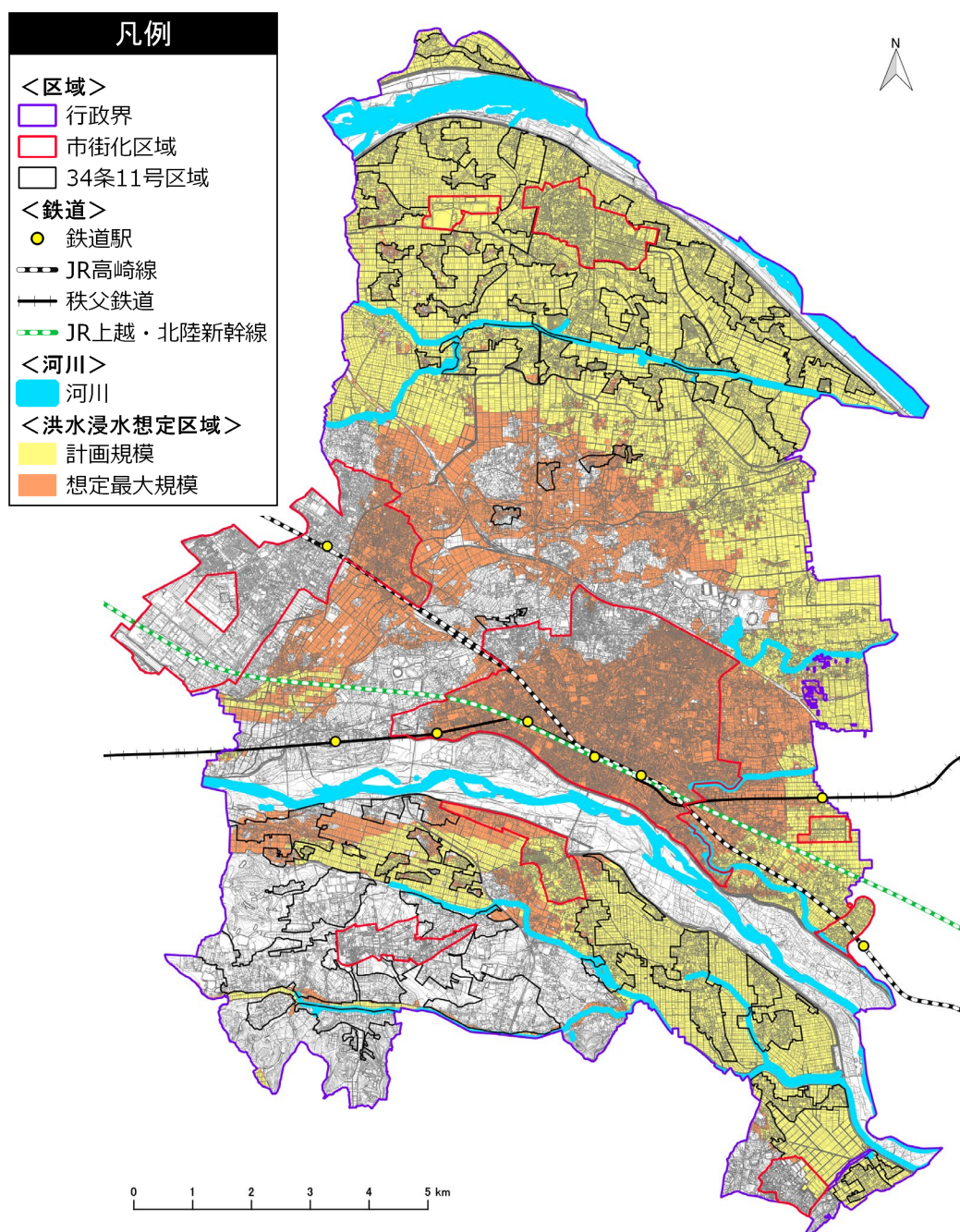
(1) 洪水に関する多段階の発生頻度によるハザード情報

本市は広範囲にわたり洪水浸水想定区域が指定されており、計画規模では市域の36.6% (5,854ha)、想定最大規模では市域の57.4% (9,180ha) が洪水浸水想定区域に含まれています。

想定最大規模になると、熊谷駅周辺及び籠原駅東部などの市街化区域も洪水浸水想定区域に含まれます。

市西部及び南西部は台地となっているため、計画規模及び想定最大規模ともに、浸水想定区域には含まれていないエリアが多く見られます。

《計画規模と想定最大規模の洪水浸水想定区域重ね図》



出典：荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、埼玉県

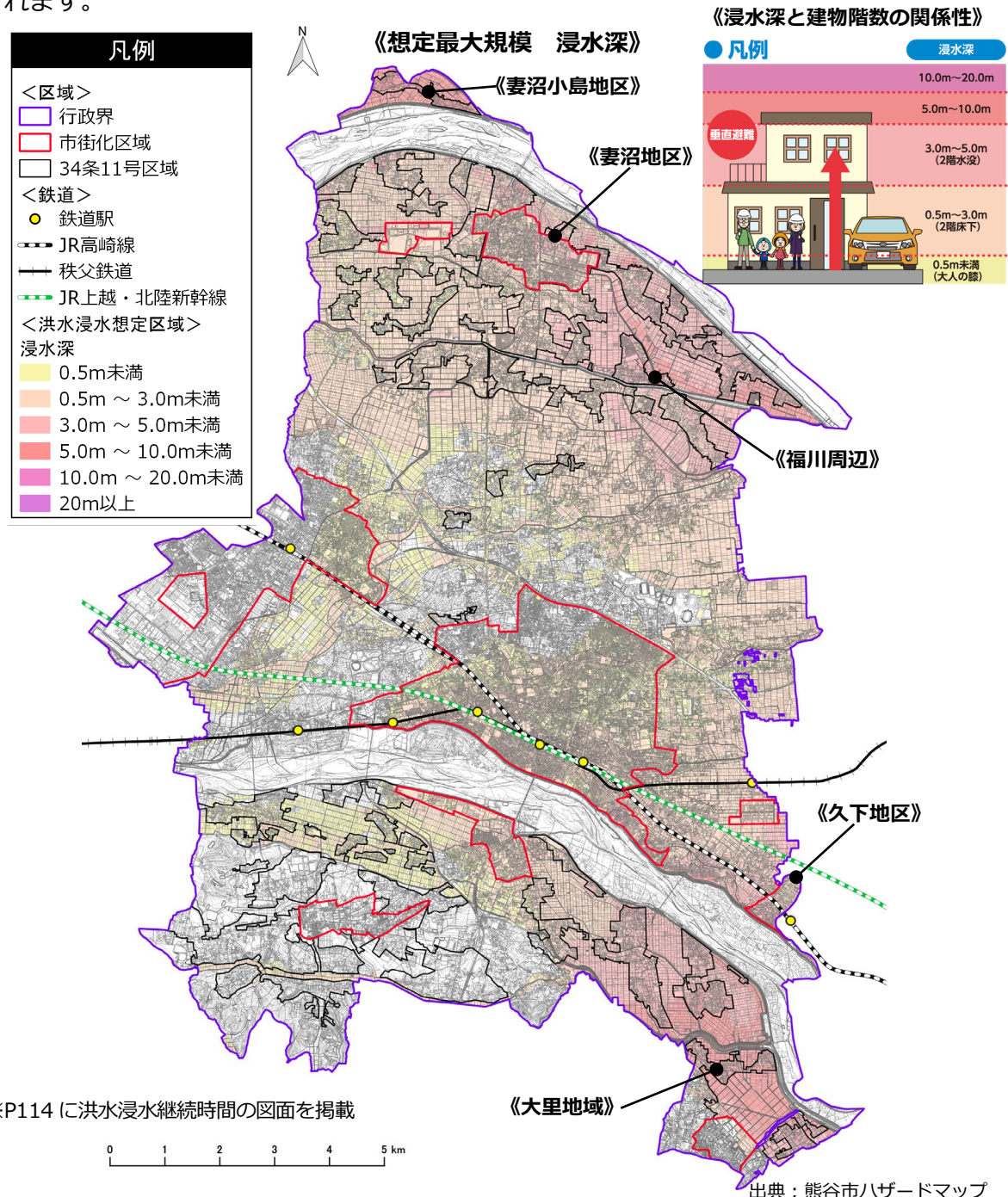
(2) 洪水に関する浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域

1) 洪水浸水深（想定最大規模（再掲））

妻沼小島地区、福川周辺及び大里地域においては、住宅等の3階以上にも被害が及ぶ浸水深5mを超える想定区域が多く見られます。

市街化区域でも妻沼地区や久下地区では、住宅等の2階が水没する浸水深3m以上の区域が広範囲にわたり見られます。

また、これらの地区では洪水浸水継続時間が72時間以上※となっている地区が多く、他の市街化区域が12時間未満となっているのに対し、長期間の浸水継続時間が予測されます。

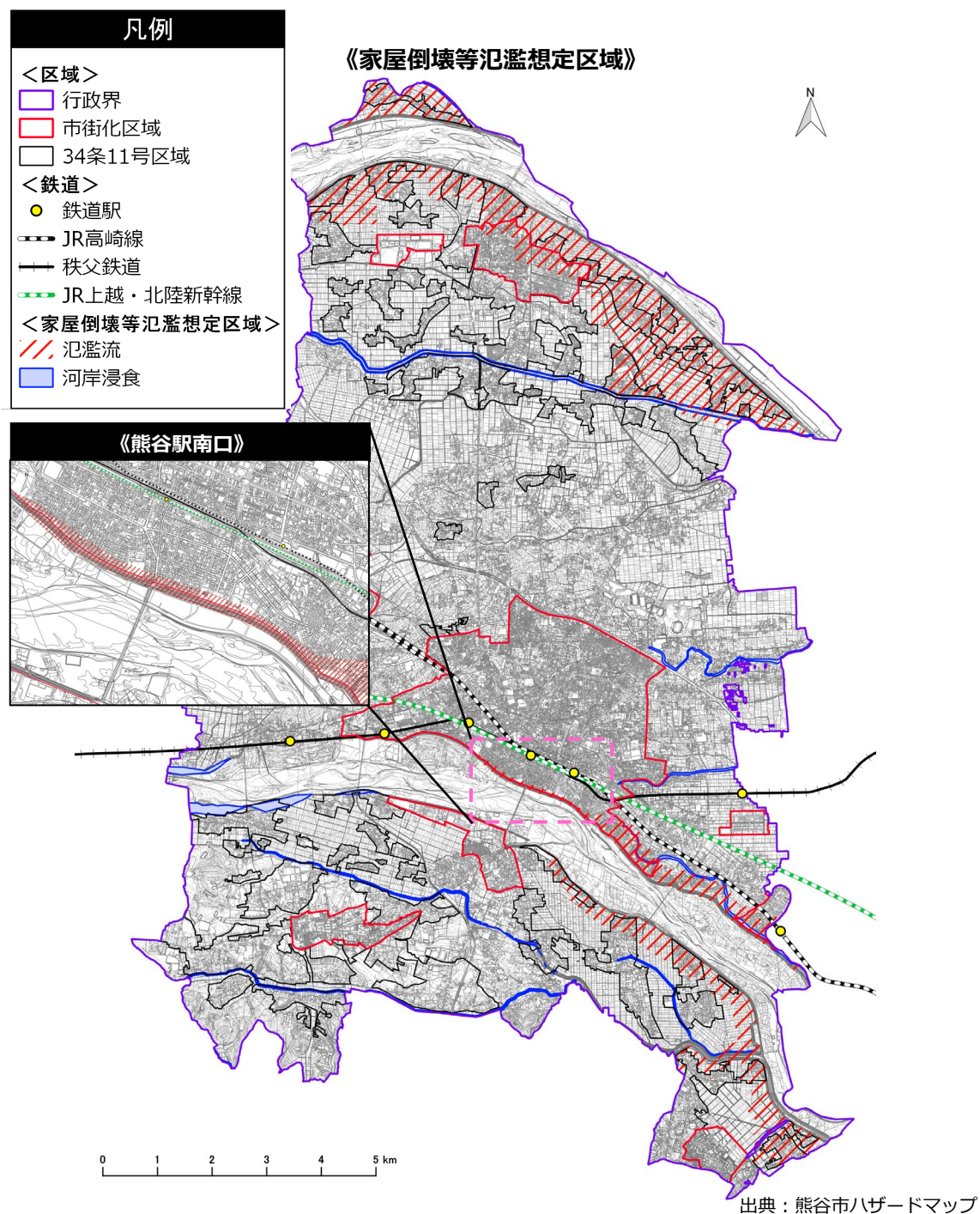


2) 家屋倒壊等氾濫想定区域

利根川や荒川に面した区域では、広範囲にわたり家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が指定され、その範囲は、妻沼地域や熊谷駅南側の市街化区域にも見られます。

福川や和田吉野川など複数の河川においても、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）の指定が見られますが、市街化区域での指定は久下地区など一部にとどまり、多くは市街化調整区域となっています。

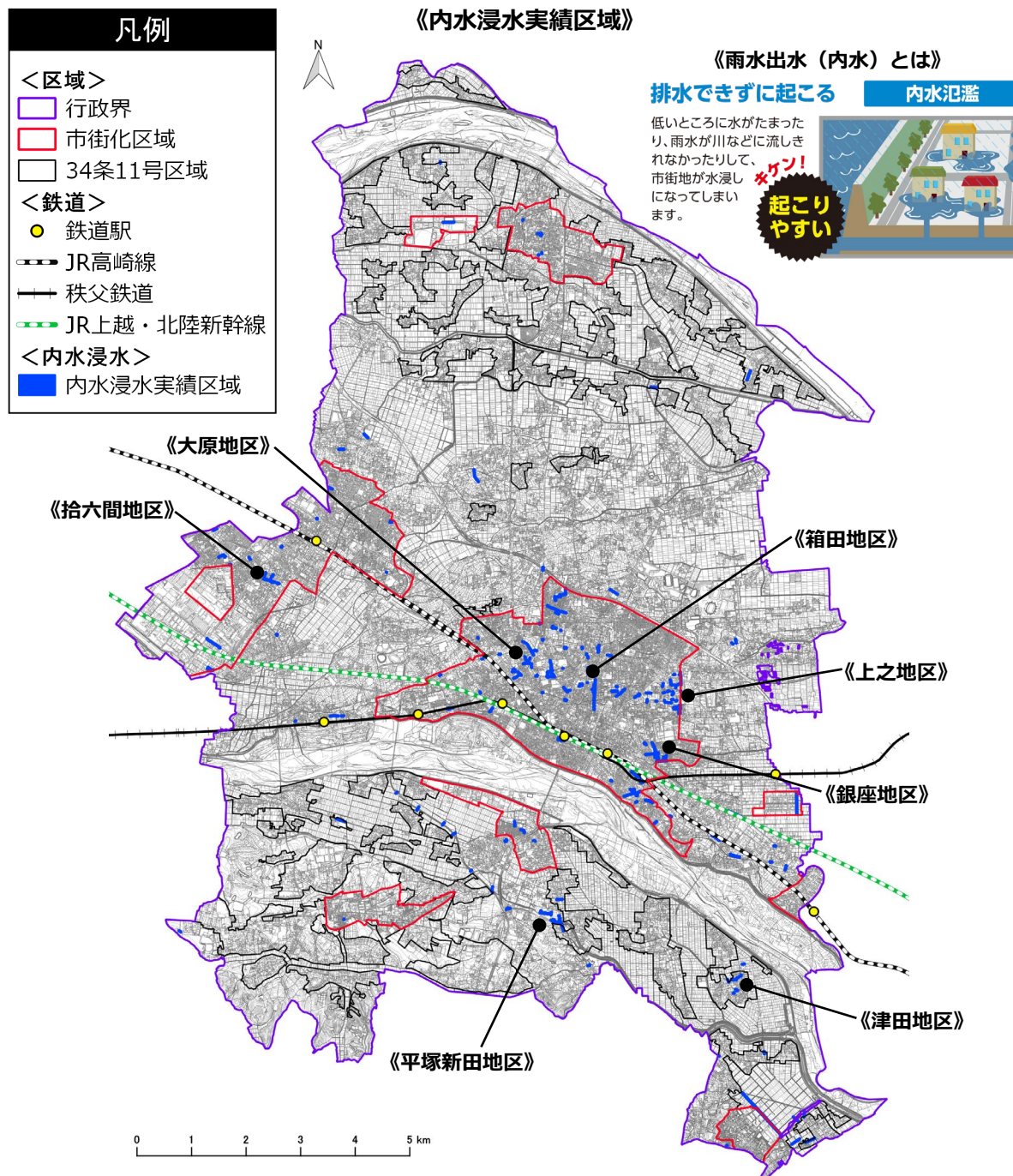
また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）の多くは河川沿いの狭いエリアのみを区域としているのに対して、市西部の荒川における家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、河川から離れたエリアも含み、比較的広範囲な区域が指定されています。



(3) 雨水出水（内水）に関する情報

雨水出水(内水)の浸水実績は、主に市街化区域内で見られ、上之地区、銀座地区、箱田地区、大原地区など市中央部が多くなっています。その他では籠原駅南側の拾六間地区等の一部の範囲でのみ実績があります。

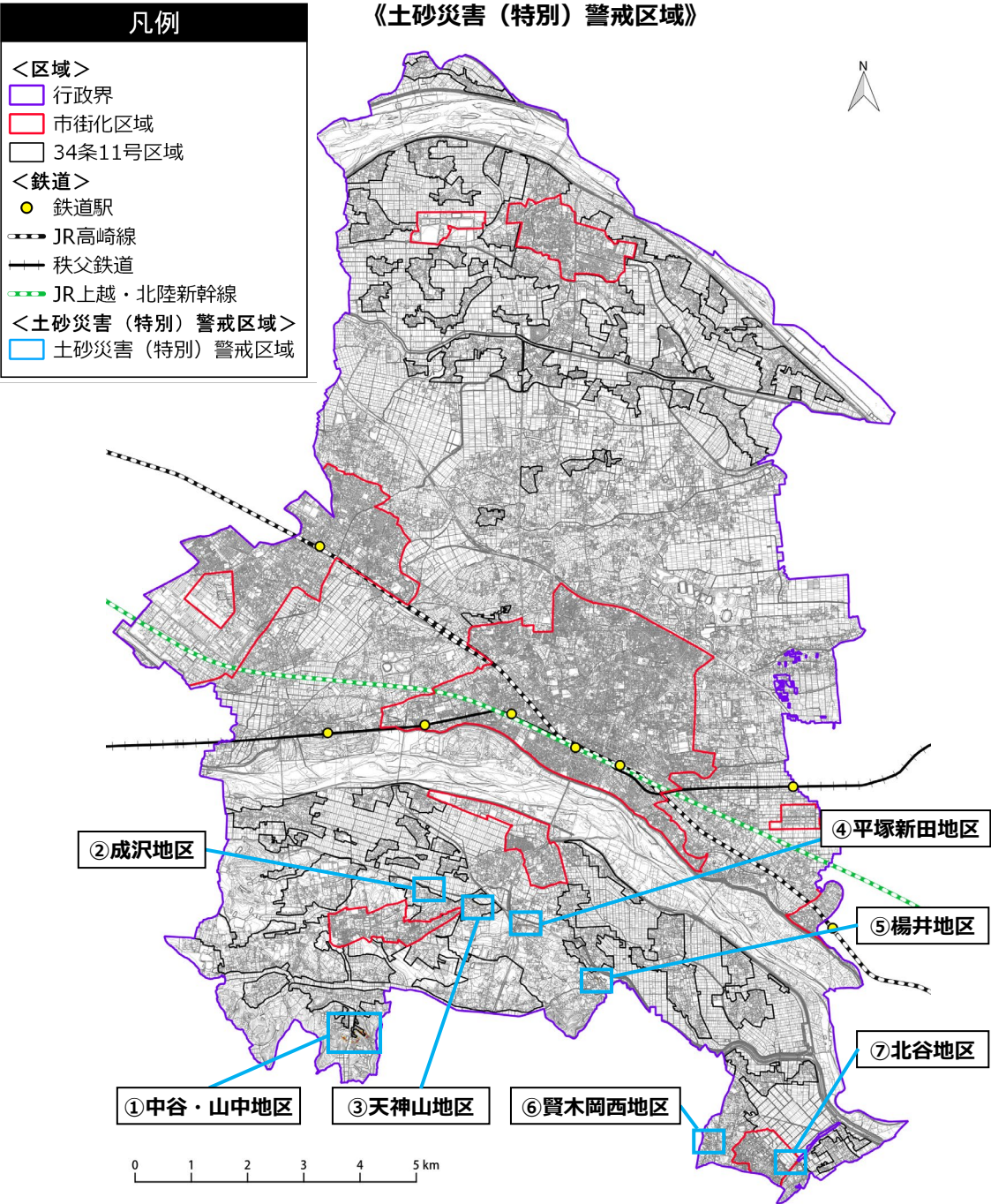
雨水出水(内水)は、雨量が排水施設的能力を超えた際に発生する災害のため、市街化調整区域での発生は少ない傾向にあります。市南部の平塚新田地区や津田地区では比較的多くの浸水実績が見られます。



出典：熊谷市ハザードマップ

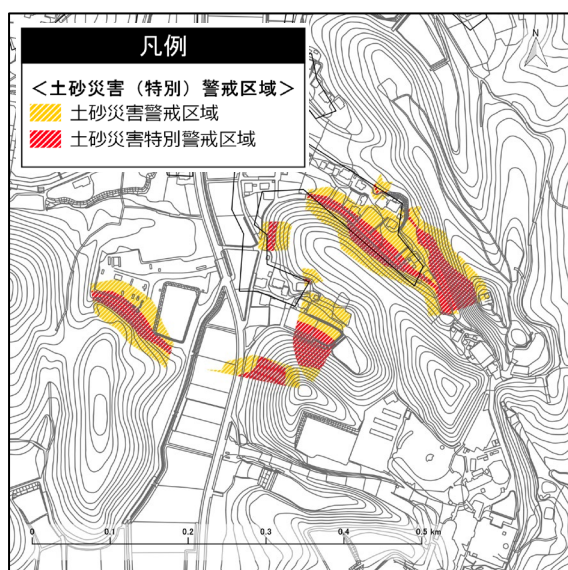
(4) 土砂災害に関する情報（再掲）

土砂災害（特別）警戒区域は、市南部において15箇所（7地区）指定されていますが、
全て市街化調整区域で、いずれも小規模な範囲となっています。



出典：熊谷市都市計画基本方針等策定基礎調査

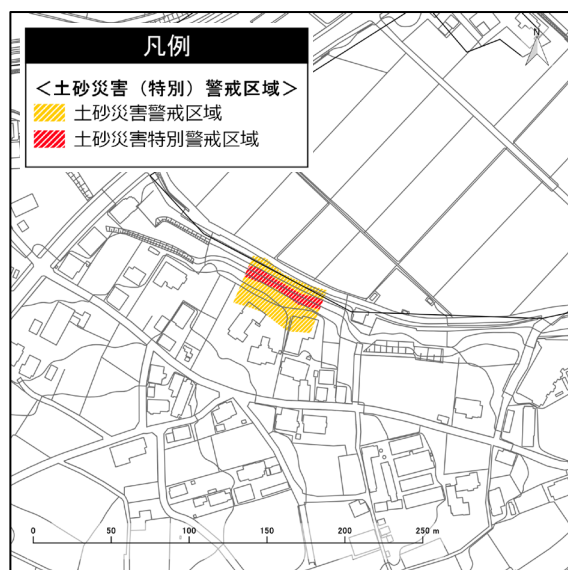
《①中谷・山中地区（8箇所）》



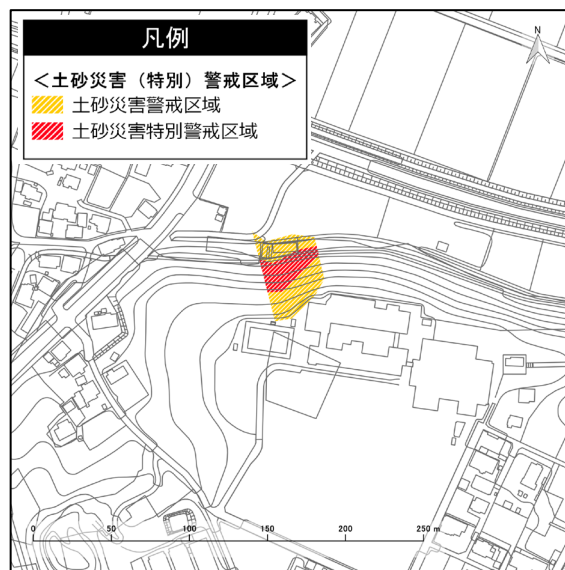
《②成沢地区（2箇所）》



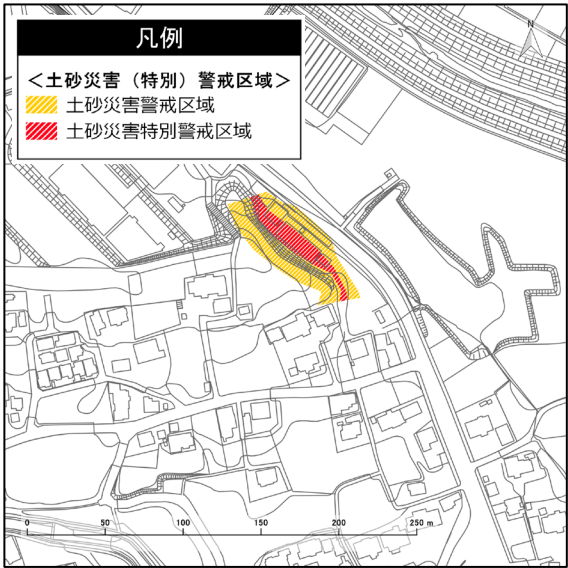
《③天神山地区》



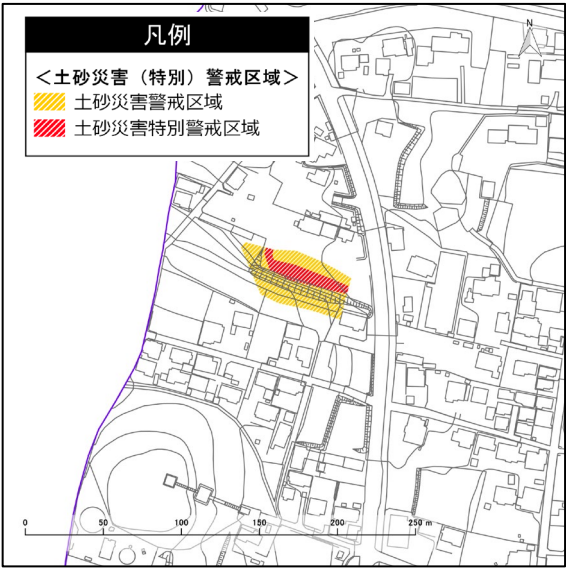
《④平塚新田地区》



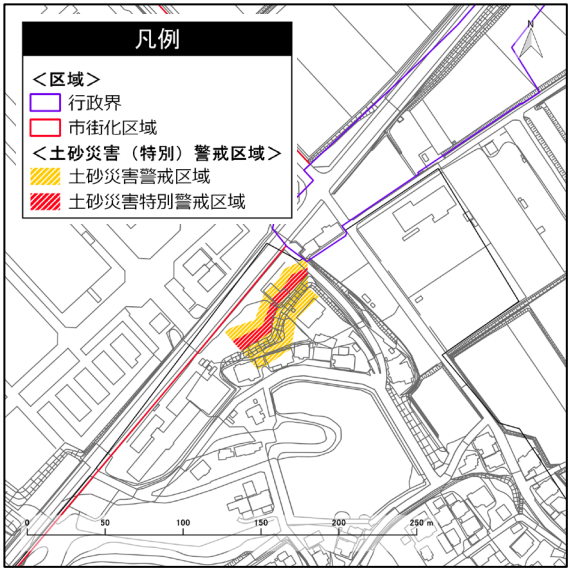
《⑤楊井地区》



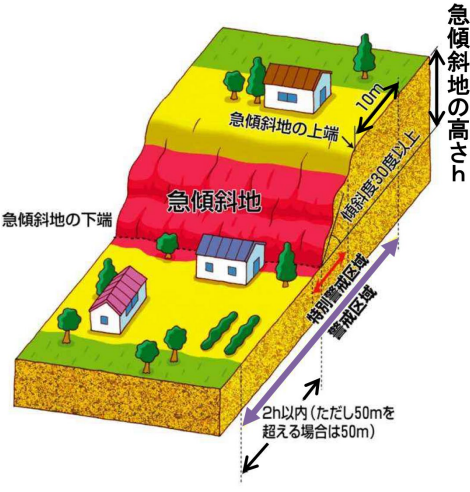
《⑥賢木岡西地区》



《⑦北谷地区》



【参考】《土砂災害（特別）警戒区域のイメージ（急傾斜地の崩壊）》※傾斜度が 30°以上である土地が崩壊する自然現象

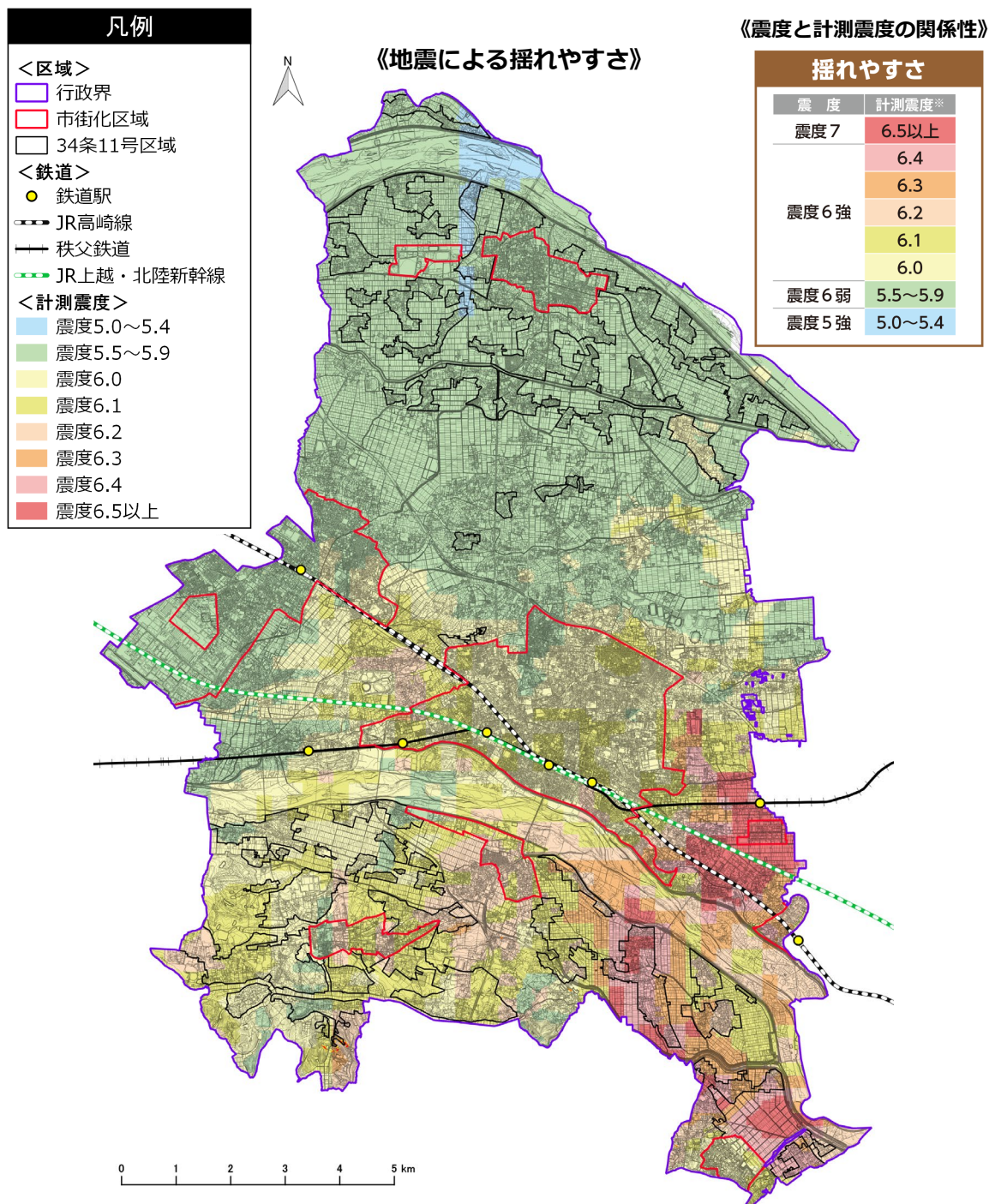


出典：立地適正化計画作成の手引き

(5) 地震（揺れやすさ）に関する情報

関東平野北西縁断層帯地震による想定震度※を見ると、計測震度（震度計で計測される震度）6.5 以上による大きな揺れはソシオ流通センター駅周辺など市東部で広範囲にわたり想定されており、市西部や北部にいくにつれて、想定震度は小さくなっています。

※「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を基に、本市の被害が最も大きくなる「破壊開始点：中央」を震源とする地震による震度分布を参考にして作成

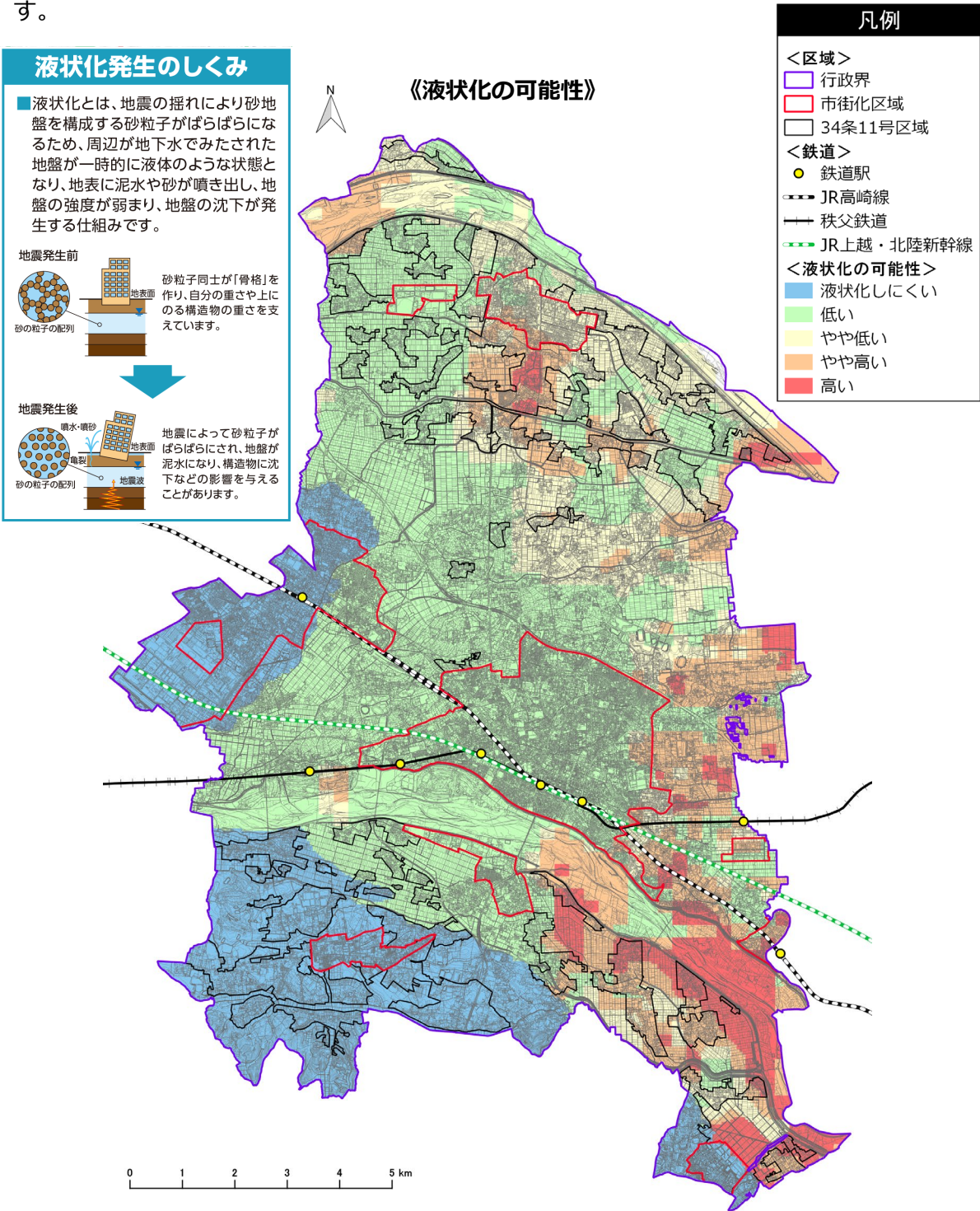


出典：熊谷市ハザードマップ

(6) 地震（液状化）に関する情報

「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」の地形・地下水位データ、想定される地表震度等を基に液状化の可能性を推定した結果を見ると、液状化の可能性が高い区域は行田駅周辺など市南東部で広範囲にわたって見られます。

市東部や北部でも液状化の可能性が高い区域が見られますが、籠原駅周辺の市西部、江南地域の市街化区域周辺や船木台地区などの市南部は液状化しにくい区域となっています。

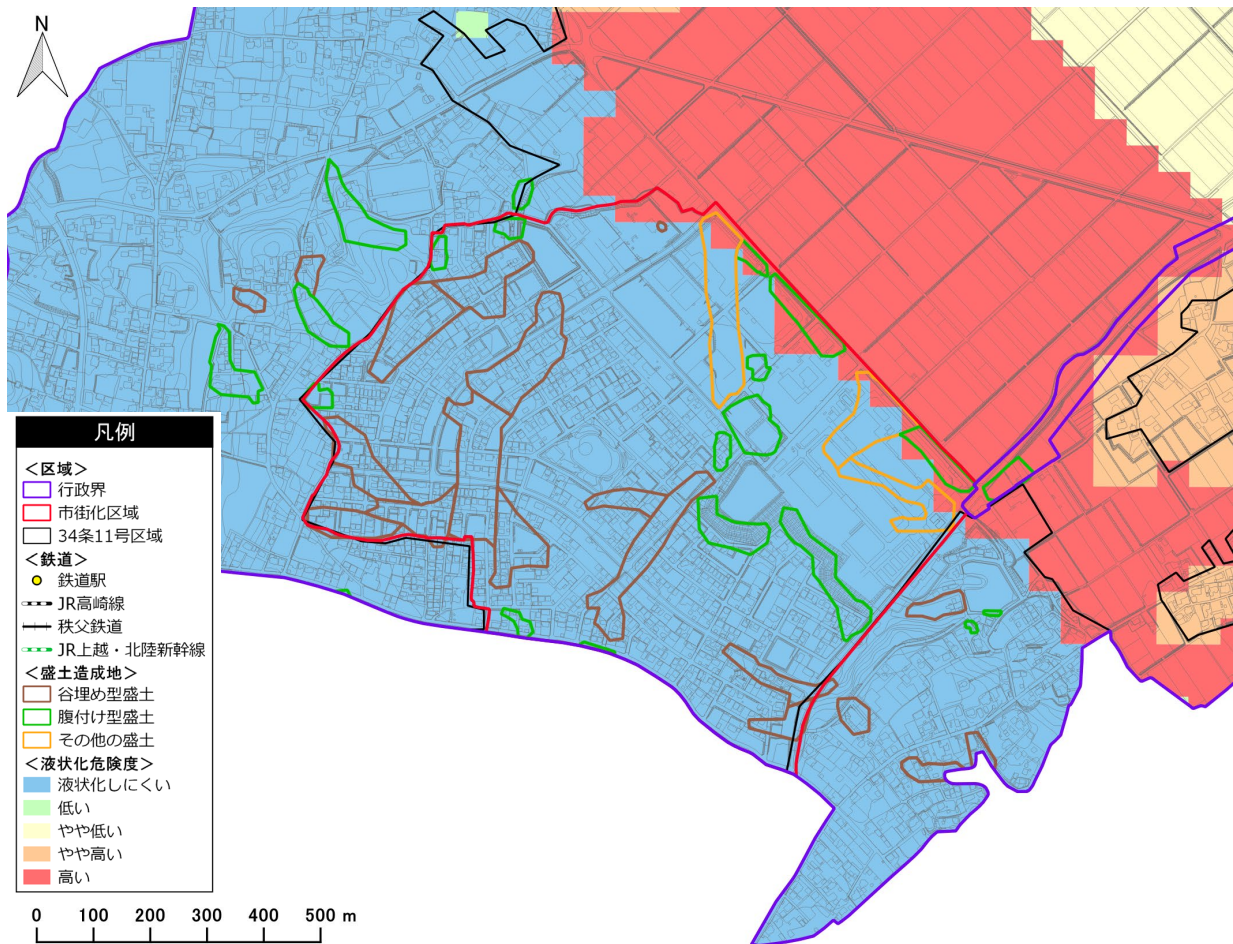


(7) 大規模盛土造成地に関する情報

大規模な盛土造成地は、船木台地区に存在しており、谷埋め型盛土として広範囲にわたって見られます。

船木台地区の盛土造成地は、比較的新しい時期の土地区画整理事業により適切な施工が行われ、効果的な対策が講じられていることが確認されています。

《大規模盛土造成地と液状化危険度の重ね図》

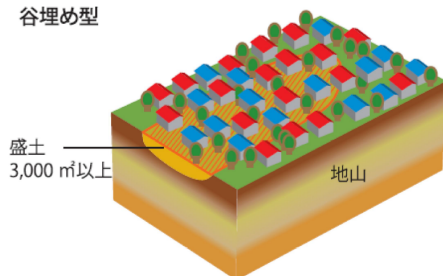


出典：大規模盛土造成地マップ、熊谷市ハザードマップ

【参考】大規模盛土造成地とは

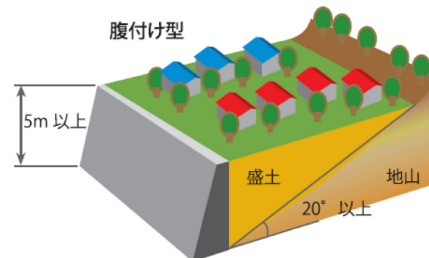
- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上

谷埋め型



- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

腹付け型



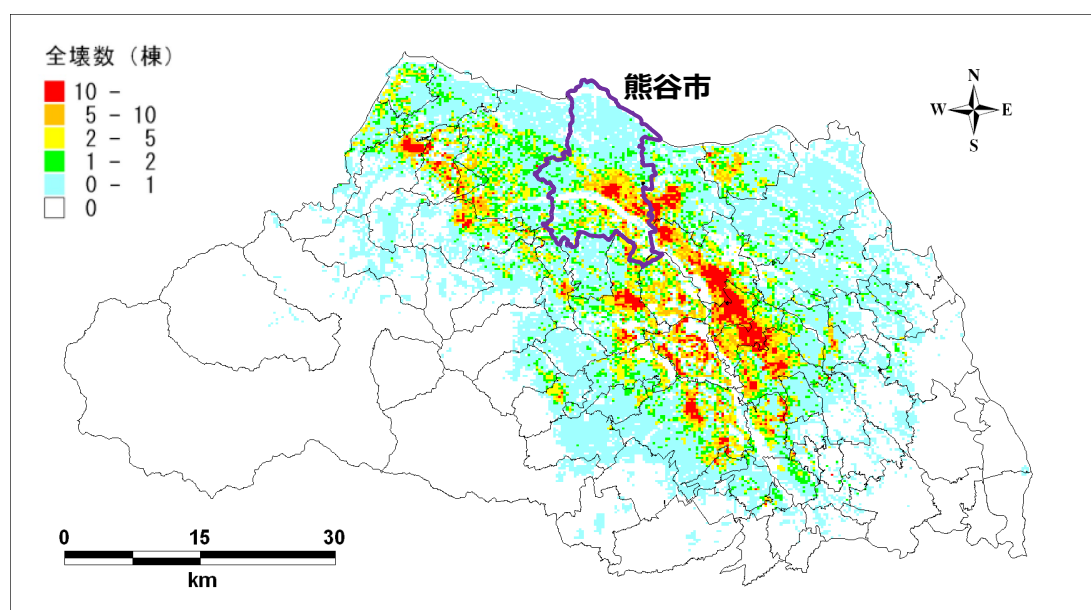
出典：国土交通省 HP

(8) 地震（建物被害・火災被害）に関する情報

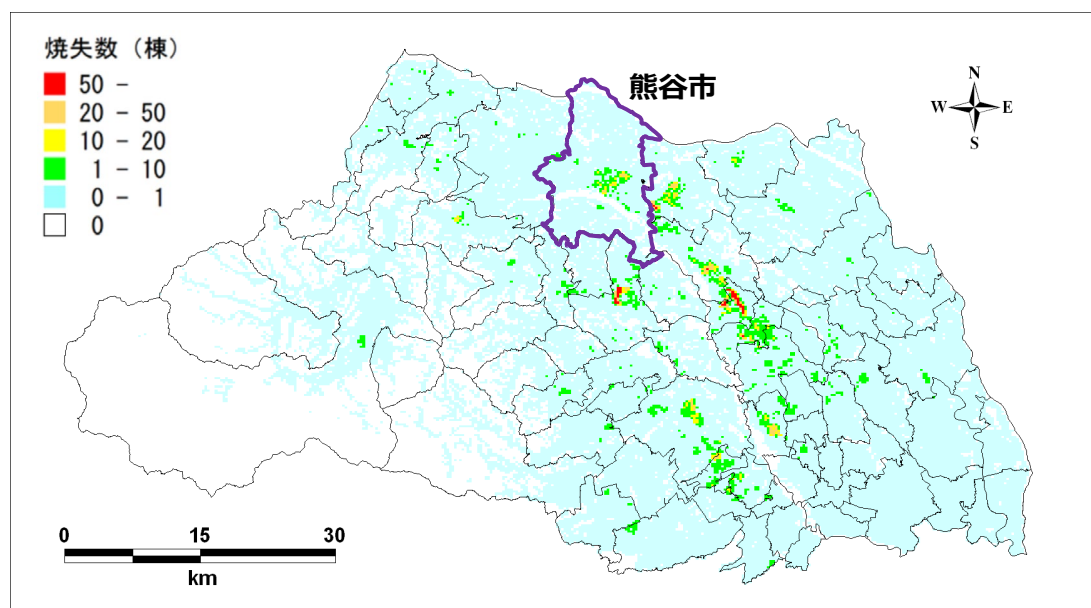
「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」によると、本市の被害が最も大きいとされている「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」が発生した場合、地震の揺れ及び液状化による被害は、熊谷駅周辺を中心として建物 4,326 棟が全倒壊すると見込まれています。

また、上記の地震による火災が冬の 18 時、風速 3m/s の条件下で発生した場合は、熊谷駅周辺を中心として 830 棟の建物が焼失すると見込まれています。

《250m メッシュ別揺れ+液状化による全建物全壊数予測分布図》



《250m メッシュ別焼失棟数予測結果図》



出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査

3 災害リスクの高い地域等の抽出及び定量的な評価

洪水浸水想定区域等の災害ハザード情報と住宅の分布、避難所や病院等の各種都市の情報を重ね合わせ、本市のどこで、どの程度の被害が見込まれるかを分析しました。また、これらの災害リスク分析結果を踏まえ、浸水想定区域内の人口、水害により機能低下が見込まれる都市機能施設の数、途絶するおそれのある道路の範囲などを算出して、定量的な評価も行いました。

なお、洪水浸水想定区域のデータを用いた分析及び評価は、市街化区域（居住誘導区域）での災害リスクを重視し、計画規模ではなく「**想定最大規模（1,000年に1度程度の降雨）**」を採用することとします。

地震については、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するか予測不可能であり、立地適正化計画による誘導的手法では災害リスクのコントロールが困難であるため、災害リスクの分析対象としていませんが、全市的に建物の耐震化・不燃化を推進することにより、防災機能向上に取り組めます。

《災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ一覧》

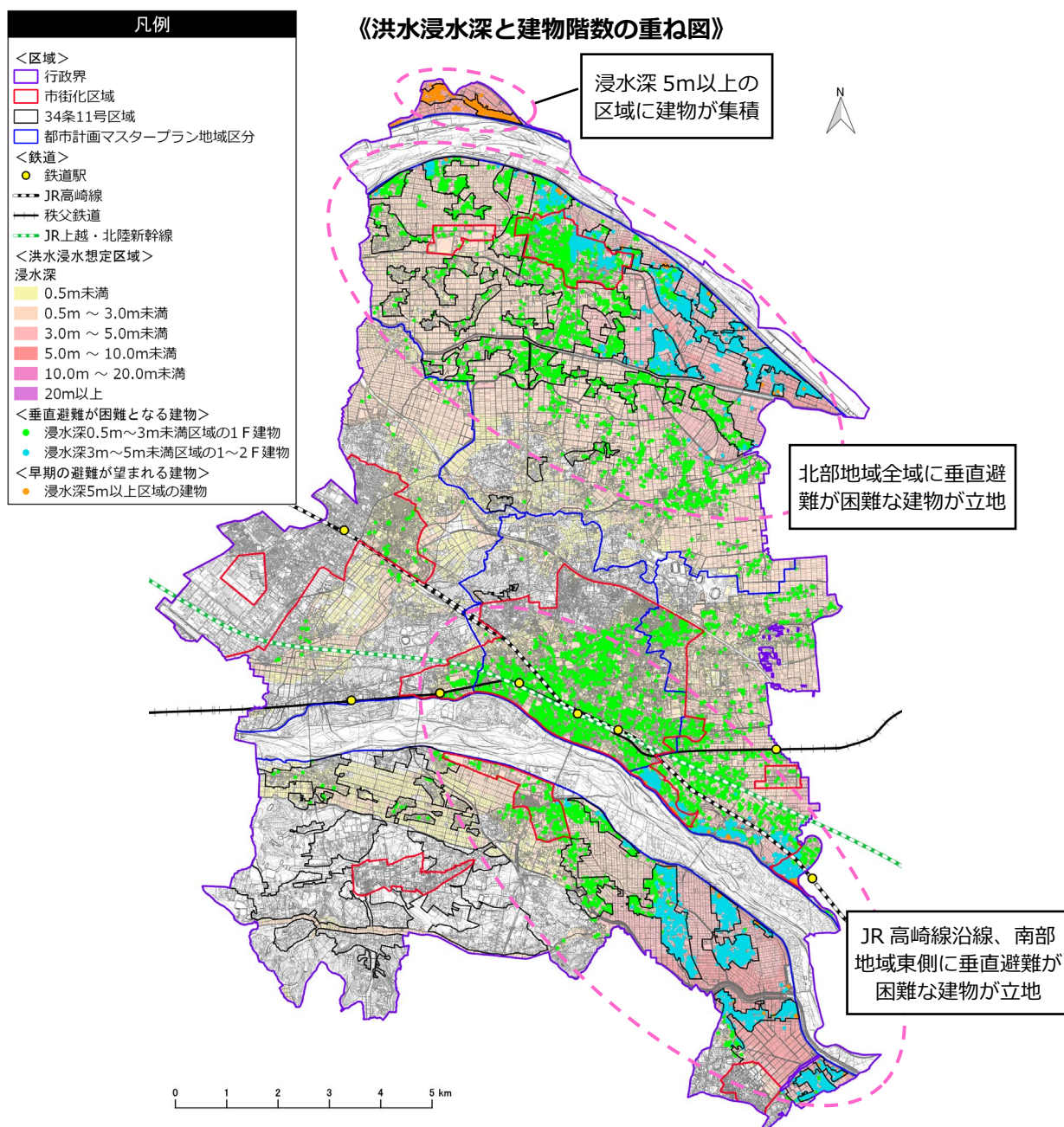
災害ハザード情報		都市の情報	分析の視点
洪水浸水深		建物階数	垂直避難での対応の可能性
洪水浸水継続時間		住宅	長期にわたる孤立の可能性
洪水浸水深		避難所	避難所の活用の可否
		医療施設	医療施設の継続利用の可否
		社会福祉施設	社会福祉施設の継続利用の可否
		防災拠点施設	防災拠点施設の継続利用の可否
		道路網	避難路としての活用の可否
		インフラ施設	インフラ施設の機能停止の可能性
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）		建物分布	家屋倒壊の危険性
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）		木造建物	
内水浸水実績		建物分布	頻繁に浸水する家屋の有無
洪水・内水		土砂災害	複合災害の可能性

（１）洪水浸水深×建物階数（垂直避難での対応の可能性検証）

想定される浸水深に対し建物の階数が低く、垂直避難が困難となる建物は市全域で10,837 棟になります。

利根川や荒川の近くでは、浸水深が3m以上となり、2 階建ての建物でも垂直避難が困難となっています。また、妻沼小島地区では浸水深が5m以上となっているため、垂直避難ではなく、早期に浸水想定区域外への避難が望まれます。

区域区分別に割合を見ると、市街化区域が 31.7%（3,439 棟）、市街化調整区域が 68.3%（7,398 棟）となっており、市街化区域においても垂直避難が困難となる建物が多く見られます。



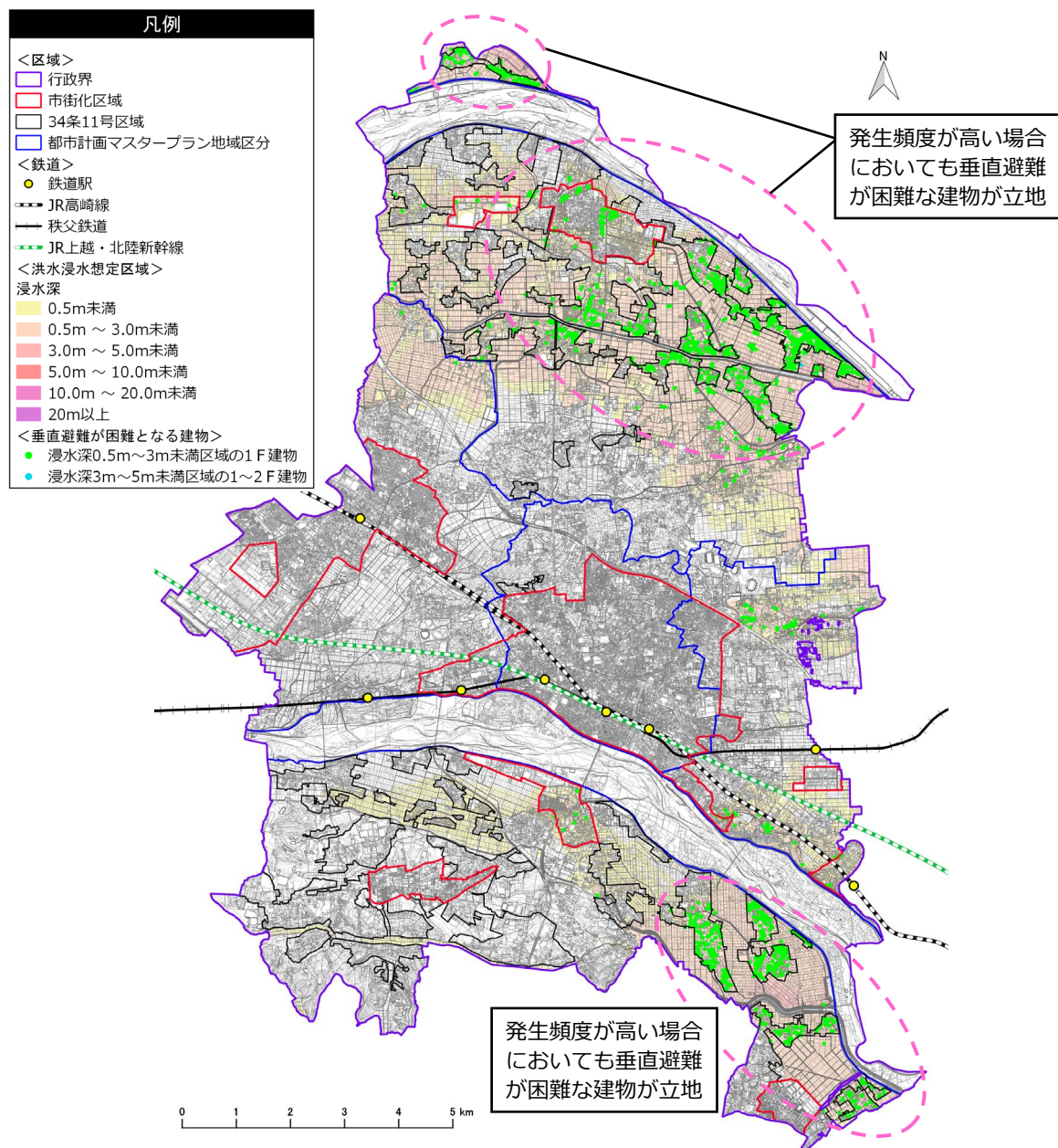
出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

【参考】洪水浸水深（計画規模 県管理河川）×建物階数

県管理河川における計画規模の降雨の発生頻度は、30年～100年に1回程度と比較的高く設定されています。この場合の洪水浸水深でも、垂直避難が困難となる建物が妻沼地域や大里地域に存在します。

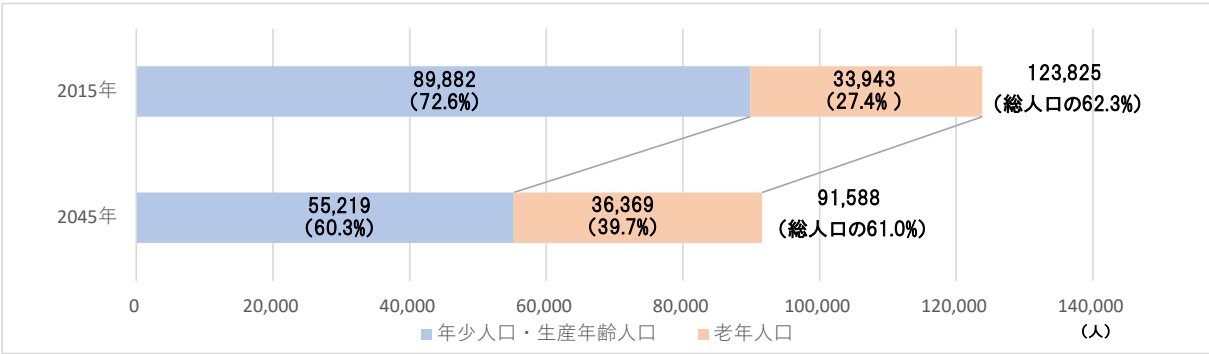
前出の想定最大規模での垂直避難が困難な建物 10,837 棟のうち、1,621 棟が県管理河川での浸水深でも垂直避難が困難となります。

《洪水浸水深（計画規模 県管理河川）と建物階数の重ね図》



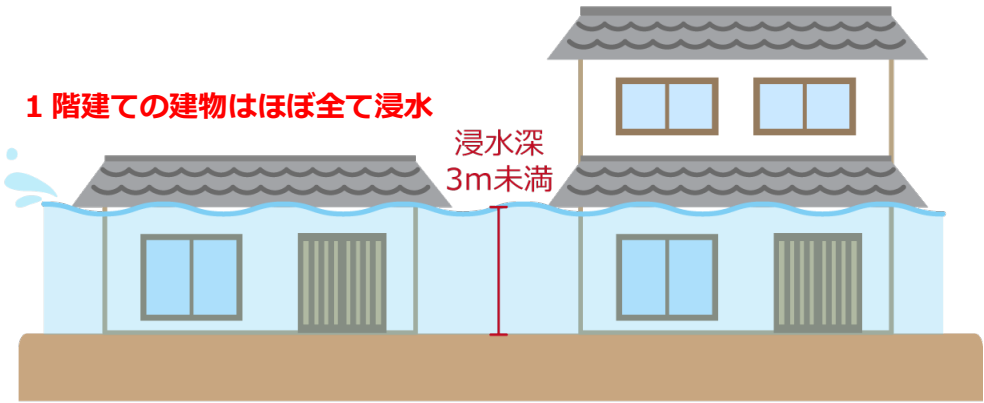
出典：埼玉県、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

【参考】洪水浸水想定区域内の人口（想定最大規模）

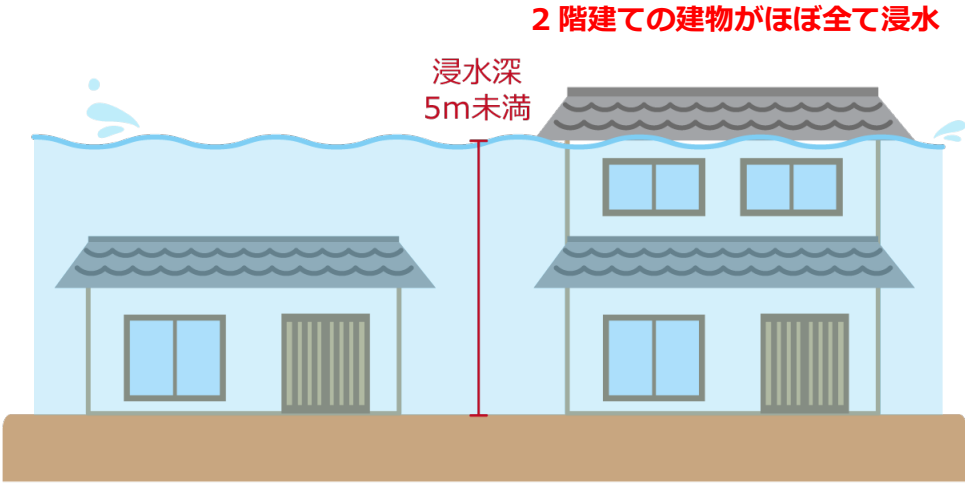


【参考】垂直避難が困難となる建物のイメージ

《浸水深 0.5m～3.0m未満で垂直避難が困難となる建物のイメージ》



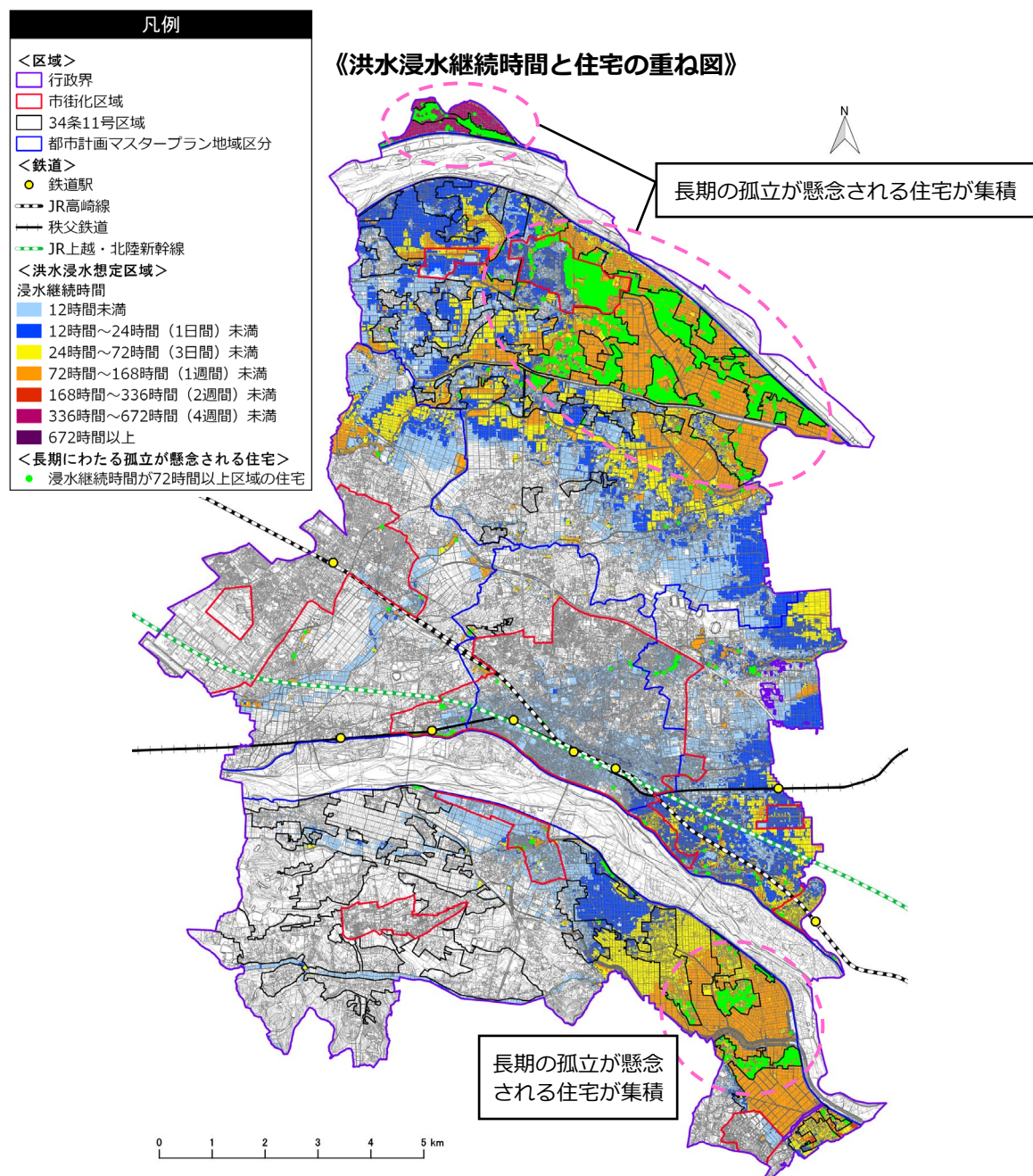
《浸水深 3.0m～5.0m未満で垂直避難が困難となる建物のイメージ》



(2) 洪水浸水継続時間×住宅（長期にわたる孤立の可能性検証）

「水害の被害指標分析の手引」により、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じる恐れがあるとされている浸水継続時間 72 時間（3 日間）以上のエリアは、北部地域及び南部地域の東側に広がっており、4,356 棟の住宅が対象となります。

区域区分別に割合を見ると、市街化区域が 25.5%（1,110 棟）、市街化調整区域（主に 34 条 11 号区域）が 74.5%（3,246 棟）となっており、妻沼地域では、市街化区域においても多くの住宅が長期にわたり孤立することが懸念されます。

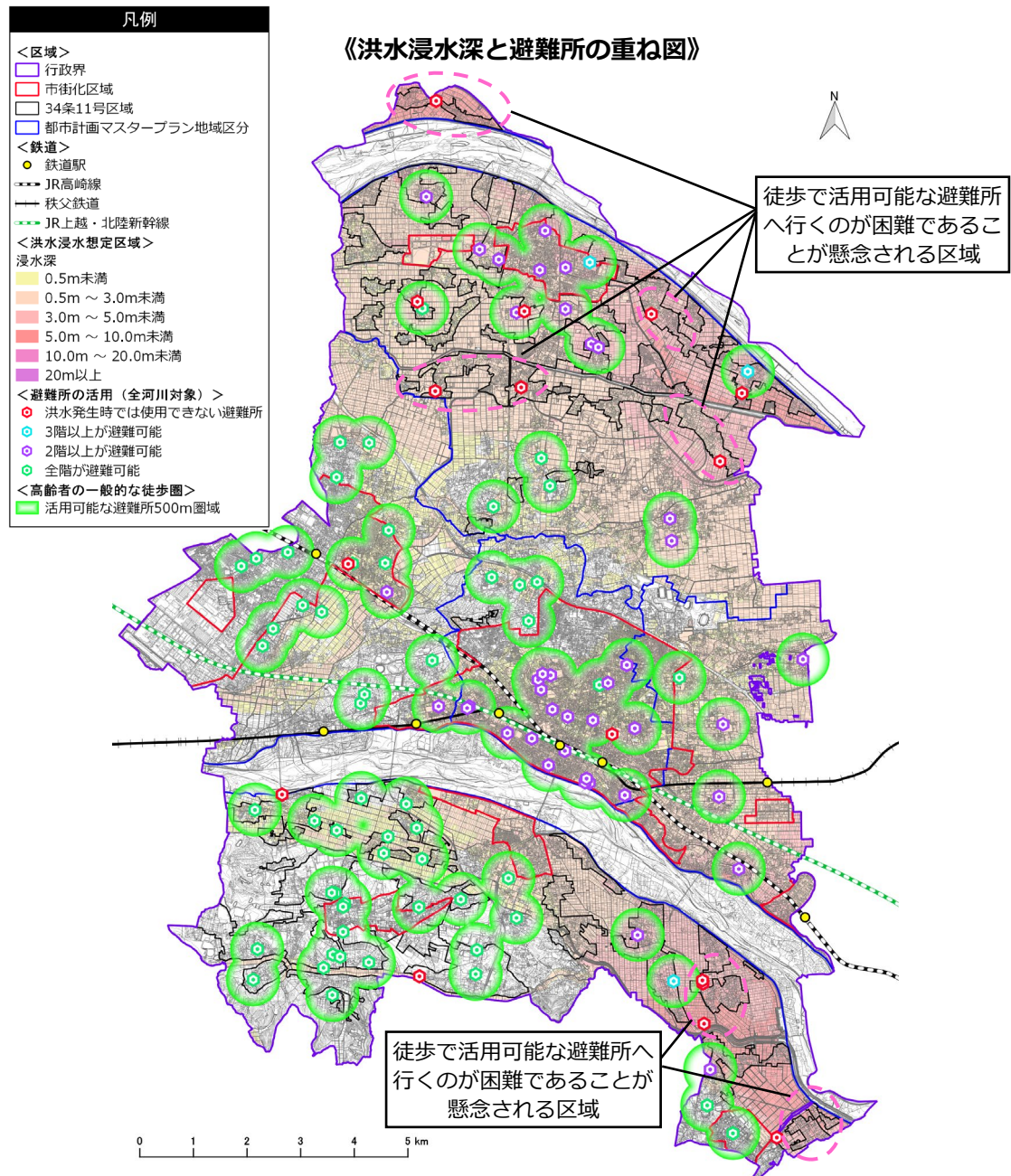


出典：荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、埼玉県、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

(3) 洪水浸水深×避難所（避難所の活用の可能性検証）

洪水発生時では使用できない避難所は、中央地域が1施設、西部地域が1施設、南部地域が6施設、北部地域が8施設となっており、全体の半数が北部地域に集中しています。

これらの避難所の周囲に代わりとなる避難所が立地していない地区が北部地域、南部地域で見られ、このような地区では徒歩での避難が困難であることが懸念されます。

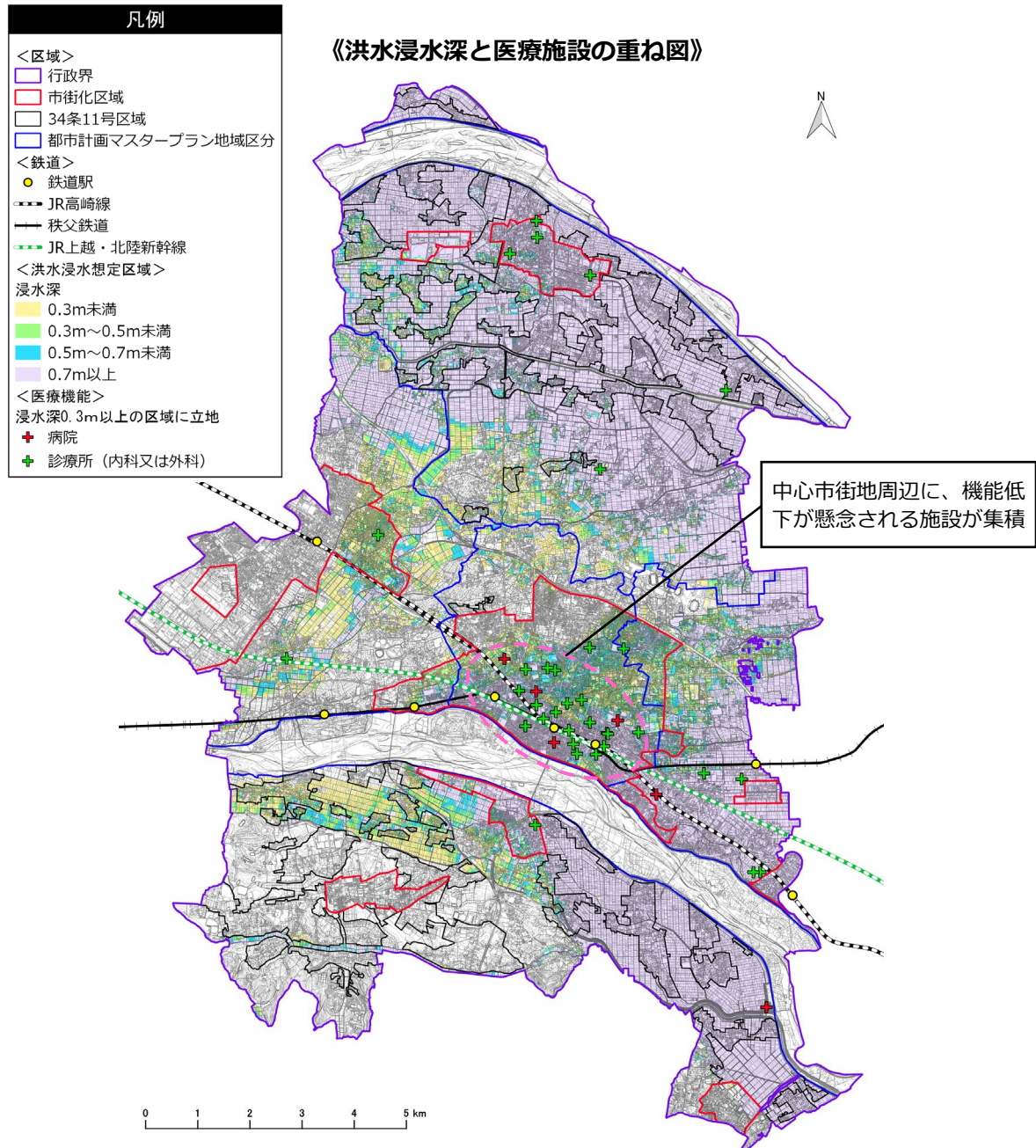


出典：熊谷市ハザードマップ

(4) 洪水浸水深×医療施設（医療施設の継続利用の可能性検証）

救急車（自動車）の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上の区域に立地している医療施設は、病院が 6 施設、診療所が 33 施設となっています。

機能低下が懸念される医療施設は、中心市街地周辺において多く見られます。



出典：熊谷市ハザードマップ、埼玉県 HP、埼玉県医療機能情報提供システム

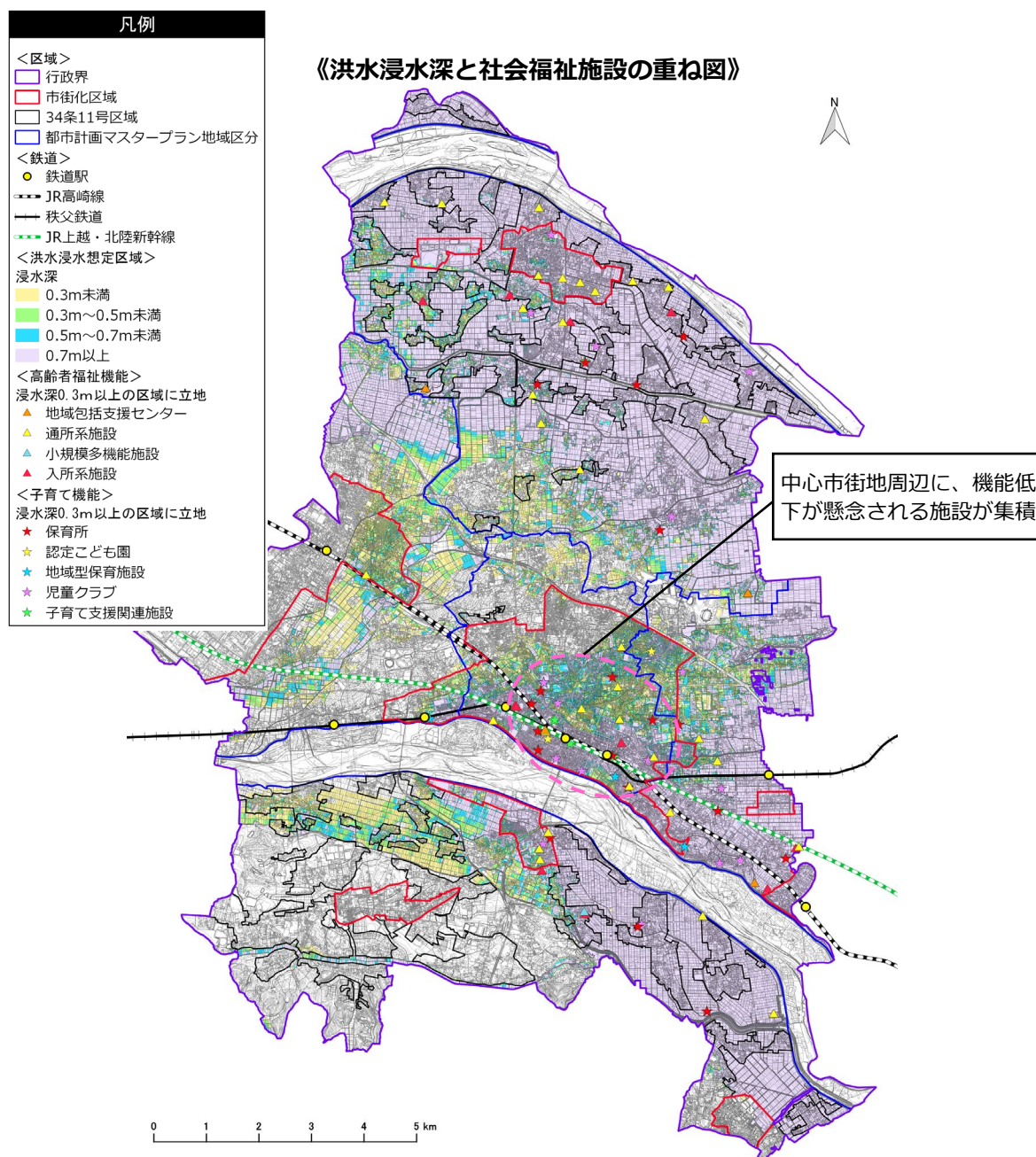
【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係（出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版））

- ◆0.3m：自動車（救急車）の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水 ◆0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器等の使用困難）

(5) 洪水浸水深×社会福祉施設(社会福祉施設の継続利用の可能性検証)

自動車の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上の区域に立地している社会福祉施設は、地域包括支援センターが 4 施設、通所系施設が 37 施設、小規模多機能施設が 2 施設、入所系施設が 23 施設、保育所が 19 施設、認定こども園が 2 施設、地域型保育施設が 3 施設、児童クラブが 21 施設、子育て支援関連施設が 9 施設となっています。

機能低下が懸念される社会福祉施設は、市内に広く点在していますが、中心市街地周辺に多く見られます。



出典：熊谷市ハザードマップ、介護保険サービス提供事業者一覧（大里広域市町村圏組合）、熊谷市 HP、くまがや子育てマップ

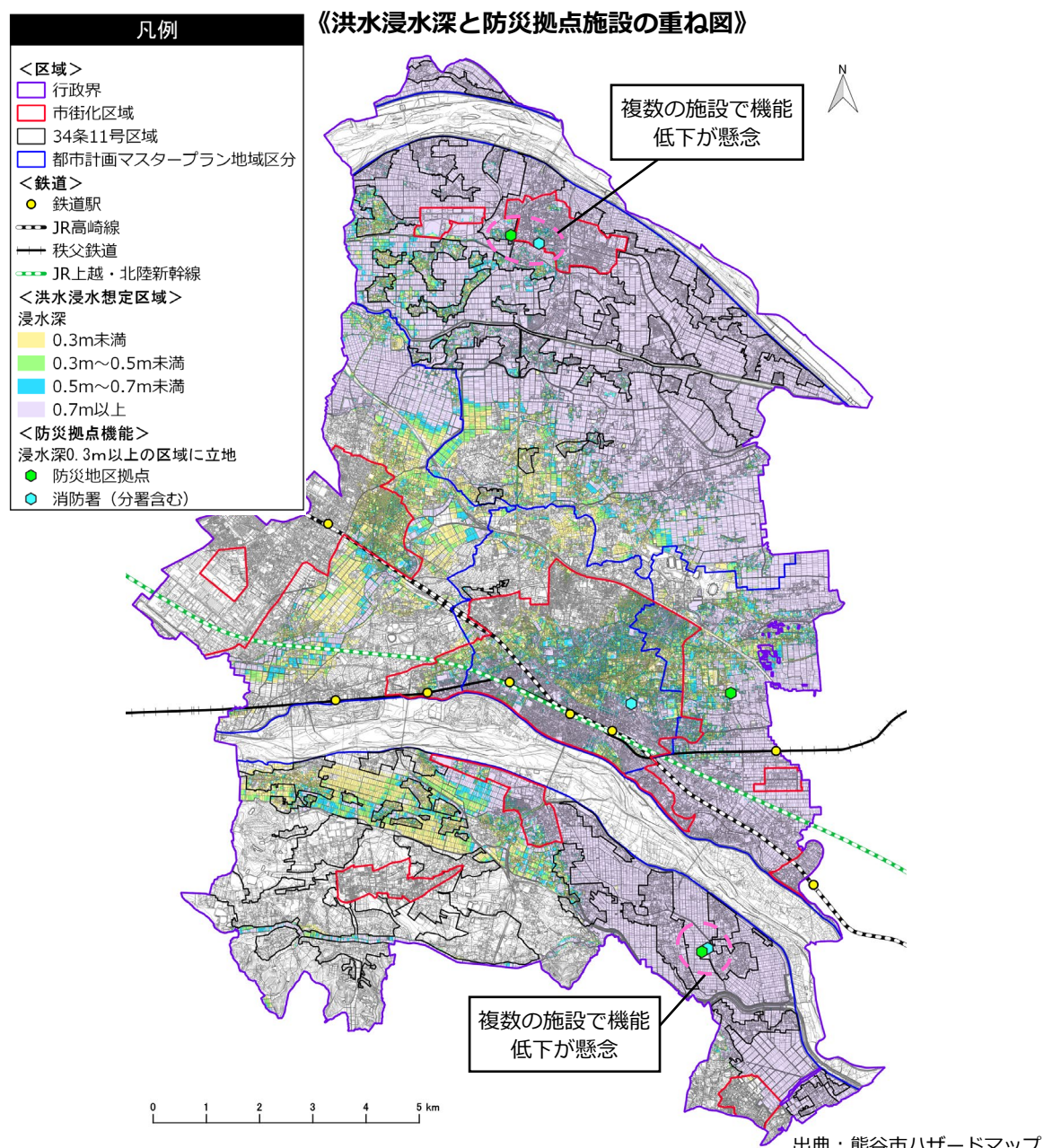
【参考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係（出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版））

- ◆0.3m：自動車が走行困難、災害時要援護者の避難が困難となる水位
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m：コンセントに浸水し停電（介護設備等の使用困難）

(6)洪水浸水深×防災拠点施設(防災拠点施設の継続利用の可能性検証)

緊急車両やパトロール車の走行が困難となり、機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上の区域に立地している防災拠点施設は、防災地区拠点※が 3 施設、消防署(分署含む)が 3 施設となっており、その他の防災拠点施設である出張所、警察署、自衛隊基地においては機能低下の懸念はありません。また、北部地域及び南部地域では、防災地区拠点、消防署ともに機能低下が懸念されています。

※災害時の活動を効果的に行うため、防災中枢拠点(市役所)と適切に連携を図り、臨機応変な対策を実施するための拠点

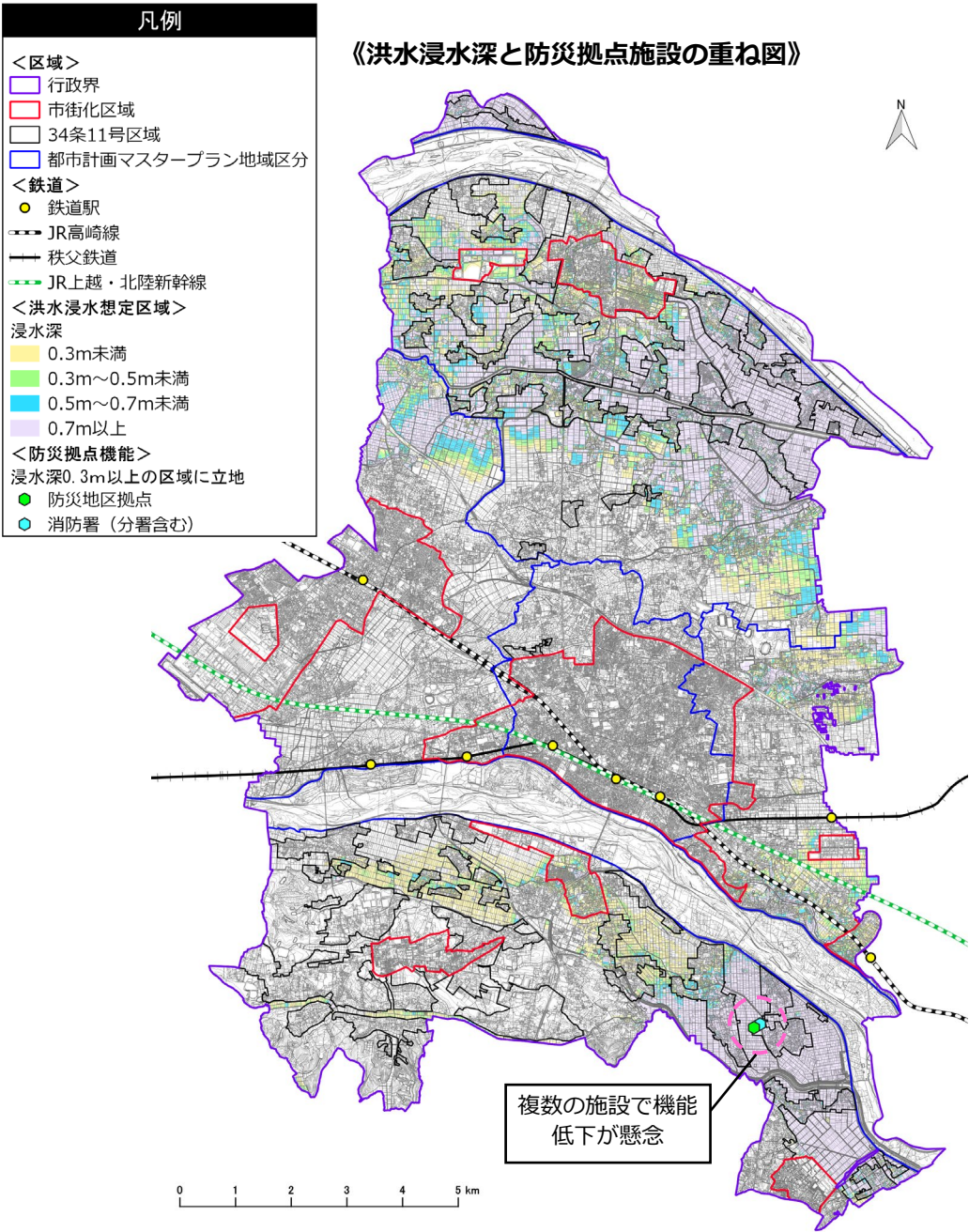


【参考】浸水深と防災拠点施設の機能低下との関係(出典：水害の被害指標分析の手引(平成25年試行版))

- ◆0.3m：自動車(緊急車両、パトロール車)が走行困難 ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m：コンセントに浸水し停電(防災無線等の使用困難)

【参考】洪水浸水深（計画規模 県管理河川）×防災拠点施設

比較的発生頻度が高く 30 年～100 年に 1 回程度の降雨を想定している県管理河川の計画規模の洪水浸水深と防災拠点施設を重ね合わせると、浸水深 0.7m以上の区域に地区防災拠点と消防分署が立地している大里地域の一部において、防災拠点施設の機能低下が懸念されます。

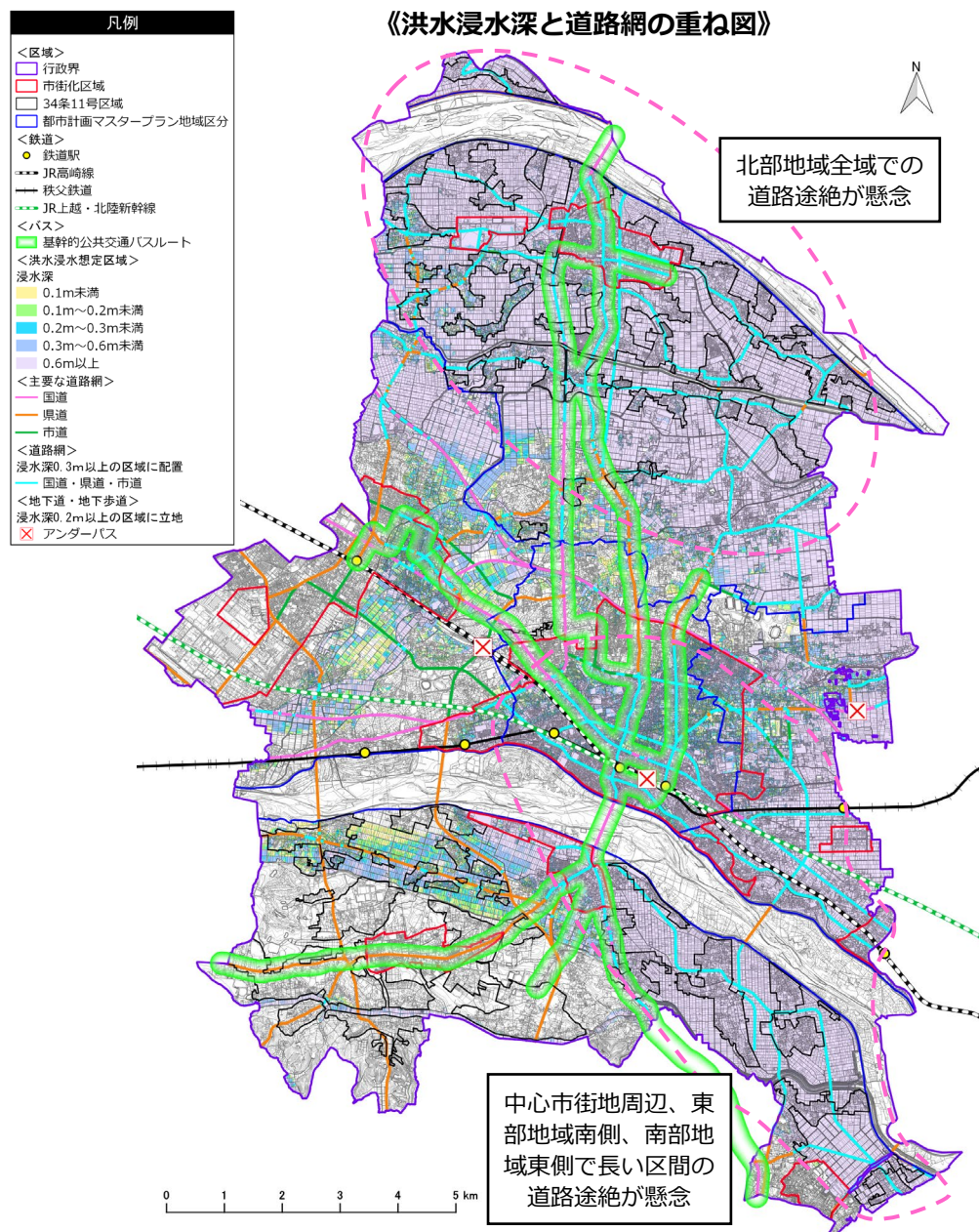


出典：埼玉県、熊谷市ハザードマップ

(7) 洪水浸水深×道路網（避難路としての活用の可能性検証）

道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準である浸水深 0.2m以上の区域にあるアンダーパスは、JR 高崎線沿いに 2 地点、国道 125 号線沿いに 1 地点となっています。

西部地域及び南部地域西側を除き、おおむね全ての主要な道路が自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m以上の区域にあり、その中でも北部地域、東部地域の南側、南部地域東側の全域、中心市街地周辺では長い区間の途絶が懸念され、それらには基幹的公共交通のバスが運行している道路も多く含まれています。



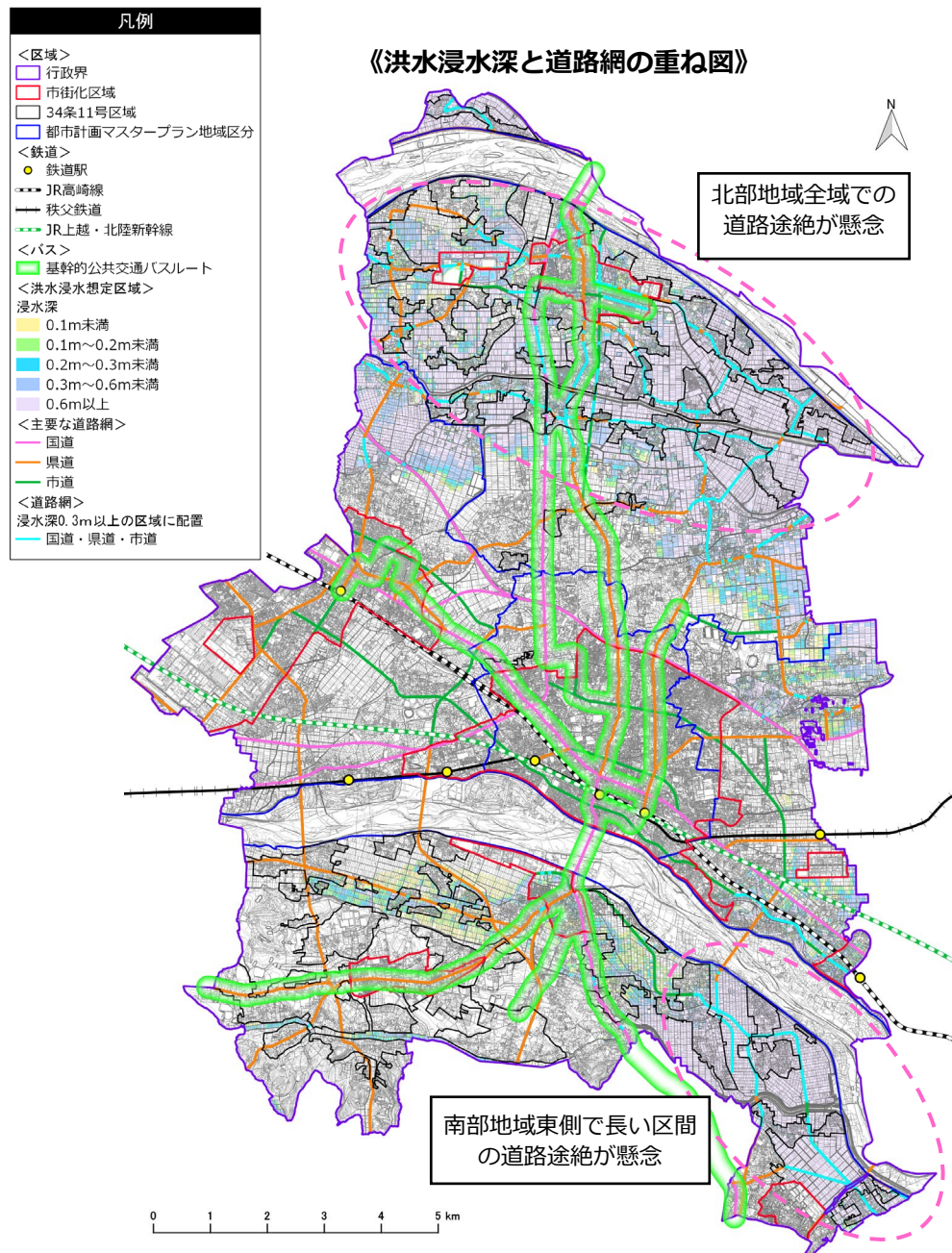
出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市都市計画基本方針等策定基礎調査、道路台帳

【参考】浸水深と自動車通行との関係（出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版））

- ◆0.1m：乗用車のブレーキの効きが悪くなる
- ◆0.2m：道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
- ◆0.3m：自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
- ◆0.6m：J A Fの実験でセダン、SUVともに走行不可

【参考】洪水浸水深（計画規模 県管理河川）×道路網

比較的発生頻度が高く 30 年～100 年に 1 回程度の降雨を想定している県管理河川の計画規模の洪水浸水深と道路網を重ね合わせて見ると、北部地域や南部地域東側においては、浸水深 0.3m 以上の区域となっているため、主要な道路の多くが長い区間で道路機能が途絶することが懸念されます。



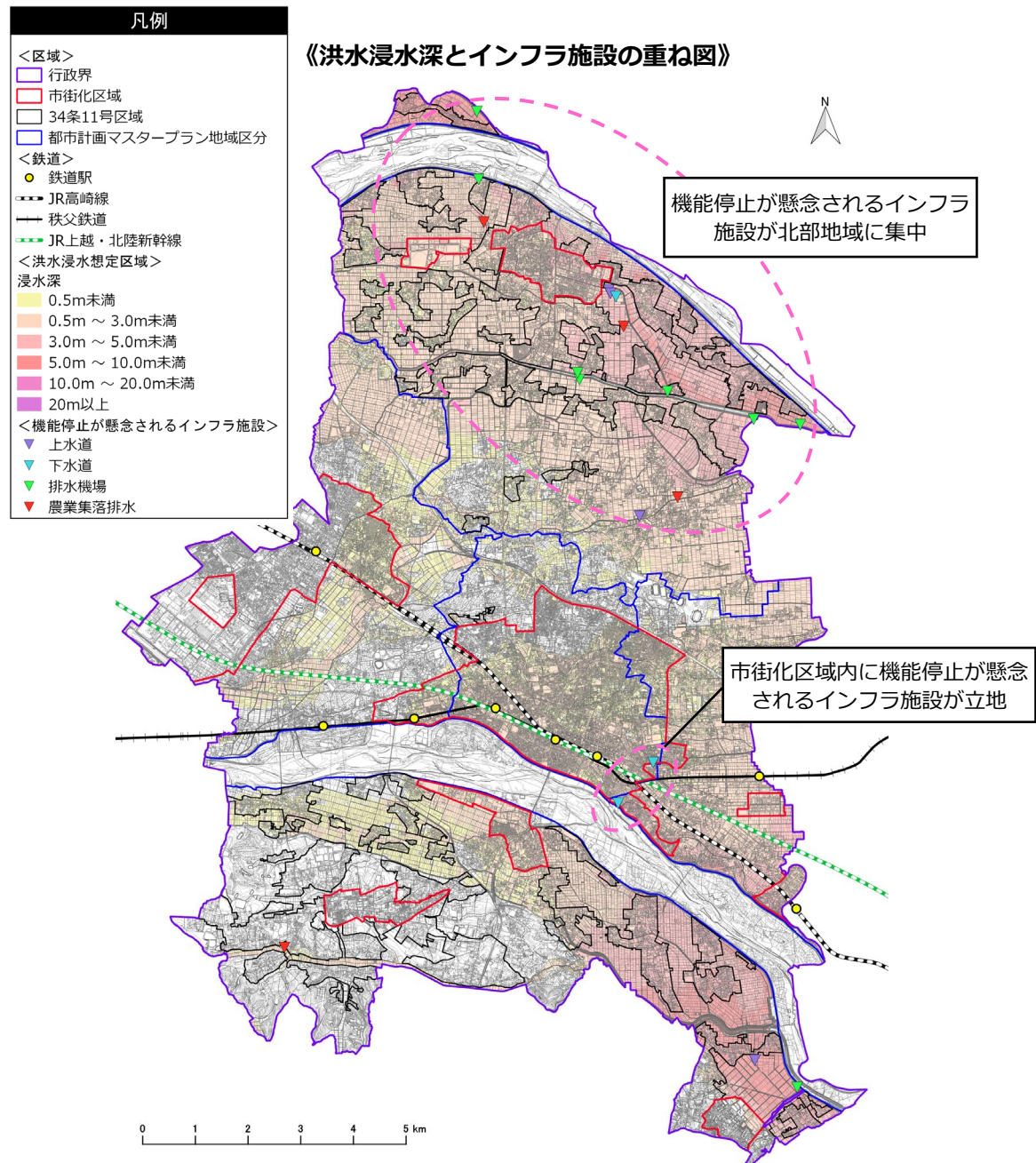
出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市都市計画基本方針等策定基礎調査、道路台帳

(8)洪水浸水深×インフラ施設(インフラ施設の機能停止の可能性検証)

操作盤等の浸水により機能停止が懸念されるインフラ施設は、上水道施設が4施設、下水道施設が3施設、排水機場が8施設、農業集落排水施設が4施設となっています。

機能停止が懸念されるインフラ施設の立地状況を見ると、70% (14施設) が、浸水深0.3m以上の区域となる北部地域に集中しています。

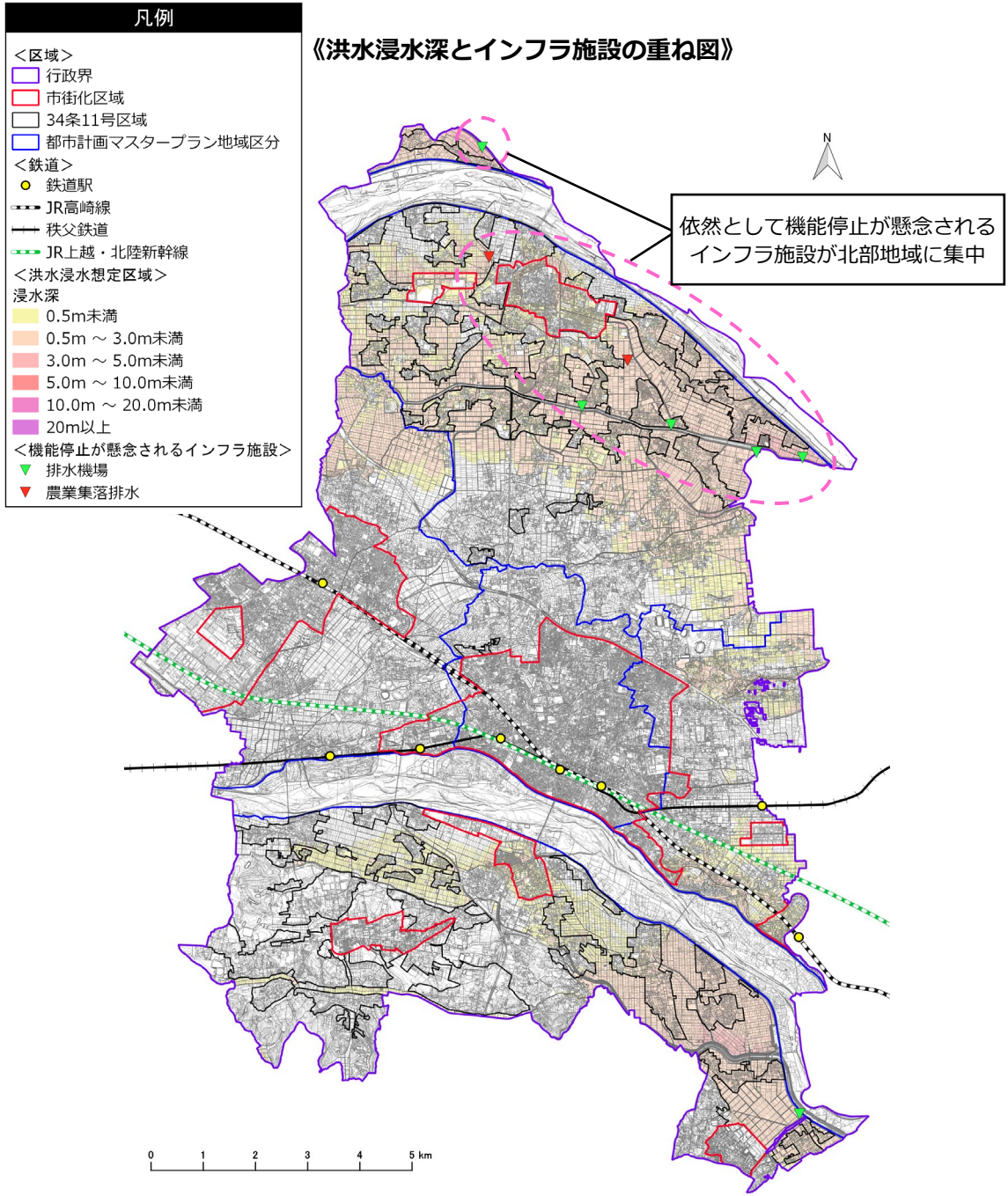
また、中央地域と東部地域では市街化区域内で機能停止が懸念されるインフラ施設が見られます。



出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市資料

【参考】洪水浸水深（計画規模 県管理河川）×インフラ施設

比較的発生頻度が高く 30 年～100 年に 1 回程度の降雨を想定している県管理河川の計画規模の洪水浸水深とインフラ施設を重ね合わせて見ると、浸水深 0.3m 以上の区域となる北部地域において、機能停止が懸念されるインフラ施設の立地が見られます。



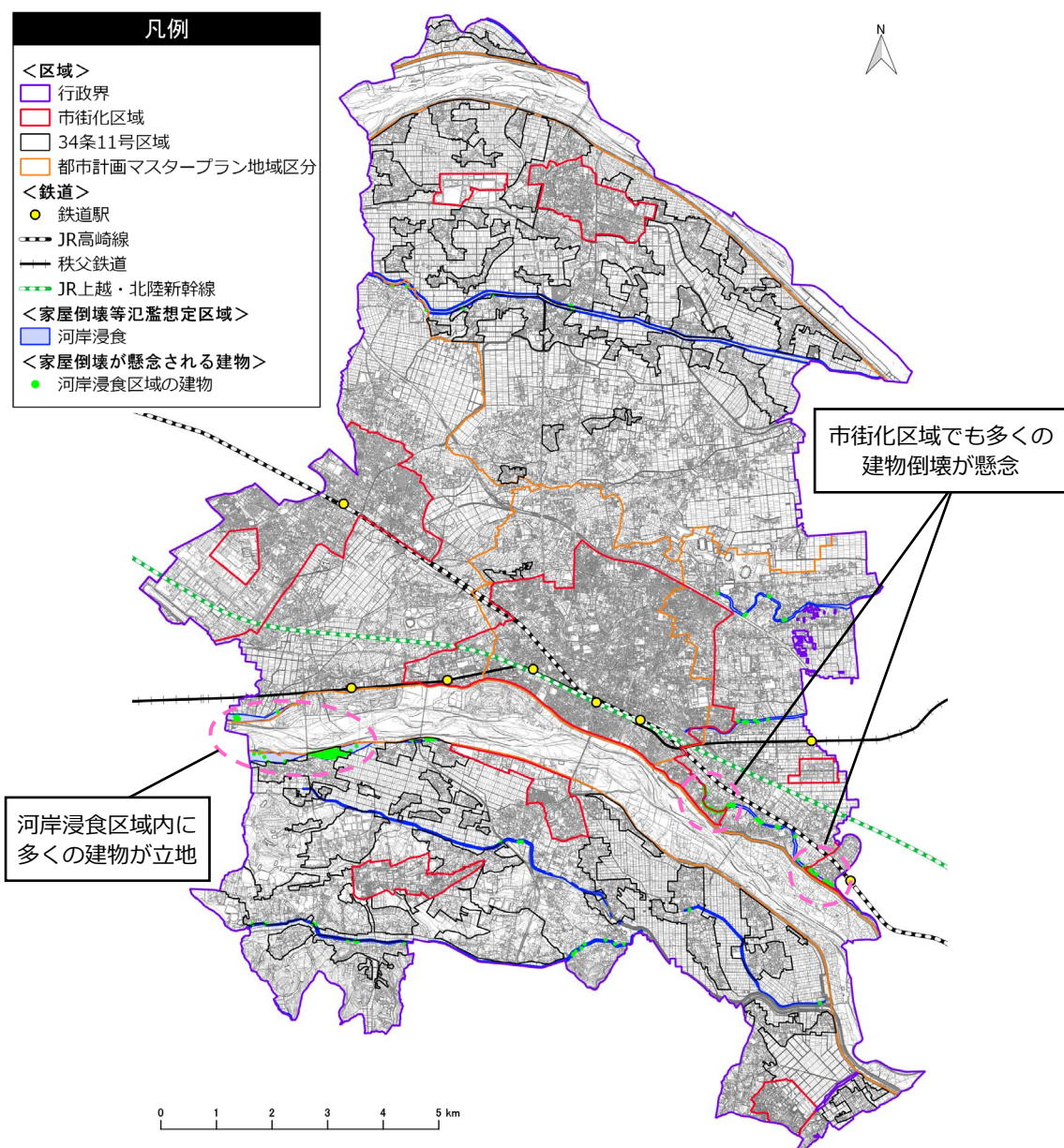
出典：埼玉県、熊谷市資料

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物分布（家屋倒壊の危険性検証）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）には、318 棟の建物が立地しており、その約 5 割が大麻生・押切地区の荒川沿い、約 3 割が久下地区及び佐谷田地区の元荒川沿いとなっています。

区域区分別に割合を見ると、市街化区域が 29.2%（93 棟）、市街化調整区域が 70.8%（225 棟）となっており、市街化区域においても多くの建物の倒壊が懸念されます。

《家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）と建物分布の重ね図》



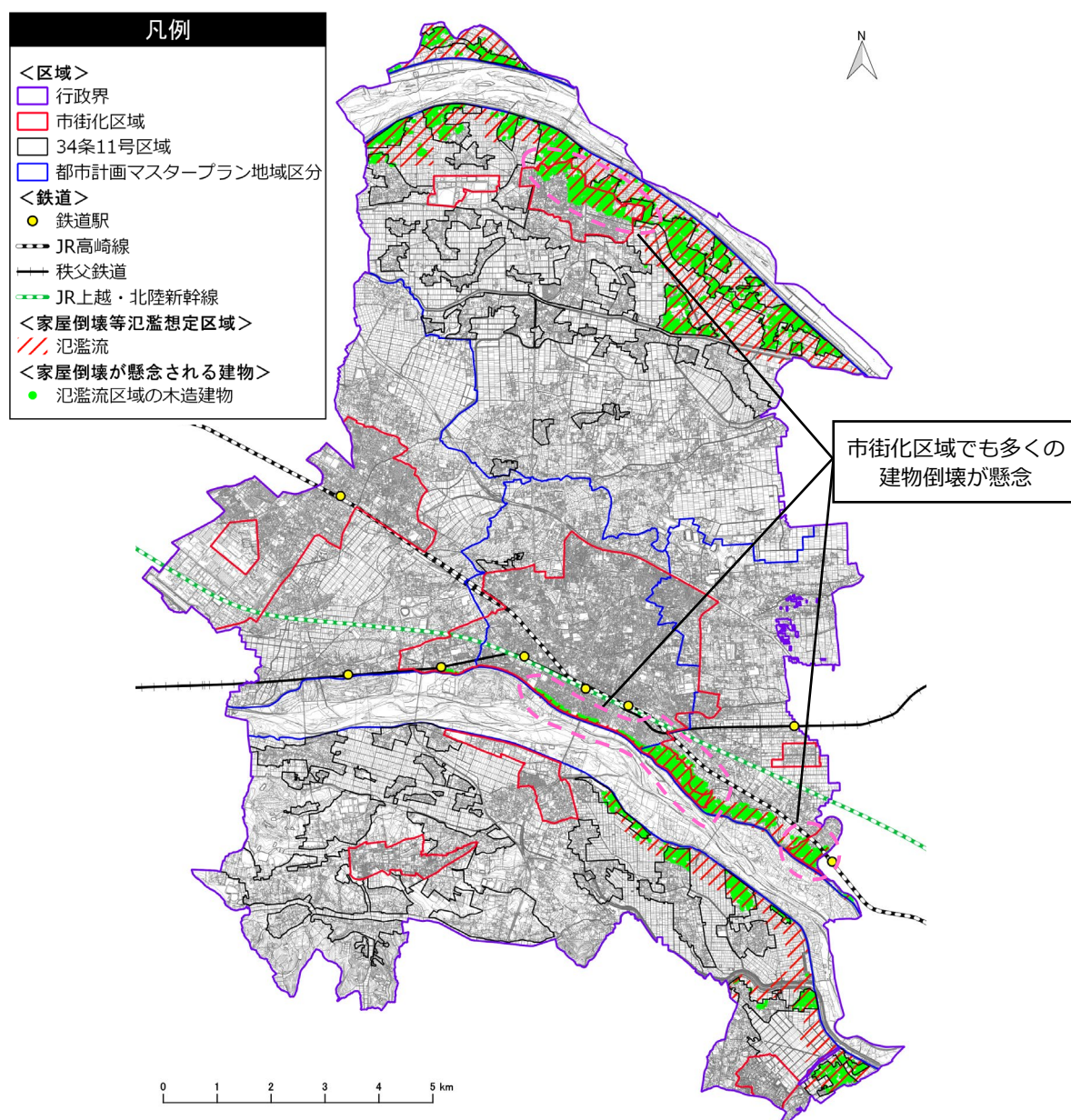
出典：荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、埼玉県、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

(10) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×木造建物（家屋倒壊の危険性検証）

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）には、5,725 棟の木造建物が立地しており、利根川沿い、荒川沿いにおいて多く見られます。

区域区分別に割合を見ると、市街化区域が 31.5%（1,804 棟）、市街化調整区域（主に 34 条 11 号区域）が 68.5%（3,921 棟）となっており、北部地域を中心として市街化区域においても多くの建物の倒壊が懸念されます。

《家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と木造建物の重ね図》

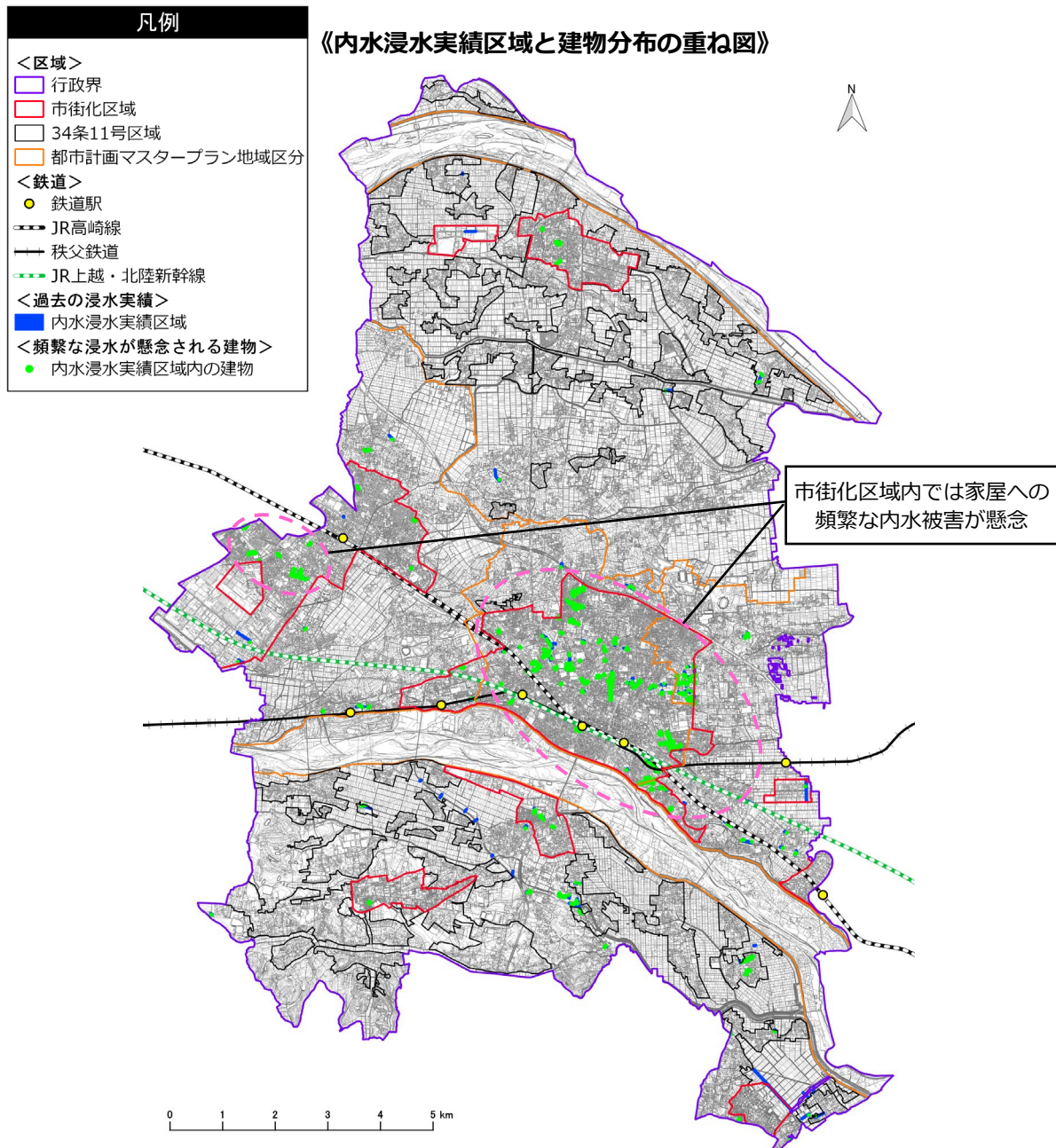


出典：荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、埼玉県、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

(11) 内水浸水実績×建物分布（頻繁に浸水する家屋の検証）

内水浸水実績区域には、1,372 棟の建物が立地しており、その約 7 割が市中央部の市街化区域内、約 1 割が市西部の市街化区域内となっています。

区域区分別の割合を見ると、市街化区域が 88.1%（1,209 棟）、市街化調整区域（主に 34 条 11 号区域）が 11.9%（163 棟）となっています。



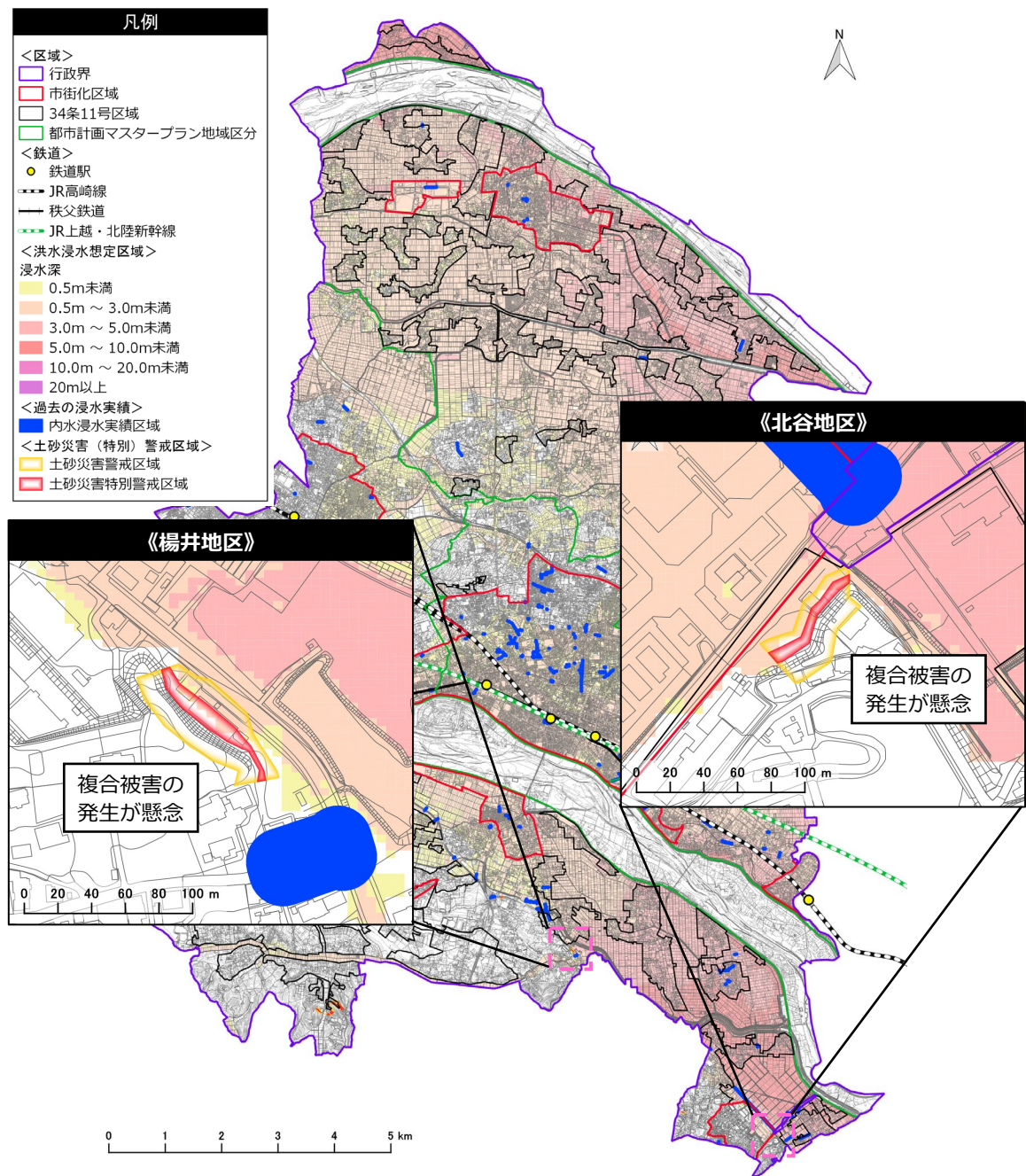
出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市固定資産家屋図形（H31.1）

(12) 洪水・内水×土砂災害（複合災害の可能性検証）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている楊井地区と北谷地区では、洪水による浸水も想定されており、複合災害が発生する可能性が懸念されます。

複合災害の発生が懸念されるエリアにおける浸水深を見ると、楊井地区は約 1.5m、北谷地区は約 3.0mが最大値となっています。

《洪水浸水深・内水浸水実績区域と土砂災害の重ね図》



出典：熊谷市ハザードマップ、熊谷市都市計画基本方針等策定基礎調査

4 地域ごとの防災上の課題の整理

これまでの分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため地域ごとの防災上の課題を整理しました。

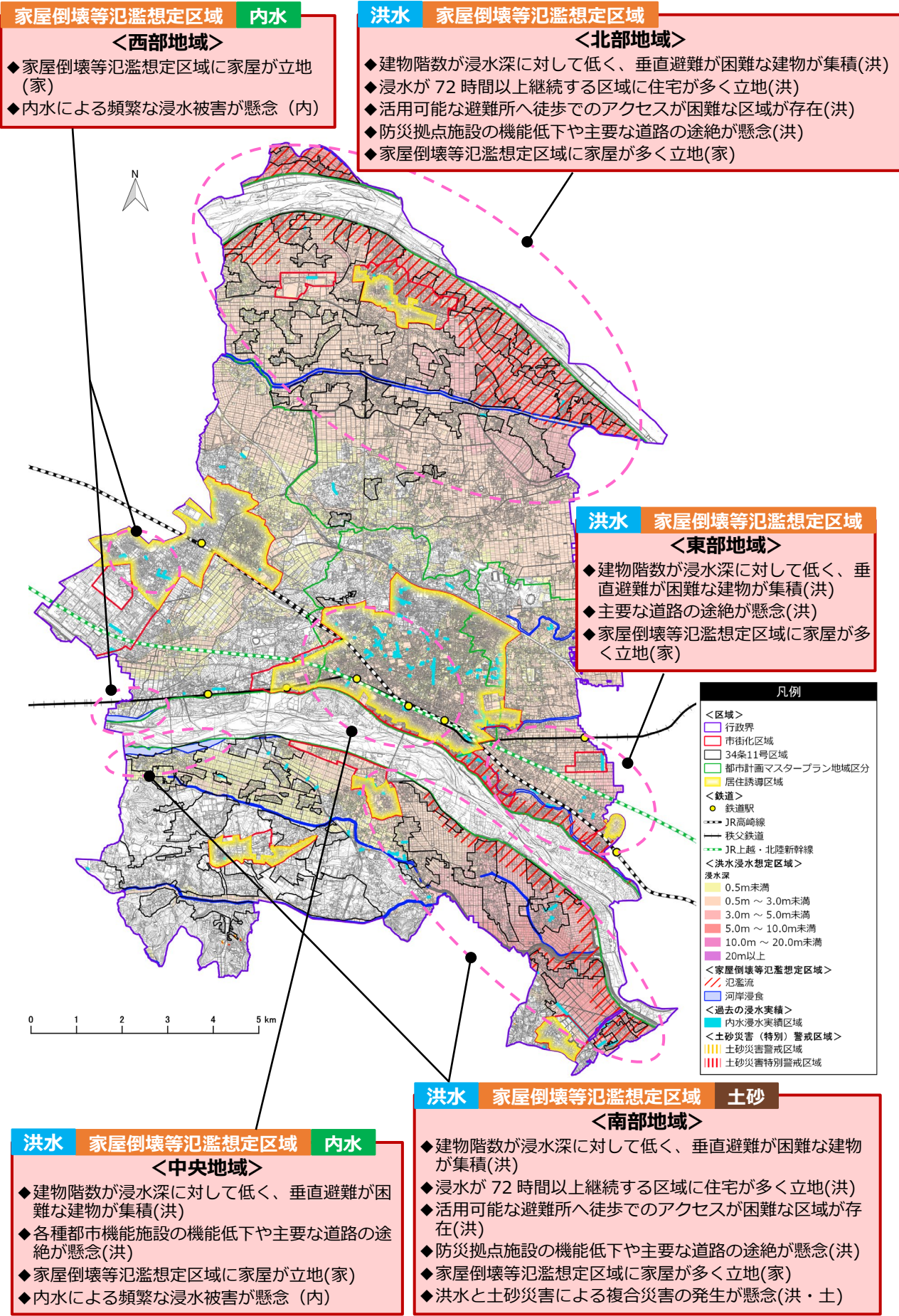
本市では、都市計画マスタープランとの整合を図るため、地域単位は、都市計画マスタープランにおける地域区分（5地域）としました。

整理した地域ごとの防災上の課題は次頁のとおりです。

《都市計画マスタープランにおける地域区分》



《地域ごとの防災上の課題》



5 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

防災指針は「**居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、住宅や誘導施設の立地に必要な防災・減災対策の指針**」となっています。

そのため、市全域を対象として行った「地域ごとの防災上の課題の整理」を、「居住誘導区域（都市機能誘導区域含む）及び居住誘導区域に隣接したエリア（居住誘導区域との一体性を考慮）」と「その他の区域」に分類し、居住誘導区域及び隣接したエリアにおける防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの将来像や取組方針を設定しました。

その他の区域における防災上の課題については、「都市計画マスタープラン 第7章 市街化調整区域の整備及び保全の方針」において対応を検討します。

居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの防災上の課題を整理した結果は以下のとおりです。

《居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの防災上の課題》 ●：該当あり

	居住誘導区域及び隣接したエリア				
	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域
①垂直避難が困難な建物の集積	●	●	－	●	●
②浸水が72時間以上継続する区域に住宅が多く立地	－	－	－	－	●
③活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在	－	－	－	－	－
④医療施設の機能低下の懸念	●	－	－	－	－
⑤社会福祉施設の機能低下の懸念	●	－	－	－	－
⑥防災拠点施設の機能低下の懸念	－	－	－	－	●
⑦主要な道路の途絶の懸念	●	●	－	●	●
⑧インフラ施設の機能停止の懸念	●	●	－	－	－
⑨家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に家屋が多く立地	－	－	－	－	－
⑩家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に家屋が多く立地	●	－	－	－	●
⑪内水による頻繁な浸水被害の懸念	●	－	●	－	－
⑫洪水と土砂災害による複合災害の発生の懸念	－	－	－	－	－

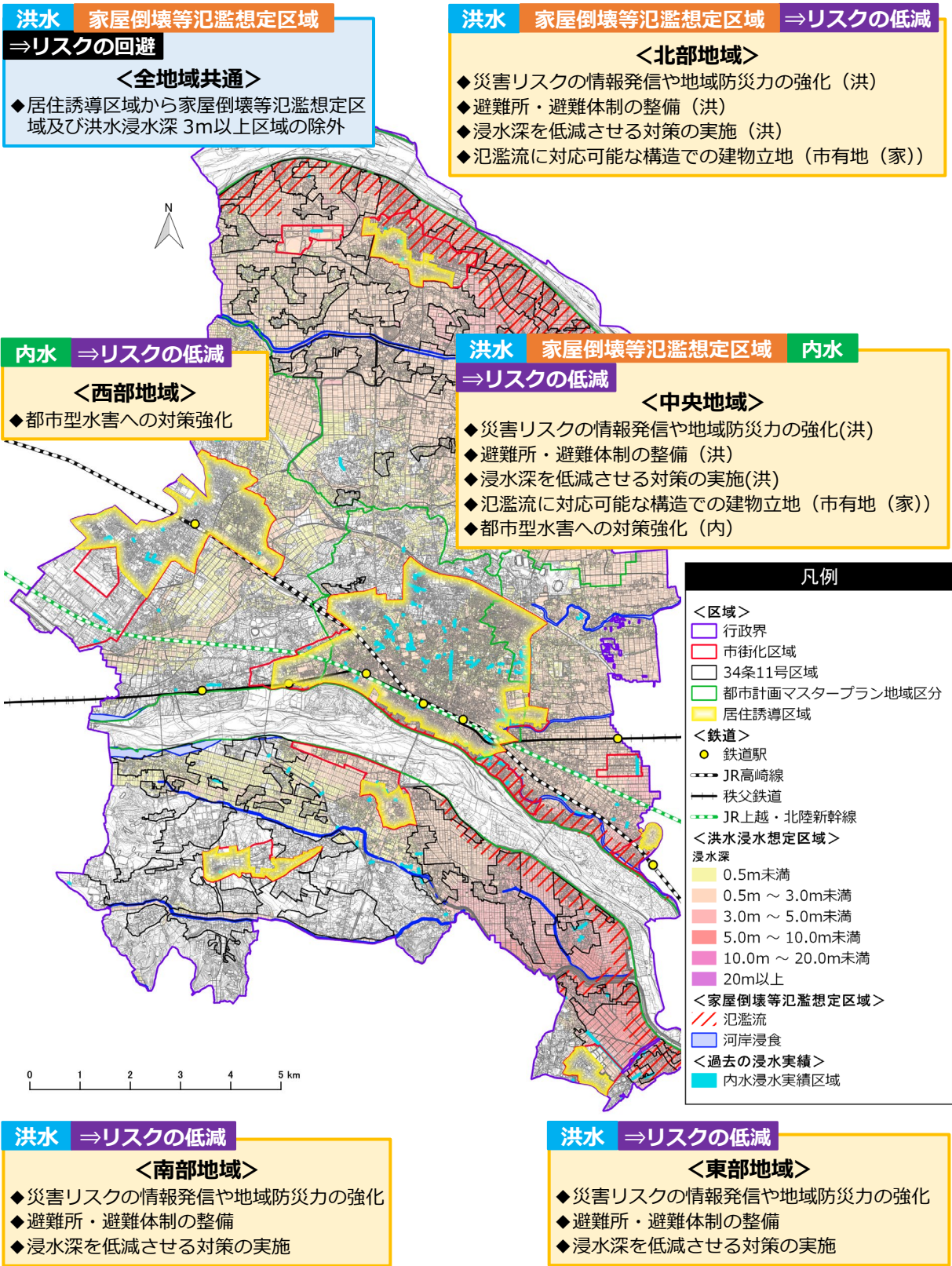
上記の整理を踏まえ、防災上の対応方針や居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの災害リスクの低減に必要な取組方針を以下のように定めました。

＜防災上の対応方針＞

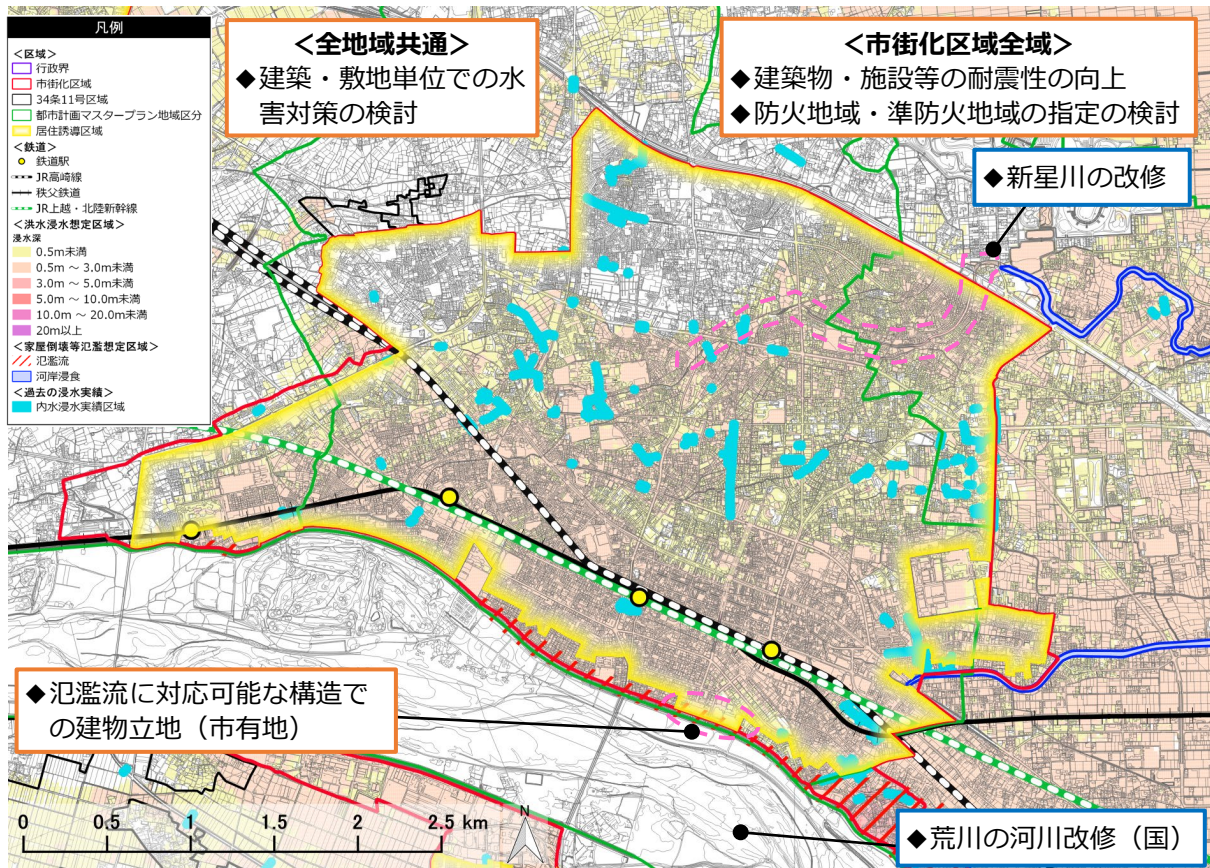
地区に応じた災害対策により、誰もが安全に暮らせるまちづくり

- ・居住や都市機能を災害リスクが低い誘導区域へ誘導するとともに、誘導区域内に残存する水害を中心とした災害リスクに対しては、地区に必要なハード及びソフト施策の推進により、都市の防災性の向上を図ります。

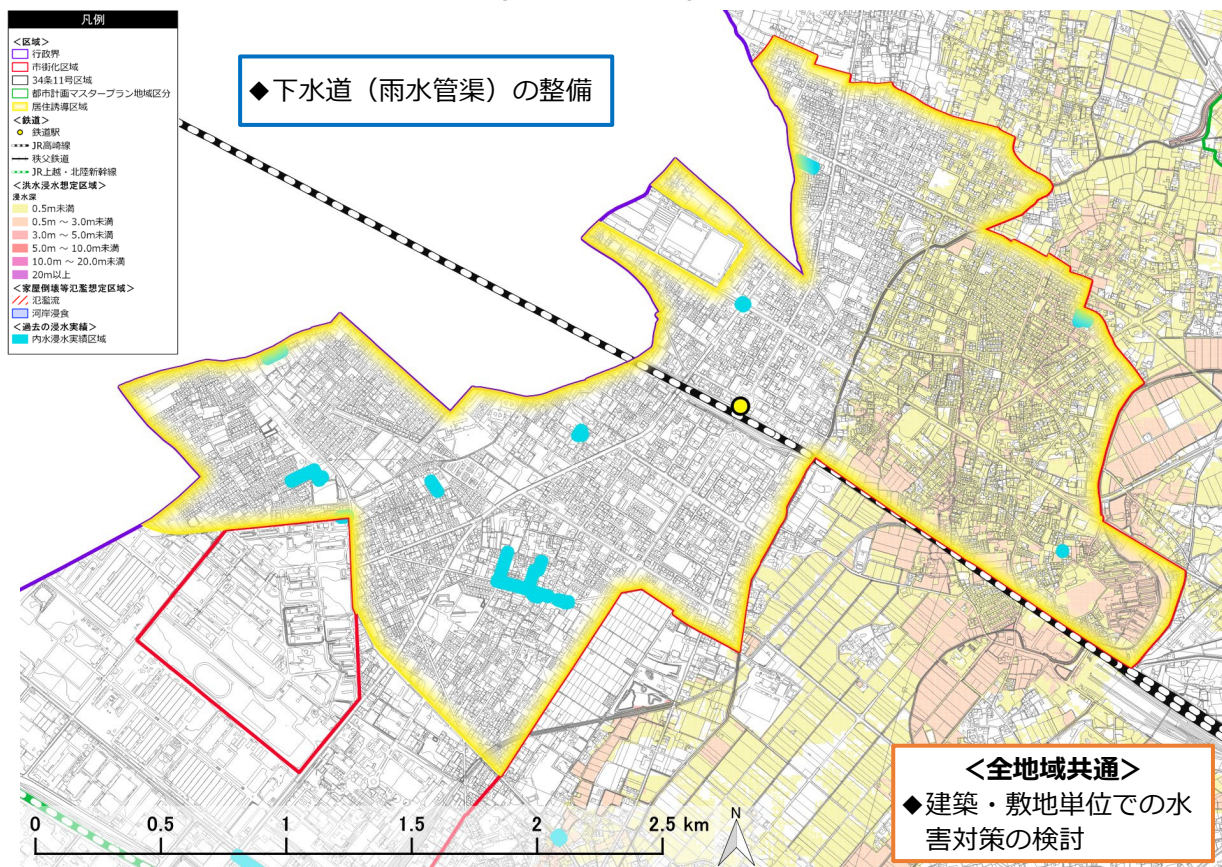
《災害リスクの低減・回避に必要な取組方針》



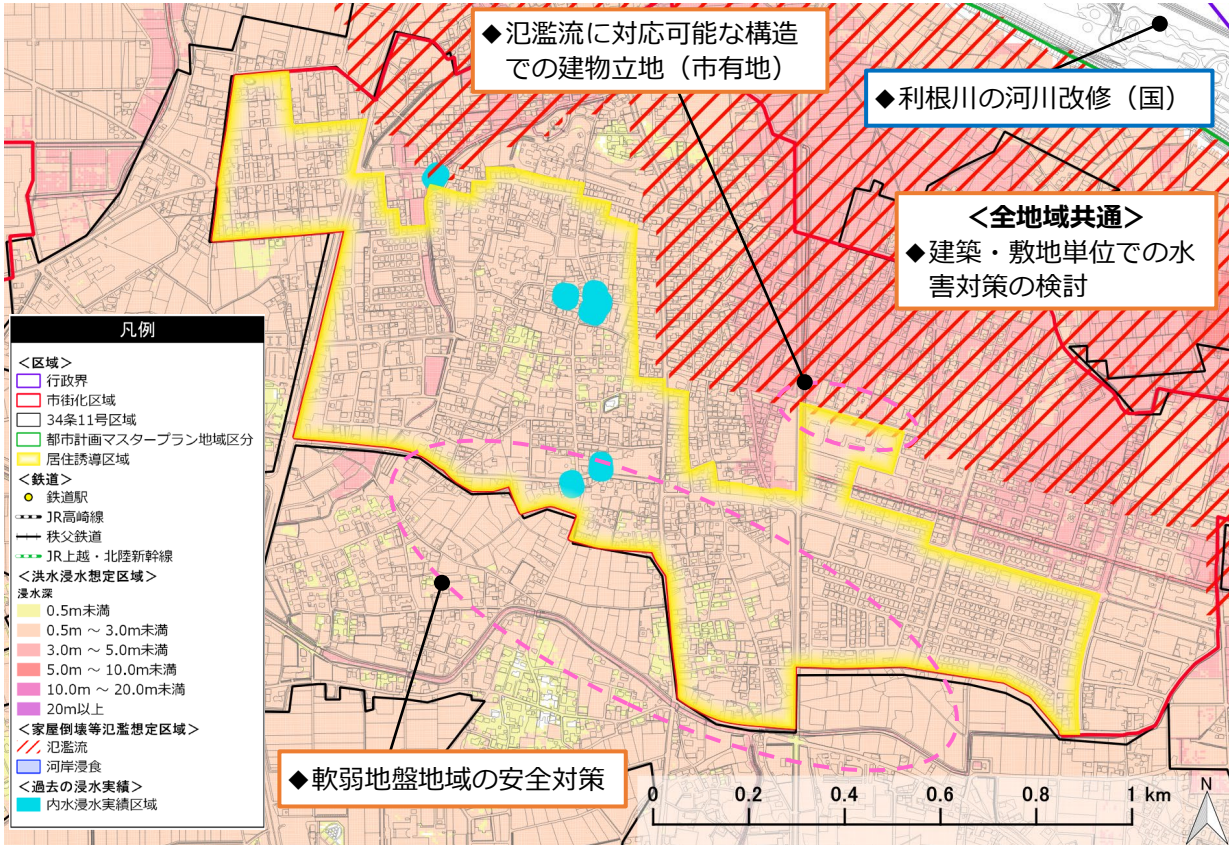
《中央地域の主な取組内容》



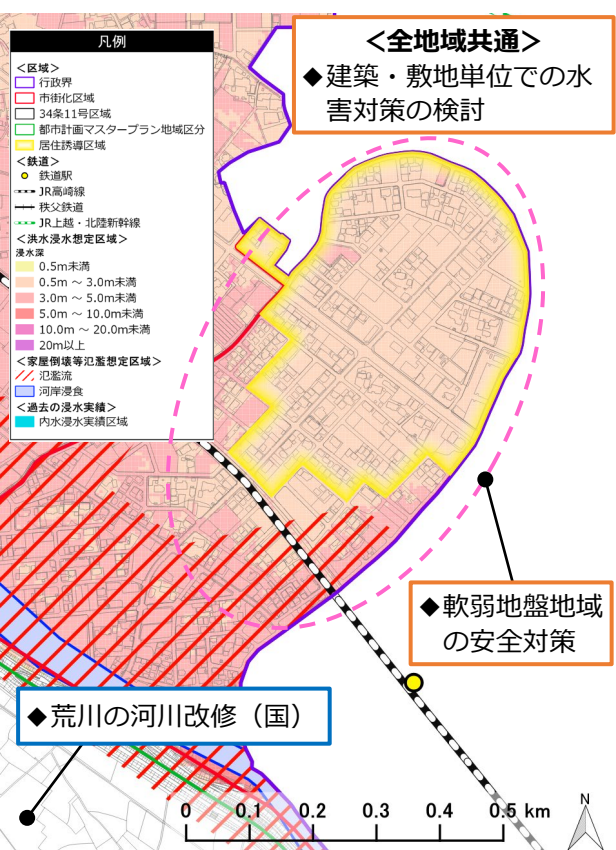
《西部地域の主な取組内容》



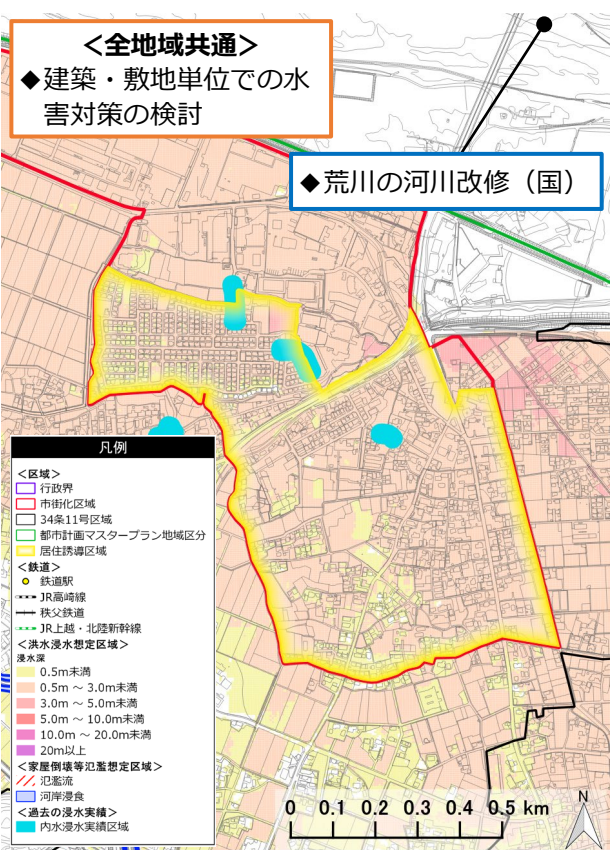
《北部地域の主な取組内容》



《東部地域の主な取組内容》



《南部地域の主な取組内容》



6 具体的な取組及びスケジュールの検討

地区ごとの取組方針を踏まえ、具体的なハード・ソフトの取組及びスケジュールの検討結果は以下のとおりです。

(1) 国及び県による取組

《国及び県による具体的なハード取組及びスケジュール》

凡例：(→ : 整備期間等)

取組 種別	災害 リスク 対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
の 河 整 川 備 等	低減	荒川の河川改修（堤防整備等）	国	中央・東部 ・南部			→
		利根川の河川改修（堤防整備等）		北部			→
		県管理河川（荒川水系、利根川水系）の整備	県	市全域			→

◆河川等の整備

荒川の河川改修（堤防整備等）【主な実施地域：中央・東部・南部】

- ・流域における浸水被害の軽減を図るため、河川整備計画に基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策である堤防整備等を促進します。

利根川の河川改修（堤防整備等）【主な実施地域：北部】

- ・流域における浸水被害の軽減を図るため、河川整備計画に基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策である堤防整備等を促進します。

県管理河川（荒川水系、利根川水系）の整備【主な実施地域：市全域】

- ・河川の改修（河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸、調節池の設置等）の促進を図るため、県へ要望を行います。

(2) 市の既存施策に基づく取組

《市の既存施策に基づく具体的なハード・ソフト取組及びスケジュール》

凡例：( : 整備期間等  : 継続的に随時実施)

取組 種別	災害 リスク 対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
の 河 整 川 備 等	低減	新星川（準用河川）の改修	市	中央・東部			
		下水道（雨水管渠）の整備		西部			
都市・建 造 強 化 の	低減	遊水機能を有する緑地・農地の保全	市	市全域			
		建築物・施設等の耐震性の向上		中央			
		防火地域・準防火地域の指定の検討					
		軟弱地盤地域の安全対策		北部・東部 ・南部			
避難体 制 の 整備	低減	都市公園の新設、既設公園の再整備	市	市全域			
		避難路（広幅員道路）の整備					
		防災用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄					
		避難誘導体制の確立					
		民間事業者等との災害時応援協定の締結促進	市 / 事業者				
地域防 災 力 の 向 上	低減	マイタイムライン（自身の避難行動計画）の作成促進	市 / 住民	市全域			
		自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成					
		総合防災訓練の実施					
		地区防災計画の策定促進	市 / 住民/ 事業者				
		事業所等の防災組織の整備促進	市 / 事業者				
		要配慮者利用施設の避難体制の整備					
災害リ スク の 周知・研 究 の	低減	洪水・内水・土砂災害ハザードマップの周知	市	市全域			
		防災知識の普及活動の推進					
		Ｌアラート、メルくま、防災アプリなど複数媒体による災害情報伝達方法の確保					
		防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成の検討					

◆河川等の整備

新星川（準用河川）の改修【主な実施地域：中央・東部】

- ・市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修を推進します。（総合振興計画）

下水道（雨水管渠）の整備【主な実施地域：西部】

- ・雨水を排除し、内水浸水を防ぐため、下水道の雨水管渠の整備を推進します。（地域防災計画）

◆都市・建築物の構造強化

遊水機能を有する緑地・農地の保全【主な実施地域：市全域】

- ・遊水機能や大規模地震発生時の火災の延焼防止等、防災上の機能を担う緑地及び農地の保全を推進します。（地域防災計画）

建築物・施設等の耐震性の向上【主な実施地域：中央】

- ・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図り、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害の軽減に努めます。（地域防災計画）

防火地域・準防火地域の指定の検討【主な実施地域：中央】

- ・不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し市街地における延焼火災の危険性を軽減するため防火地域及び準防火地域の指定の拡大を検討します。（地域防災計画）

軟弱地盤地域の安全対策【主な実施地域：北部・東部・南部】

- ・液状化ハザードマップの改定及び配布等を通じて、建築物を建てる際の注意喚起を図るとともに、液状化対策工法等の普及啓発を行います。（地域防災計画）

◆避難所・避難体制の整備

都市公園の新設、既設公園の再整備【主な実施地域：市全域】

- ・震災時における延焼防止機能、避難地としての救援救護拠点機能及び洪水時の緊急避難場所としての高台機能などを有する都市公園の新設や既設公園の再整備を推進します。（地域防災計画）
- ・水の確保、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の設置等の災害応急対策施設の整備も推進します。（地域防災計画）

避難路（広幅員道路）の整備【主な実施地域：市全域】

- ・火災延焼遮断帯及び災害時の避難路としての機能を持った広幅員道路の計画的な整備を推進します。（地域防災計画）

防災用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄【主な実施地域：市全域】

- ・防災用資機材や医療救護資機材、食料、生活必需品等に関する備蓄計画の策定により、適切な備蓄目標量を設定し、災害時に備蓄の不足等が生じないように努めます。(総合振興計画)

避難誘導体制の確立【主な実施地域：市全域】

- ・震災時及び洪水時を想定し、要避難地域における避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難誘導体制の確立に努めます。また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理及び運営に関して定めたマニュアルを整備し必要に応じ見直しを行います。(地域防災計画)

民間事業者等との災害時応援協定の締結促進【主な実施地域：市全域】

- ・民間事業者等の情報や調達力、機動力等を取り入れて、より迅速で的確に災害に対処していくため、引き続き、高層建築物所有者等との災害時応援協定の締結を進め、防災力の強化を図ります。(地域防災計画)

◆地域防災力の向上**マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成促進【主な実施地域：市全域】**

- ・台風が発生してから河川が氾濫するまでの命を守る避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成を促進します。(洪水対応タイムライン)

自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成【主な実施地域：市全域】

- ・災害に備える自助の強化・向上を図るため、自主防災組織の結成や活動の支援を行うとともに、県や日本防災士会と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う地域防災リーダーの育成に努めます。(地域防災計画)

総合防災訓練の実施【主な実施地域：市全域】

- ・県、市、防災関係機関、住民、事業所等が合同して、「情報収集伝達訓練」「広報・避難誘導訓練」「負傷者救急救護訓練」「救援物資輸送及び搬送訓練」「住民災害対応合同訓練」などを実施します。(地域防災計画)

地区防災計画の策定促進【主な実施地域：市全域】

- ・地域住民と事業所等が連携した地区防災計画の策定の促進及び啓発に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図ります。(地域防災計画)

事業所等の防災組織の整備促進【主な実施地域：市全域】

- ・大規模な災害が発生した場合は、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大の防止に努めます。(地域防災計画)

要配慮者利用施設の避難体制の整備【主な実施地域：市全域】

- ・地域防災計画に名称や所在地が定められ、洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域に立地している要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務とされたことから、地域防災計画を適宜更新するとともに、周知徹底に取り組めます。（水防法に基づく要配慮者利用施設・大規模工場等の避難確保等の取り組み）

◆災害リスクの周知・研究

洪水・内水・土砂災害ハザードマップの周知【主な実施地域：市全域】

- ・大雨に起因して発生する河川氾濫や内水氾濫、土砂災害に関するハザード情報をはじめ、避難場所の位置や緊急連絡先、情報連絡経路等について、市民、事業所等に対し周知徹底を図ります。（地域防災計画）
- ・関係法令や基準の改正等に応じ、適切なハザードマップの更新を行います。（地域防災計画）

防災知識の普及活動の推進【主な実施地域：市全域】

- ・災害の種別、特性及び一般的知識など全ての市民が「自らの身は自らが守る」上で必要となる防災知識をインターネット、市報、講習会などを活用して、効果的な普及を図ります。（地域防災計画）

Lアラート、メルくま、防災アプリなど複数媒体による災害情報伝達方法の確保【主な実施地域：市全域】

- ・災害時における市民への情報伝達手段として、防災行政無線や FM クマガヤなどに加え、Lアラート（災害情報共有システム）、メルくま（メール配信サービス）、防災アプリ「全国避難所ガイド」などの活用を推進します。（国土強靱化地域計画）

防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成の検討【主な実施地域：市全域】

- ・地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施を検討します。（地域防災計画）
- ・防災アセスメントで把握した地域の災害危険度を自治会、学校区等の地域単位でとりまとめ、実践的な防災対策に活用していくため、地区別防災カルテの作成について研究を行います。（地域防災計画）

(3) 防災指針の検討結果等に基づくその他の取組

《防災指針の検討結果等に基づくその他の具体的なハード・ソフト取組及びスケジュール》

凡例：(→)：整備期間等 (→)：継続的に随時実施)

取組 種別	災害 リスク 対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
都市・建築物の 構造強化	低減	氾濫流に対応可能な構造での建物立地 (市有地)	市	中央・北部	→	→	→
		建築・敷地単位での水害対策の検討		市全域	→	→	→
	回避	届出・勧告による住宅立地の抑制		居住誘導区域 外	→	→	→
避難体制の 整備	低減	廃校となった小・中学校施設における防 災機能の確保	市	市全域	→	→	→
周知・研究の	低減	立地適正化計画（防災指針）の周知	市	市全域	→	→	→
		宅地建物取引上の重要事項説明として水 害・土砂災害リスクを周知	市 / 事業者		→	→	→

◆都市・建築物の構造強化

氾濫流に対応可能な構造での建物立地（市有地）【主な実施地域：中央・北部】

- ・居住誘導区域における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）指定区域内（市有地）で建物を立地する際は、氾濫流に対応可能なRC造など非木造の建物構造とします。

建築・敷地単位での水害対策の検討【主な実施地域：市全域】

- ・浸水時に垂直避難の困難な建物が多い地域を中心に、宅地のかさ上げ、高床化、止水板の設置等を誘導する地区計画を検討します。

届出・勧告による住宅立地の抑制【主な実施地域：居住誘導区域外】

・届出や勧告制度を適切に運用し、災害リスクの高いエリアへの住宅の立地を抑制します。

◆避難所・避難体制の整備**廃校となった小・中学校施設における防災機能の確保【主な実施地域：市全域】**

・将来的な統廃合により廃校となる小・中学校施設においては、建物の耐用年数や継続的な利活用の可能性などを踏まえながら防災施設としての活用を検討します。

◆災害リスクの周知・研究**立地適正化計画（防災指針）の周知【主な実施地域：市全域】**

・市民への防災知識の普及や地域防災力の向上を図るため、防災指針における災害リスク分析に基づく課題、取組方針及び取組内容の周知を図ります。

宅地建物取引上の重要事項説明として水害・土砂災害リスクを周知【主な実施地域：市全域】

・宅地建物取引の際の重要事項説明とされている水害・土砂災害リスクについて、民間事業者への周知を徹底します。

7 目標値の検討

防災上の対応方針の実現に向けて計画的に対策の進捗を図るための目標値を以下のよう

に設定しました。
なお、「自主防災組織率」と「自主防災組織訓練実施数」は短期目標、「災害時応援協定における民間事業者との一時避難場所提供の締結数」と「住宅の耐震化率」は長期目標としたため、目標値の年次が異なります。

《防災指針に基づく目標値》

指標	現状値	目標値
自主防災組織率	<平成 30 年> 70.69%	<令和 9 年> 80.00%
自主防災組織訓練実施数	<平成 30 年> 211 回/年	<令和 9 年> 260 回/年
災害時応援協定における民間事業者との一時避難場所提供の締結数	<令和 3 年> 8 社	<令和 23 年> 8 社以上
住宅の耐震化率	<令和元年> 92.4%	<令和 23 年> 98.0%

第7章 誘導施策

第7章では、居住誘導及び都市機能誘導等の実現に向けた取組を示します。

1 誘導施策の設定方針

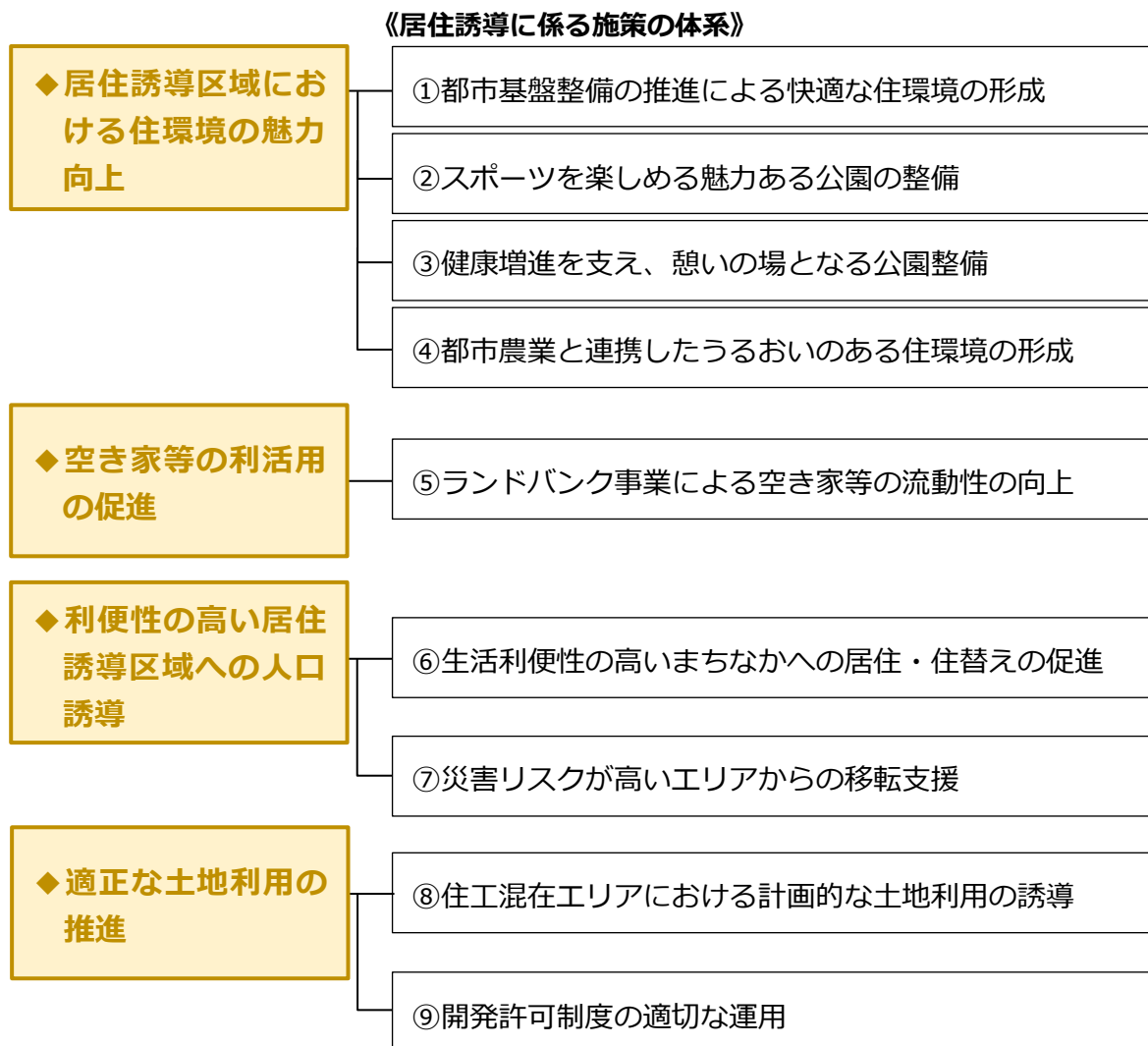
本市での既存施策や今後の予定施策等を踏まえ、立地適正化計画のまちづくり方針の実現に向けた誘導施策の設定方針は以下のとおりです。

《立地適正化計画のまちづくり方針と誘導施策の設定方針》

立地適正化計画のまちづくり方針		誘導施策の設定方針
【居住誘導と防災の方針】	◆良好な都市基盤や生活利便性の高さを生かして、人口密度の維持や新たな居住の誘導を図る ※防災に係る取組は第6章防災指針で整理	◆居住誘導区域における住環境の魅力向上 ◆空き家等の利活用の促進 ◆利便性の高い居住誘導区域への人口誘導 ◆適正な土地利用の推進
【都市機能誘導の方針】	◆市の中心的な役割を担う都市拠点には、高次都市機能をはじめとした都市機能施設の維持・充実、官民連携での公共施設の集約化・再配置等による魅力やにぎわいの向上を図る	◆都市拠点の魅力とにぎわいの向上
	◆地域の中心的な拠点では、商業機能・医療機能・高齢者福祉機能など、日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図る	◆暮らしを支える都市機能施設の維持・充実
【公共交通の方針】	◆多様な移動手段による生活が可能な公共交通ネットワークの維持・充実を図る	◆公共交通のネットワークの維持・充実

2 居住誘導に係る施策

誘導施策の設定方針に基づき、居住誘導に係る施策を以下のとおり定めます。



《施策の内容》

①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成【対象区域：居住誘導区域（都市基盤整備の未実施区域）】
・ 計画的に実施してきた土地区画整理事業や下水道整備、狭あい道路の解消に向けた取組等を継続して推進することにより、災害に強い安心・安全で快適な住環境を形成します。
②スポーツを楽しめる魅力ある公園の整備【対象区域：居住誘導区域（荒川公園）】
・ 荒川公園では、アリーナ整備との連携や Park-PFI の活用検討などにより、魅力的なスポーツに親しむことができる空間整備を目指します。

③健康増進を支え、憩いの場となる公園整備【対象区域：居住誘導区域（全域）】

- ・公園は、市民の健康増進や日常生活における憩いの場となるため、遊具等の公園施設について、特性に応じた計画的な改修を推進します。

④都市農業と連携したうるおいのある住環境の形成【対象区域：居住誘導区域（全域）】

- ・都市農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能を有しているため、保全・活用を図り、うるおいのある住環境を形成します。

⑤ランドバンク事業による空き家等の流動性の向上**【対象区域：居住誘導区域（全域）】**

- ・「埼玉空き家バンク」の充実や、「全国版空き家・空き地バンク」の活用により、空き家所有者と利用者のマッチングを推進し、利活用を促進します。
- ・また、利活用に必要なリフォーム費用等について、国の各種補助事業や一般社団法人移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」、各金融機関が行っている融資制度等を周知し、利活用の促進を図ります。

【対象区域：居住誘導区域（中心市街地）】

- ・JR 熊谷駅を中心とした中心市街地について、空き家・空き店舗（遊休不動産）を住居やオフィス又は店舗として利活用できるように、不動産事業者等と連携し、物件の流動化と利便地域への居住推進を図る仕組みの構築・支援を目指します。

⑥生活利便性の高いまちなかへの居住・住替えの促進【対象区域：居住誘導区域（全域）】

- ・「従業員転入奨励金制度」、「三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業」等の既存の転入・定住助成制度の活用や拡充を検討するとともに、地域の不動産事業者や金融機関等と連携を図りながら、利便性の高い誘導区域への居住を促進します。

⑦災害リスクが高いエリアからの移転支援【対象区域：災害レッドゾーン・災害イエローゾーン】

- ・災害リスクが高いエリアにおける居住者を対象として、居住誘導区域への移転に係る総合的な支援を検討します。

⑧住工混在エリアにおける計画的な土地利用の誘導【対象区域：工業系用途地域】

- ・地区計画制度等の活用により、工業系用途地域における既存工場等の操業環境を維持していきます。

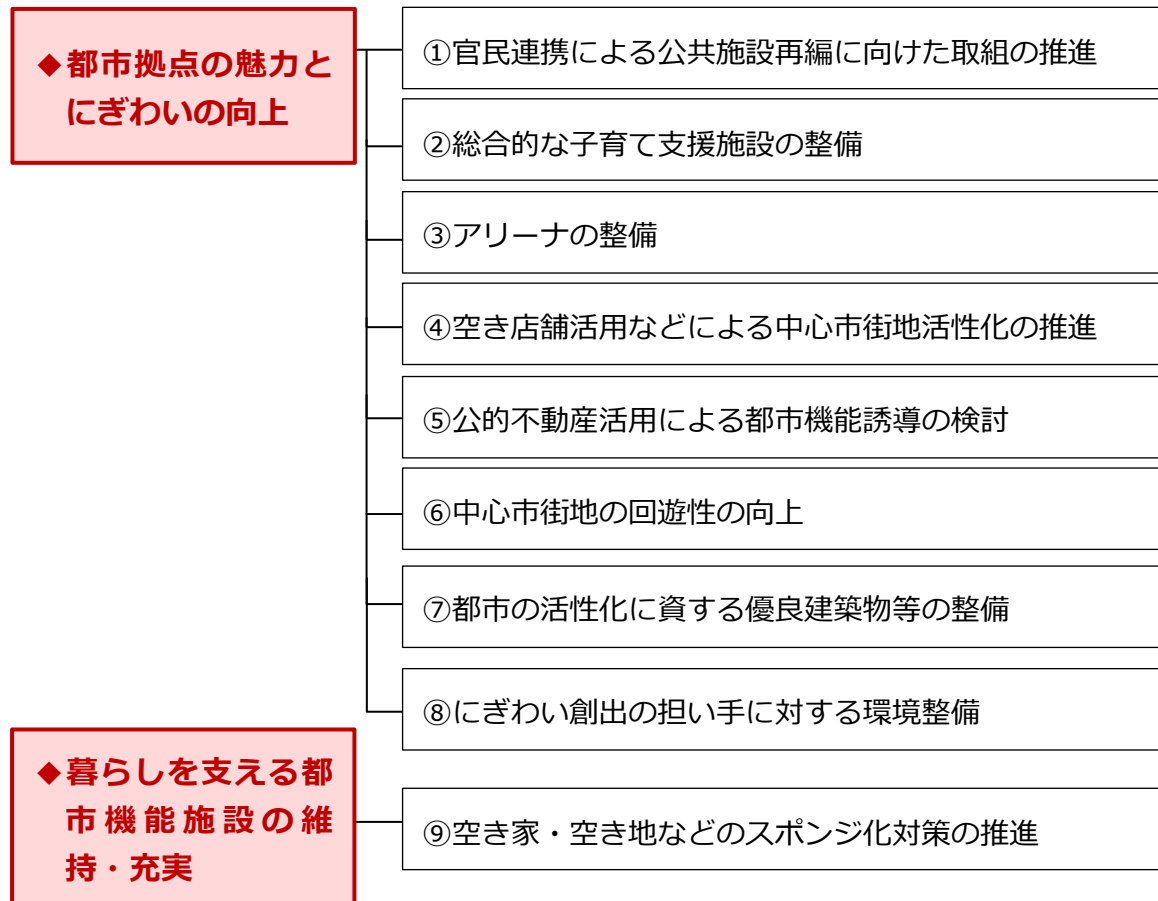
⑨開発許可制度の適切な運用【対象区域：市街化調整区域】

- ・市街化調整区域における開発許可制度の適切な運用を行い、浸水リスクの低い地区へ居住を誘導するとともに新たな郊外居住によるスプロール化を防止します。

3 都市機能誘導に係る施策

誘導施策の設定方針に基づき、都市機能誘導に係る施策を以下のとおり定めます。

《都市機能誘導に係る施策の体系》



《施策の内容》

①官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】
・まちのにぎわいや新たな交流を生み出すため、公共施設の集約化・再配置にあたり、民間事業者との積極的な連携を検討します。
②総合的な子育て支援施設の整備【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】
・安心できる子育て環境と健やかな暮らしを実現するため、子育て支援・行政・保健機能を有する総合的な子育て支援施設を整備します。
③アリーナの整備【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】
・スポーツ・文化活動などの市民のレクリエーション環境の充実を図るとともに、交流人口の拡大を目指してアリーナを整備します。 ・アリーナは、災害時の避難等、地域防災力の向上に資する機能を備えたものとします。

④空き店舗活用などによる中心市街地活性化の推進【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】

- ・空き店舗等を利用して事業運営を行う者を支援するとともに、活用促進を通じて、市民の暮らしやすさの向上と地域商業の活性化を図ります。

⑤公的不動産活用による都市機能誘導の検討【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】

- ・埼玉県と連携し、暫定的に駐車場利用を行っている旧熊谷会館跡地を活用した誘導施設の立地や、コミュニティひろばにおける（仮称）北部地域振興交流拠点の立地を検討します。

⑥中心市街地の回遊性の向上【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】

- ・街路等の公共空間の改変や民間事業者のオープンスペースの提供・利活用等の官民連携により、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進します。

⑦都市の活性化に資する優良建築物等の整備【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】

- ・優良な共同住宅供給の支援による中心市街地の活性化、医療や福祉等の都市機能の導入によるまちの活力の維持・充実に図るため、優良建築物等の整備を推進します。

⑧にぎわい創出の担い手に対する環境整備【対象区域：都市機能誘導区域（都市拠点）】

- ・中心市街地の活性化及びにぎわいの創出に向けた継続性のある活動を実践する人材や組織を支援します。

⑨空き家・空き地などのスポンジ化対策の推進【対象区域：都市機能誘導区域（都市・副都市・地域拠点）】

- ・空き家・空き地を活用し、地域に必要な施設等の立地誘導を図るため、低未利用土地権利設定等促進計画の作成、立地誘導促進施設協定の締結、空間再編賑わい創出事業の実施を検討します。

4 公共交通に係る施策

誘導施策の設定方針に基づき、公共交通に係る施策を以下のとおり定めます。

《公共交通に係る施策の体系》

◆公共交通のネットワークの維持・充実

- ①地域公共交通網形成計画（改定後は地域公共交通計画）に基づく公共交通の再編等
- ②円滑な市内移動を実現する公共交通ネットワークの検討

《施策の内容》

①地域公共交通網形成計画（改定後は地域公共交通計画）に基づく公共交通の再編等 【対象区域：市全域】

- ・免許返納等による公共交通需要への対応をはじめ、公共交通の利用促進・利用転換を図るため、啓発活動や潜在需要を掘り起こす施策を展開します。

②円滑な市内移動を実現する公共交通ネットワークの検討【対象区域：市全域】

- ・社会情勢の変化に応じた地域公共交通計画の策定を進めます。
- ・各拠点間の連携強化や基幹的公共交通軸の補完、公共交通空白地域の解消に向け、鉄道・バス・タクシー、新たな移動手段等を包括する公共交通ネットワークの再構築を目指します。

5 低未利用土地利用等指針

空き家・空き地等の低未利用土地が小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するにあたり、居住や都市機能の誘導に大きな障害となることが懸念されます。

そのため、市街化区域を中心として点在している低未利用土地の適切な管理と有効利用の促進を目指して「低未利用土地利用等指針」を定めます。

＜低未利用土地利用等指針＞

- ・空き家・空き地等の低未利用土地について、複数の土地の利用権等の交換・集約・区画再編等を通じて一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」といった制度の活用を検討します。

《利用及び管理指針》

種別	指針
利用指針	◆居住誘導区域 ・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨する。 ・地域コミュニティの活動を促すため、広場・緑地としての空き地の利用、集会施設・交流施設としての空き家の利用を推奨する。 ◆都市機能誘導区域 ・リノベーションによる空き家や空き店舗等の利活用を推奨する。 ・オープンカフェや広場、誘導施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨する。
管理指針	土地・建物所有者等は、近隣住民や地域の居住環境に悪影響を及ぼさないよう、次のような適切な管理を行う必要があります。 ・樹木や雑草の繁茂及び病虫害の発生を予防するため定期的な剪定や除草等を行うこと。 ・ゴミ等の放置、不法投棄、落書きなどを予防するために適切な措置を講じ、衛生上有害な状態や景観を損なわないよう適切な管理を行うこと。 ・建物の腐朽により、倒壊や建築部材の剥落、飛散などしないよう、保安上適切な管理・対策を行うこと。 ・火災や犯罪の温床にならないよう、必要な対策を行うこと。

第8章 目標指標と進行管理及び届出制度

第8章では、本計画の達成状況を把握する目標指標の設定、本計画の見直し等の進行管理、誘導区域外での立地に必要な届出の考え方を示します。

1 目標指標の設定

(1) 目標指標について

都市計画運用指針（第11版令和2年9月改正）では、本計画の評価について、以下のような考えが示されています。

- ◆立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。
- ◆また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。
- ◆この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

本市においては、立地適正化計画のまちづくりの方針や誘導施策を踏まえ、それらの達成状況を評価する指標と目標値を設定し、本計画を適切に管理することとします。

(2) 目標指標の設定

目標指標は、①居住誘導、②都市機能誘導、③公共交通の観点に基づき設定を行います。また、それらの目標指標が達成されたことにより、④期待される効果についても定量的な目標指標の設定を行います。

《①居住誘導の目標指標》

指標	現状値（H27）	目標値（R23）
居住誘導区域内の人口密度の低下抑制	56.2 人/ha	50.0 人/ha

【指標設定の考え方】

都市機能の充実と居住誘導により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているかを確認

【目標値達成のため居住誘導区域への誘導が必要な人口】

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に基づき令和 23（2041）年の居住誘導区域の人口密度を算出した結果、45.7 人/ha になることが見込まれています。

目標値である 50.0 人/ha を達成するには、8,260 人を居住誘導区域へ誘導する必要があります（1 年間に約 410 人）。

【居住誘導区域への誘導が必要な人口の考え方】

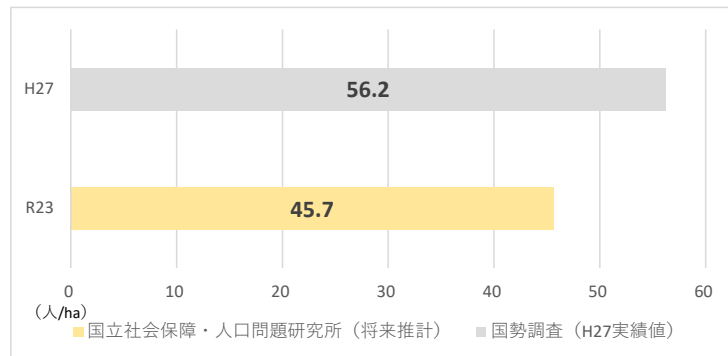
①R23 の居住誘導区域内の人口：88,143 人（人口密度 45.7 人/ha）

②目標値達成に必要な R23 の居住誘導区域の人口：96,403 人（人口密度 50.0 人/ha）

⇒居住誘導区域への誘導が必要な人口：8,260 人（②－①）

※居住誘導区域面積：1929.9ha

《参考 居住誘導区域内の人口密度の将来見込み》



《②都市機能誘導の目標指標》

指標	拠点名称	現状値（R3）	目標値（R23）
各都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の種類の維持・充実	熊谷駅周辺	12/15※	12/15 以上
	籠原駅周辺	7/11	7/11 以上
	妻沼地域	3/5	3/5 以上
	江南地域	4/5	4/5 以上

※熊谷駅周辺の都市機能誘導区域には 15 種類の誘導施設が設定され、R3 時点では 12 種類が立地

【指標設定の考え方】

都市機能誘導区域内で、誘導施設の維持・誘導が適切に行われているかを確認

《③公共交通の目標指標》

指標	現状値（H27）	目標値（R23）
基幹的公共交通徒歩圏の人口カバー率の向上	43.7%	46.0%以上

【指標設定の考え方】

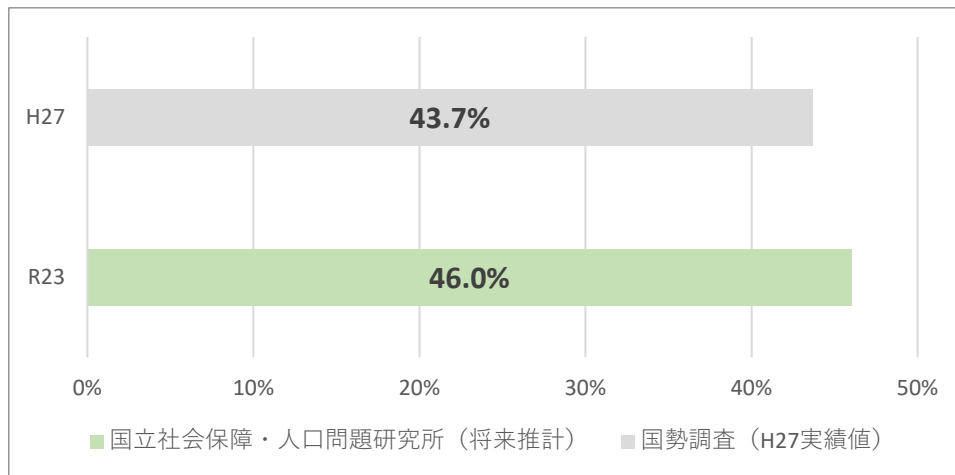
公共交通の維持・充実や利用促進を図る各種施策により、居住者が公共交通沿線に居住し、公共交通を利用しやすい市民の割合が増えているかを確認

【参考 基幹的公共交通徒歩圏とは】

基幹的公共交通徒歩圏とは、以下のいずれかに該当する区域です。

- ・鉄道駅（半径 800m）
- ・1日に運行本数が片道 30 本以上のバス停（半径 300m）

《参考 基幹的公共交通徒歩圏の人口カバー率の将来見込み》



《④居住誘導・都市機能誘導・公共交通の目標指標の達成により期待される効果》

指標	現状値（R3）	目標値（R23）
定住意向を示す市民の割合の増加	71.7%	71.7%以上

【指標設定の考え方】

誘導施設が集積し、そこへアクセス可能な公共交通が充実することで、市民の暮らしに対する満足度が上昇し、定住意向を示す市民の割合が増加することを期待

2 進行管理

都市計画運用指針（第 11 版令和 2 年 9 月改正）では、本計画の進行管理について、以下のような考えが示されています。

市町村は、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討するべきである

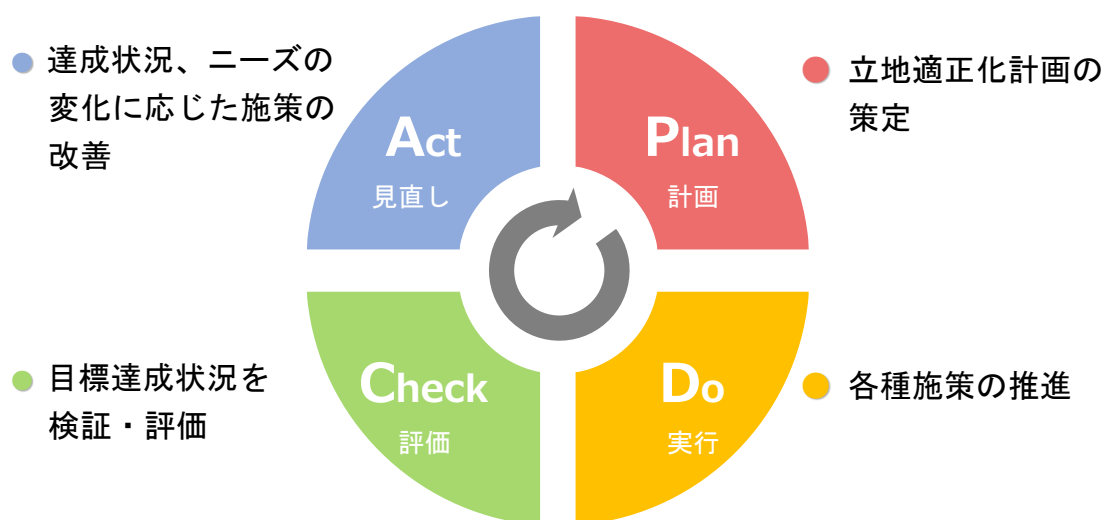
本市においても、PDCA サイクルの考え方に基づき、本計画の計画期間である令和 4 年～令和 23 年にかけて、おおむね 5 年ごとに評価指標の調査、分析による評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

なお、本計画の評価を行う際は、「熊谷市都市計画マスタープラン（第 7 章 市街化調整区域の整備及び保全の方針）」、「熊谷市地域公共交通網形成計画」と連携を図るとともに、評価結果については都市計画審議会等への報告、市ホームページ等での周知を行います。

また、社会情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、本計画の見直しが必要となった場合は、適切に見直しを行います。

進行管理にあたっては、目標指標において設定した値を活用し、これらの達成状況の確認を行います。

《PDCA サイクルのイメージ》



3 届出制度

(1) 届出制度について

都市再生特別措置法第 88 条または、第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられます。また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

更に、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の 30 日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

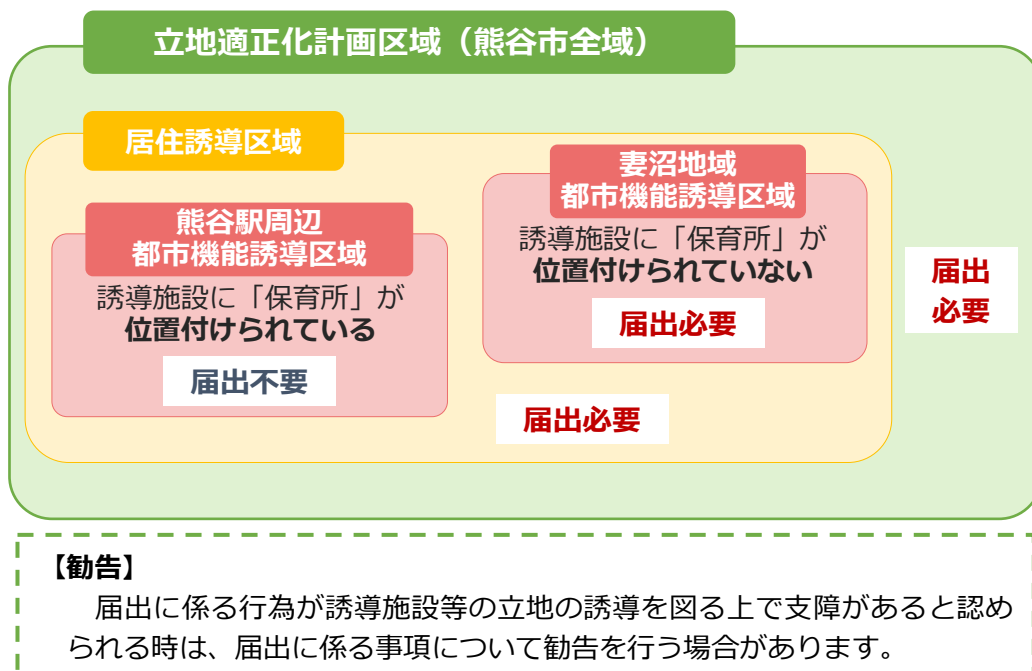
届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うものです。

(2) 都市機能誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第 108 条）

《届出の対象となる行為》

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

《届出のイメージ（誘導施設である保育所を設置する場合）》

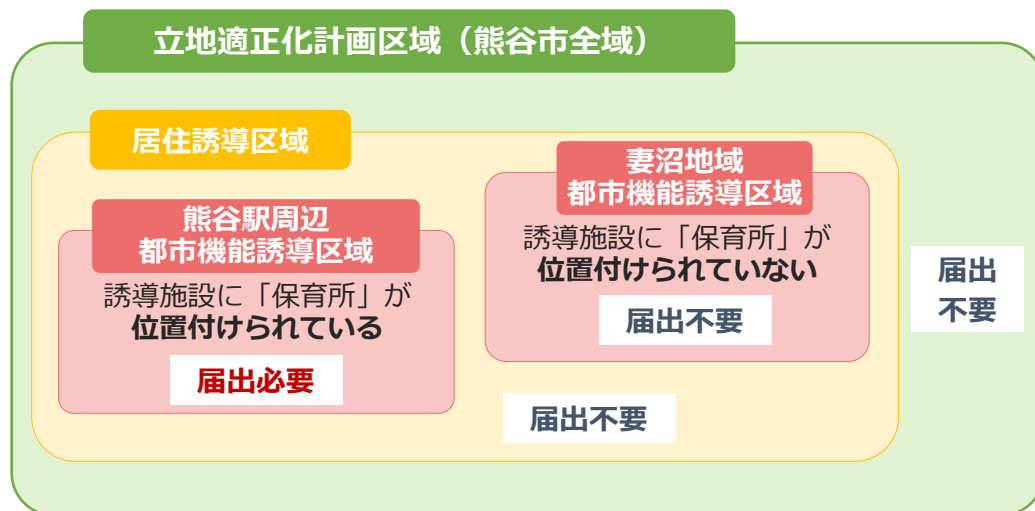


(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告（都市再生特別措置法第108条の2）

【届出の対象となる行為】

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休廃止しようとする場合

《届出のイメージ（誘導施設の保育所を休止または廃止する場合）》

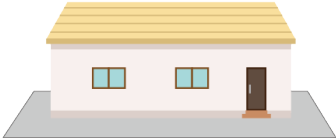


【助言・勧告】

新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

(4) 居住誘導区域外における届出・勧告(都市再生特別措置法第88条)

《届出の対象となる行為》

開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為 届出必要  届出必要  ◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの (例) 1,300㎡、1戸の開発行為 届出必要  (例) 800㎡、2戸の開発行為 届出不要 
建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例) 3戸の建築行為 届出必要  届出必要  ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 (例) 1戸の建築行為 届出不要 

【勧告】

届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。